

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2020年1月1日
(第156期) 至 2020年12月31日

株式会社荏原製作所

(E01542)

第156期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社荏原製作所

目 次

	頁
第156期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	10
2 【事業等のリスク】	17
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
4 【経営上の重要な契約等】	27
5 【研究開発活動】	28
第3 【設備の状況】	30
1 【設備投資等の概要】	30
2 【主要な設備の状況】	30
3 【設備の新設、除却等の計画】	32
第4 【提出会社の状況】	33
1 【株式等の状況】	33
2 【自己株式の取得等の状況】	58
3 【配当政策】	59
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	60
第5 【経理の状況】	87
1 【連結財務諸表等】	88
2 【財務諸表等】	144
第6 【提出会社の株式事務の概要】	160
第7 【提出会社の参考情報】	161
1 【提出会社の親会社等の情報】	161
2 【その他の参考情報】	161
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	162
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月29日

【事業年度】 第156期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

【会社名】 株式会社荏原製作所

【英訳名】 EBARA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 浅見 正男

【本店の所在の場所】 東京都大田区羽田旭町11番1号

【電話番号】 03(3743)6111

【事務連絡者氏名】 執行役 経理財務統括部長 細田 修吾

【最寄りの連絡場所】 東京都大田区羽田旭町11番1号

【電話番号】 03(3743)6111

【事務連絡者氏名】 執行役 経理財務統括部長 細田 修吾

【縦覧に供する場所】 株式会社荏原製作所大阪支社
（大阪市北区堂島一丁目6番20号）
株式会社荏原製作所中部支社
（名古屋市西区菊井二丁目22番7号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第151期	第152期	第153期	第154期	第155期	第156期
決算年月	2016年 3月	2017年 3月	2017年 12月	2018年 12月	2019年 12月	2020年 12月
売上高 (百万円)	486,235	476,104	381,993	509,175	522,424	523,727
経常利益 (百万円)	36,471	28,464	16,529	31,281	35,571	36,859
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	17,254	20,587	9,531	18,262	23,349	24,473
包括利益 (百万円)	9,794	17,429	13,473	12,493	25,043	24,113
純資産額 (百万円)	250,444	277,509	284,788	286,778	291,827	304,470
総資産額 (百万円)	579,860	588,457	612,919	591,582	595,239	621,578
1株当たり純資産額 (円)	2,590.82	2,672.19	2,735.94	2,795.72	2,981.91	3,106.10
1株当たり当期純利益金額 (円)	185.58	213.71	93.84	179.94	241.79	256.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	169.42	201.53	93.32	178.99	240.57	255.82
自己資本比率 (%)	41.6	46.1	45.3	47.3	47.7	47.7
自己資本利益率 (%)	7.2	8.0	3.5	6.6	8.3	8.4
株価収益率 (倍)	12.7	17.0	45.8	13.7	13.8	13.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	21,528	33,816	44,157	34,610	26,720	64,234
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△14,344	△18,563	△7,906	△15,927	△24,077	△29,071
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9,655	△15,102	11,296	△46,412	△20,188	△9,628
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	91,185	90,683	139,102	110,556	93,351	120,544
従業員数 (名)	16,270	16,317	16,219	16,556	17,080	17,480

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 従業員数は、就業人員数を記載しています。

3 2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。第151期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

4 第152期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第151期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっています。

5 2017年6月23日開催の第152期定時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。従って、第153期は2017年4月1日から2017年12月31日の9か月間となっています。第153期においては、当社及び3月決算であった連結子会社は4月1日から12月31日までの9か月間、12月決算である連結子会社は1月1日から12月31日までの12か月間をそれぞれ連結対象期間としています。また、第153期の自己資本利益率及び株価収益率は9か月決算に基づいて算出しています。

6 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を第155期の期首から適用しており、第154期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっています。

7 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2018年3月30日）を第156期の期首から適用しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第151期	第152期	第153期	第154期	第155期	第156期
決算年月	2016年 3月	2017年 3月	2017年 12月	2018年 12月	2019年 12月	2020年 12月
売上高 (百万円)	210,948	223,366	153,107	236,299	220,266	230,975
経常利益 (百万円)	25,293	25,502	11,631	19,605	17,317	24,785
当期純利益 (百万円)	20,277	24,371	13,664	14,532	15,978	23,254
資本金 (百万円)	68,760	78,764	78,815	79,066	79,155	79,451
発行済株式総数 (千株)	466,044	508,680	101,783	101,957	95,129	95,391
純資産額 (百万円)	212,426	251,600	258,886	259,767	254,822	271,459
総資産額 (百万円)	429,910	458,144	475,975	445,799	436,087	454,853
1株当たり純資産額 (円)	2,273.25	2,464.24	2,536.78	2,585.52	2,666.94	2,838.32
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	12.00 (6.00)	36.00 (6.00)	45.00 (30.00)	60.00 (30.00)	60.00 (30.00)	90.00 (30.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	218.10	252.98	134.53	143.19	165.46	244.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	199.11	238.57	133.78	142.44	164.62	243.08
自己資本比率 (%)	49.2	54.6	54.1	58.0	58.2	59.5
自己資本利益率 (%)	9.8	10.6	5.4	5.6	6.2	8.9
株価収益率 (倍)	10.8	14.4	31.9	17.3	20.1	13.8
配当性向 (%)	27.5	23.7	33.4	41.9	36.3	36.9
従業員数 (名)	4,022	4,014	3,898	3,921	4,016	4,047
株主総利回り (比較指標：配当込TOPIX) (%)	95.1 (89.2)	148.1 (102.3)	175.9 (124.3)	106.4 (104.5)	142.4 (123.4)	147.7 (132.5)
最高株価 (円)	643	3,700 (593)	4,725	4,745	3,500	3,570
最低株価 (円)	418	2,806 (447)	2,964	2,293	2,321	1,715

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 2 従業員数は、就業人員数を記載しています。
- 3 2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。第151期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。
- 4 第152期の1株当たり配当額36.00円は、中間配当額6.00円と期末配当額30.00円の合計となります。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施していますので、中間配当額6.00円は株式併合前の金額、期末配当額30.00円は株式併合後の金額となります。当該株式併合を踏まえて換算した場合、中間配当額は30.00円となるため、期末配当額30.00円を加えた年間配当額は1株当たり60.00円となります。
- 5 2017年6月23日開催の第152期定時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。従って、第153期は2017年4月1日から2017年12月31日の9か月間となっています。また、第153期の自己資本利益率及び株価収益率は9か月決算に基づいて算出しています。
- 6 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を第155期の期首から適用しており、第154期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっています。
- 7 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。なお、第152期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式併合前の最高株価及び最低株価は（ ）内に記載しています。
- 8 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2018年3月30日）を第156期の期首から適用しています。

2 【沿革】

年月	沿革
1912年11月	東京帝国大学井口在屋博士を主幹、畠山一清が所長となり、みのくち式機械事務所を創立〔創業〕。
1920年5月	荏原製作所を設立。工場を東京府荏原郡品川町に設け、みのくち式機械事務所の事業を継承し、渦巻ポンプ等の製造を開始。
1938年4月	東京市蒲田区羽田に羽田工場を建設し、品川より本社及び工場を移転。
1941年12月	川崎工場を新設。
1945年4月	戦災により羽田工場から川崎工場に生産を移管。
1955年1月	生産の主力を羽田工場に復帰。
1956年1月	水処理装置の製造及び販売を目的として、荏原インフィルコ株式会社を設立。
1964年4月	戦後初の海外事務所をタイ・バンコクに開設。
1964年6月	製品のアフターサービスを目的として、荏原サービス株式会社を設立。
1965年5月	藤沢工場を新設。日本で初めて標準ポンプ量産体制を確立。また冷凍機生産を羽田工場より移管。
1975年1月	戦後初の海外生産拠点としてブラジルに Ebara Industrias Mecanicas e Comercio Ltda. (現 EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA.) を設立。
1975年11月	袖ヶ浦工場を新設し、主としてコンプレッサ及びタービンの製造を開始。
1979年12月	東南アジアにおける標準ポンプの生産拠点として、インドネシアにPT. Ebara Indonesiaを設立。
1981年1月	北米のポンプ事業拠点として、米国にEbara International Corporation (現 EBARA PUMPS AMERICAS CORPORATION) を設立。
1987年7月	藤沢工場内に精密機械工場を建設し、半導体産業向け真空機器の生産を開始。
1989年1月	ステンレスプレス製標準ポンプの生産拠点として、イタリアにEbara Italia S.p.A. (現 Ebara Pumps Europe S.p.A.) を設立。
1992年8月	各種ボイラ等製缶品の生産拠点として、中国に青島荏原環境設備有限公司を設立。
1994年10月	荏原インフィルコ株式会社を吸収合併。
2000年4月	汎用風水力機械の営業部門を分離の上、荏原サービス株式会社に統合し、荏原テクノサーブ株式会社として営業開始。
2000年4月	コンプレッサ・タービン事業大手のElliott Company (米国) を完全子会社化。
2001年6月	CMP装置等の生産拠点として設立した株式会社荏原九州 (熊本県) が操業を開始。
2002年4月	コンプレッサ・タービン事業を分社化、株式会社荏原エリオット (千葉県) を設立。
2002年9月	冷熱機械事業を分社化、荏原冷熱システム株式会社を設立。
2003年5月	中国におけるAPIポンプの生産販売拠点として、嘉利特荏原ポンプ業有限公司を設立。
2005年4月	カンパニー制を導入。本社機能を担うコーポレートと、風水力機械、環境事業、精密・電子事業の3カンパニー体制とする。
2005年8月	中国における大型・高圧ポンプの生産販売拠点として、荏原博ポンプポンプ業有限公司 (現 荏原機械淄博有限公司) を設立。
2006年5月	中国における標準ポンプの生産・販売・サービス拠点として、荏原機械 (中国) 有限公司を発足。
2009年4月	グループ内の水処理事業を荏原エンジニアリングサービス株式会社 (現 水ing株式会社) へ統合。
2009年10月	グループ内の廃棄物処理事業を荏原環境プラント株式会社へ統合。
2010年1月	富津工場を新設し、羽田工場の機能を移転。
2010年3月	荏原エンジニアリングサービス株式会社を、三菱商事株式会社、日揮株式会社との三社提携による総合水事業会社とする。
2010年10月	株式会社荏原九州を吸収合併。
2012年4月	ポンプ事業のグループ内再編として、荏原テクノサーブ株式会社、株式会社荏原由倉ハイドロテック及び株式会社荏原環境テクノ北海道の三社を吸収合併。
2014年3月	中東におけるポンプの販売・サービス拠点として、UAEにEbara Pumps Middle East FZE を設立。
2015年6月	指名委員会等設置会社へ移行。
2015年8月	インドネシアの回転機械のメンテナンス会社 PT. Turbindo Chikara Surya (現 PT. Ebara Turbomachinery Services Indonesia) を買収。
2015年12月	ブラジルのポンプメーカ Thebe Bombas Hidráulicas S.A. (EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA. を存続会社とする吸収合併により消滅) を買収。
2016年11月	熊本事業所内に半導体製造装置の生産工場及びドライ真空ポンプのサービス工場を増設竣工。
2020年5月	北中米におけるポンプの販売・サービス拠点として、メキシコにEbara Pumps Mexico, S.A. de C.V. を設立。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社96社（うち連結子会社 96社）及び関連会社4社より構成されており、当社を中心として風水力事業、環境プラント事業、精密・電子事業、その他の各分野にわたり製造、販売、工事、保守、サービス等を行っています。

主な事業内容と当社、主要な連結子会社及び関連会社（持分法適用会社）の機能及び分担は、以下のとおりです。なお、この事業区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメント区分と同一です。

事業区分	主な事業内容	機能・分担	当社、主要な連結子会社及び関連会社 (持分法適用会社)
風水力事業	ポンプ、コンプレッサ、タービン、冷熱機械、送風機	製造及び販売	当社 株式会社荏原エリオット 荏原冷熱システム株式会社 株式会社荏原電産 株式会社荏原風力機械 EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA. 荏原機械（中国）有限公司 荏原機械淄博有限公司 嘉利特荏原ポンプ業有限公司（注）1 Ebara Pumps Europe S. p. A. Elliott Company 荏原冷熱システム（中国）有限公司
		エンジニアリング、工事、運転及び保守	当社
		販売及び保守	Ebara Engineering Singapore Pte. Ltd. Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd.
環境プラント事業	都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント、水処理プラント	エンジニアリング及び工事	荏原環境プラント株式会社 青島荏原環境設備有限公司 水ing株式会社（注）2
		運転及び保守	荏原環境プラント株式会社 水ing株式会社（注）2
		薬品製造及び販売	水ing株式会社（注）2
精密・電子事業	真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、排ガス処理装置	製造及び販売	当社
		販売及び保守	株式会社荏原フィールドテック Ebara Engineering Singapore Pte. Ltd. Ebara Technologies Inc. 上海荏原精密機械有限公司 Ebara Precision Machinery Korea Inc. 台湾荏原精密股份有限公司 Ebara Precision Machinery Europe GmbH
その他	—	ビジネスサポートサービス等	株式会社荏原エージェンシー

(注) 1 ポンプの中国語表記は石の下に水です。

2 持分法適用の関連会社です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱荏原エリオット	千葉県袖ヶ浦市	450	風水力事業	100.0 (100.0)	・役員1名兼任 ・当社がポンプを販売 ・当社がコンプレッサ・タービン等を購入 ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を借入
荏原冷熱システム㈱	東京都大田区	450	風水力事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社がポンプを販売 ・当社が冷凍機、冷却塔及び関連機器を購入 ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を貸与
㈱荏原電産	東京都大田区	450	風水力事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社が電気機械器具を購入 ・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を借入 ・当社が債務を保証
㈱荏原風力機械	三重県鈴鹿市	445	風水力事業	100.0	・当社が送風機及び関連機器を購入 ・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を貸与
荏原環境プラント㈱ (注)3	東京都大田区	5,812	環境プラント事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社がポンプを販売 ・当社がポンプ部品を販売 ・当社が工場での電力を一部調達 ・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を借入
㈱荏原フィールドテック	東京都大田区	475	精密・電子事業	100.0	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装置の販売及びアフターサービス ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を借入
㈱荏原エージェンシー	東京都大田区	80	その他	100.0	・当社がビジネスサポート業務等を委託 ・当社が建物を賃貸 ・当社が土地及び建物を賃借 ・当社が資金を貸与
㈱荏原湘南スポーツセンター	東京都大田区	80	その他	96.3	・当社がテニスクラブ法人会員として加入 ・当社が施設を賃貸 ・当社が資金を貸与
㈱湘南サンプラザ	神奈川県藤沢市	10	その他	100.0 (100.0)	
EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA.	ブラジル サンパウロ州	千ブラジル レアル 99,106	風水力事業	100.0 (0.01)	・当社が資金を貸与
荏原機械淄博有限公司	中国 山東省	千米ドル 41,000	風水力事業	100.0 (100.0)	・役員1名兼任 ・当社がポンプを販売 ・当社がポンプ部品を購入 ・当社が資金を貸与
荏原機械(中国)有限公司	中国 北京市	千米ドル 61,938	風水力事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社がポンプを販売 ・当社がポンプ部品を購入 ・当社が資金を貸与
嘉利特荏原ポンプ業有限公司 (ポンプの中国語表記は石の下に水です)	中国 浙江省	千米ドル 11,000	風水力事業	51.0	・役員1名兼任 ・当社がポンプを販売 ・当社がポンプ部品を購入

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
Ebara Engineering Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポ ールドル 6,625	風水力事業、 精密・電子事業	100.0	・当社がポンプを販売 ・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス ・当社が資金を貸与
Ebara Pumps Europe S.p.A.	イタリア トレント県	千ユーロ 22,400	風水力事業	100.0	・当社がポンプを購入
Elliott Company (注)4	米国 ペンシルバニア州	千米ドル 1	風水力事業	100.0 (100.0)	・役員3名兼任 ・当社がコンプレッサ・タービンを購入 ・当社が資金を貸与 ・当社が債務を保証
Elliott Ebara Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千シンガポ ールドル 340	風水力事業	100.0 (100.0)	
荏原冷熱システム(中国) 有限公司	中国 山東省	1,888	風水力事業	100.0 (40.0)	・役員1名兼任
青島荏原環境設備有限公司	中国 山東省	3,150	環境プラント事業	100.0 (100.0)	
Ebara Technologies Inc.	米国 カリフォルニア州	千米ドル 44,560	精密・電子事業	100.0 (100.0)	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス
上海荏原精密機械有限公司	中国 上海市	495	精密・電子事業	100.0	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス
Ebara Precision Machinery Korea Inc.	韓国 平沢市	百万ウォン 5,410	精密・電子事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス、コンポー ネント機器の製造
台湾荏原精密股份有限公司	台湾 台北市	千台湾ドル 330,000	精密・電子事業	100.0	・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス、コンポー ネント機器の製造
Ebara Precision Machinery Europe GmbH	ドイツ ヘッセン州	千ユーロ 11,145	精密・電子事業	100.0	・役員1名兼任 ・当社のコンポーネント機器・半導体製造装 置の販売及びアフターサービス
その他 72社					

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用の関連会社) 水 i n g ㈱	東京都港区	5,500	環境プラント事業	33.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員1名兼任 ・ 当社がポンプを販売 ・ 当社がポンプ部品を販売 ・ 当社が薬品を調達 ・ 当社が土地及び建物を賃貸

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しています。
2 議決権の所有割合における()内は、内数で間接所有割合です。
3 荏原環境プラント㈱は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超えています。その主要な損益情報等は、以下のとおりです。

売上高(内部取引高含む)	62,592百万円
経常利益	7,874百万円
当期純利益	5,481百万円
純資産額	18,725百万円
総資産額	50,942百万円

- 4 Elliott Companyは、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超えています。その主要な損益情報等は、以下のとおりです。

売上高(内部取引高含む)	62,076百万円
経常利益	3,308百万円
当期純利益	2,020百万円
純資産額	23,905百万円
総資産額	61,562百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
報告セグメント	
風水力事業	11,316
環境プラント事業	2,673
精密・電子事業	2,547
報告セグメント計	16,536
その他・共通部門	944
合計	17,480

(注) 従業員数は就業人員数です。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
4,047	43.4	16.8	7,540,606

セグメントの名称	従業員数(名)
報告セグメント	
風水力事業	2,322
環境プラント事業	14
精密・電子事業	998
報告セグメント計	3,334
その他・共通部門	713
合計	4,047

(注) 1 従業員数は就業人員数です。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

提出会社及び国内連結子会社には以下の労働組合があり、会社との間に特記すべき事項はありません。

会社名	労働組合名	所属従業員数(名)	所属団体
㈱荏原製作所	荏原合同労働組合	2,161	無所属
㈱荏原エリオット	荏原合同労働組合	201	無所属
㈱荏原風力機械	荏原風力機械労働組合	203	産業別労働組合JAM
㈱荏原フィールドテック	荏原フィールドテック労働組合	98	無所属

(注) 上記のほか、海外連結子会社従業員の中には、産業別等外部労働組合に直接加入している者がいますが、会社との間に特筆すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営方針

<長期ビジョン：「E-Vision2030」>

当社グループは1912年の創業以来、創業の精神である「熱と誠」のもとに、「水と空気と環境の分野で広く社会に貢献する」ことを企業理念とし、事業を行ってきました。創業当時は日本の水インフラの整備に貢献し、「水を安全かつ安定的に供給するための事業を通じて国づくりに貢献する」という意思をもって臨みました。そして、第2次世界大戦後の戦後復興と高度経済成長期には、産業インフラ・都市化による建設需要に対して、さまざまなニーズに基づく多種多様な風水力製品・サービスを提供し、市民生活の高度化に伴って生じる廃棄物を処理する焼却設備等を提供してきました。さらに、情報化社会の進展に伴い半導体製造装置・機器を開発し、近年は持続可能な社会の要請に対して製品の省エネ化を徹底するなど、事業を通じて社会の様々な課題の解決に貢献してきました。

今後100年の人類社会や地球環境を展望すると、特に注目すべきは温暖化現象の悪化による異常気象と自然災害の激甚化、海面上昇による高潮、陸地の浸食、さらには食料や水の資源枯渇等の問題の発生があります。また、高度情報化社会はますます進化し、デジタル社会の加速によりライフスタイルが大きく変化することが予想され、社会を支える半導体の技術革新はさらに進むとともに需要も拡大していくと考えます。

このように事業環境が見通しにくい中で、当社グループが今後も社会課題の解決を通じて更なる成長を続けていくためには、今後の社会の展望と課題を認識したうえで、将来のありたい姿を描き、その実現に向けた方針・戦略を明確にすることが不可欠と考え、2020年2月に長期ビジョン「E-Vision2030」を策定しました。

「E-Vision2030」は、10年後のあるべき姿とそれに向かう道筋を“価値創造ストーリー”として表したもので、「技術で、熱く、世界を支える」というスローガンを掲げ、当社グループが2030年に向けて解決・改善していく重要課題を“5つのマテリアリティ”として設定しています。5つのマテリアリティはSDGsをはじめとする社会課題の解決に資するものであり、当社グループは事業を通じて社会・環境価値と経済価値を同時に向上させ、それにより企業価値を向上させることで、グローバルエクセレントカンパニーを目指します。

<5つのマテリアリティ>

① 持続可能な社会づくりへの貢献

技術で、熱く、持続可能で地球にやさしい社会、安全・安心に過ごせる社会インフラ、水や食べるものに困らない世界を支えます。

② 進化する豊かな生活づくりへの貢献

技術で、熱く、世界が広く貧困から抜け出す経済発展と、進化する豊かで便利なくらしを実現する産業を支えます。

③ 環境マネジメントの徹底

二酸化炭素排出を実質的にゼロにするカーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギー利用を含めた二酸化炭素削減を推進します。

④ 人材の活躍促進

多様な人材が働き甲斐と働き易さを感じながら活躍し、“競争し挑戦する企業風土”を具体化します。

⑤ ガバナンスの更なる革新

成長へのビジョンを描き、グローバルで勝ち続ける経営を後押しする攻めと守りのガバナンスを追求します。

(2) 中期的な経営戦略と目標とする経営指標

当社グループは、「E-Vision2030」に示した進むべき方向性に対して、バックキャストして今後3年間で取り組むべき戦略・課題と、前中期経営計画「E-Plan2019」の振り返りから明確になった解決すべき課題への対応等に基づき、2020年度からの3か年の中期経営計画「E-Plan2022」を策定しました。

<前中期経営計画「E-Plan2019」の総括>

「E-Plan2019」は、計画期間完了時に、世界規模で事業展開し成長する産業機械メーカーへと更なる発展を目指すために、全事業の収益性を徹底的に改善することを目標とし、「成長への飽くなき挑戦」を実践する期間と位置づけ、各事業において施策を遂行しました。「E-Plan2019」の振り返りから明らかになった課題は、「収益基盤の強化」、「サービス&サポート（S&S）事業の拡充」及び「新規事業の創出」の3点であり、「E-Plan2022」でも引き続き重点課題として取り組んでいきます。

<新中期経営計画：「E-Plan2022」>

「E-Plan2022」は「E-Vision2030」の最初の3年間の中期経営計画として、「更なる成長に向けた筋肉質化」のステージと位置づけ、以下の4つの基本方針を策定しました。

① 事業成長への挑戦

新事業の開拓・創出、既存事業におけるグローバル市場への更なる展開

② 既存事業の収益性改善

収益基盤強化のための事業構造の変革と全事業でのS&S売上高の伸長

③ 経営・事業インフラの高度化

デジタルトランスフォーメーション（DX）への積極的な取り組み等による経営のスピードアップ、ROIC経営の深化

④ ESG経営の進化

変化する環境問題への取り組み、社会とのつながり及びガバナンスの強化

<目標とする経営指標>

E-Plan2022では、以下の理由により投下資本利益率（ROIC）と売上高営業利益率を最重要経営指標としています。

① 投下資本利益率

投下資本を有効活用しながら中長期的に資本コストを上回るリターンをあげることを強く意識し、さらに事業ポートフォリオに基づき、成長事業と収益改善事業に区分し、メリハリのある事業別戦略を実行します。

② 売上高営業利益率

「E-Plan2019」の振り返りも踏まえ、S&S事業の拡充等による収益基盤の強化を重要課題と認識し、事業の収益性改善を行います。

当社グループの連結財務諸表及び連結計算書類について、財務情報の国際的な比較可能性の向上を目的として、従来の日本基準に替えて、国際財務報告基準（以下、IFRS）を任意適用します。2021年12月期第1四半期からIFRSに基づき開示を行う予定ですが、2020年2月に公表済みのE-Plan2022の目標値への影響は以下のとおりとなります。

最重要経営指標（KPI）

項目	E-Plan2022 目標	
	日本基準	(新) IFRS
投下資本利益率（ROIC）	8.0%以上	7.6%以上
売上高営業利益率	8.5%以上	同左

目標を達成するためのモニタリング指標

項目	E-Plan2022 目標	
	日本基準	(新) IFRS
自己資本利益率 (ROE)	11.0%以上	11.2%以上
D/Eレシオ	0.3~0.5倍	0.4~0.6倍
(事業別営業利益率)		
風水力事業	7.0%以上	影響軽微のため 変更なし
ポンプ事業	6.5%以上	
コンプレッサ・タービン事業	8.0%以上	
冷熱事業	5.0%以上	
環境プラント事業	9.5%以上	
精密・電子事業	13.0%以上	

成長投資

項目	E-Plan2022 目標 (3年累計)
設備投資	1,000億円程度
研究開発費	400億円程度

株主還元方針

項目	E-Plan2022 目標
連結配当性向	35%以上
連結自己資本配当率 (DOE)	2.0%以上

(3) 経営環境

E-Plan2022を策定するうえで前提とした経営環境は以下のとおりです。

		市場別・地域別トレンド※主な市場のみ		市場変動要因
成長事業				
標準ポンプ	建築設備市場	国内	▲	国内建築設備需要
		海外	▲	GDP成長
精密・電子事業	半導体市場	国内/海外	▲	半導体市場の設備投資動向
収益改善事業				
カスタムポンプ	公共市場	国内	▶	国・地方自治体の財政
	石油・ガス、水利、電力市場	国内/海外	▶	原油価格、O&G市場の設備投資動向、脱炭素
C&T事業	新興国	海外	▲	GDP成長
	石油・ガス ダウンストリーム市場	国内/海外	▶	原油価格、設備投資動向
冷熱事業	建築設備市場	国内	▲	国内建築設備需要
	中国市場	海外	▶	GDP成長
環境プラント事業	ごみ処理施設建設市場	国内	▶	国・地方自治体の財政

表中「市場別・地域別トレンド」の矢印は市場の成長動向を示す。

(4) 対処すべき課題

E-Plan2022を「更なる成長に向けた筋肉質化」のステージと位置づけ、さらに前述の市場環境の下、3年間で優先して取り組むべき課題は以下のとおりです。

- ・ ニーズの発掘とシーズの発見・育成を行い、新事業を創出
- ・ 事業ポートフォリオの最適化により収益を拡大
- ・ 経営スピードを速め、効率的なグローバルオペレーションの基盤を強化
- ・ 社会に範となる事業活動・行動の実践

これらの課題に対処すべく、以下の5つの軸で経営戦略を設定し、計画を策定し、実行していきます。

① 新規事業

新たなニーズ・シーズを探求し、その需要を満たす製品・サービスが何か、それに対して当社が保有する技術、インフラでの強みを発揮できるかを全社視点でグローバルに検討するためのマーケティング・R&D組織を設置し、顧客へのソリューション提供につなげていきます。

新規事業の模索・成長に向けては、自前にこだわらず、社外研究機関やベンチャーを含む他企業等との連携や出資、買収等の手段も積極的かつ柔軟に活用します。

具体的には、世界の食料問題解決に向けた陸上養殖や今後急成長が見込まれるバイオプロセスに向けたソリューション、廃プラスチックのケミカルリサイクルをはじめとするカーボンニュートラル関連分野での新規事業などに取り組んでいきます。

② 既存事業

既存の対面市場のみならず、マーケットインの視点で当社の強みを生かした製品やサービスにより、付加価値を提供することができる新たな市場・領域の探索や適切なビジネスモデルを検討し、顧客ニーズにマッチした製品改良・開発や新しいサービスの提供を行います。実行においては、常に業務のスピードアップを意識し、個々の事業での対応のみならず、各事業の連携を通じたシナジーを最大限に発揮します。

(i) S&S事業の全社的な強化

グローバルに経済合理性を実現できる最適なアプローチを事業横断的に考え、各市場・顧客、各国・地域で

最適なサービスを提供できる体制を構築します。

具体的には、製品は異なるが対面市場が同一の事業（カスタムポンプとコンプレッサ・タービン等）のS&S組織を統合又は連携し、技術力やグローバルネットワーク等の相互の強みを活かしたシナジーを産み出します。

(ii) メリハリある事業別戦略の実施

事業ポートフォリオにより、将来にわたり成長が期待できる事業（成長事業）と、対面市場が成熟している又は収益性に課題がある事業（収益改善事業）とに分け、それぞれの戦略を設定します。成長事業として標準ポンプ事業及び精密・電子事業にフォーカスした成長投資を行うとともに、収益改善事業のうちカスタムポンプ事業とコンプレッサ・タービン事業は収益性の確保を重点に置いた事業運営を最優先とします。

(iii) 圧倒的な製品を生み出す開発力の強化

圧倒的競争優位性を持つ製品を開発し続けます。対象市場で必要かつ最適な性能、品質、納期の要件を徹底的に検討、規定し、それを満たした上で、最大の収益が得られる価格での販売を行います。例えばポンプ事業においては、省エネ化、小型・軽量化、スマート化した製品などが対象となります。

(iv) 調達力強化

調達コスト低減のため、グローバルでの調達力を強化し、最適地調達を強化します。

③ 市場戦略

人口増加に伴い経済成長も見込まれるグローバル市場と、成熟した日本市場とで戦略を分けて施策を実行します。

(i) グローバル市場

人口増加、経済成長、特定産業の発展など、成長が期待できる地域や国での売上拡大のため、設備・M&Aの投資やリソースの積極的配分により、拡大に必要な製品・サービスの拡充や人材の確保を行います。

標準ポンプについては10か所以上の拠点設立によるカバレッジの拡大を実行し、特に未開拓で今後人口増加・経済発展が見込まれるアフリカ市場におけるプレゼンスを高めます。また、地域ニーズを的確に把握し、拠点での製品開発も積極的に実施します。精密・電子事業は成長する中国市場の参入を確実に実行し、その他の事業は中国・インドを中心としたアジア地域で事業を拡大させます。

マーケティング、生産、調達、販売、サービス及び物流については、事業の枠に囚われず、拠点の相互乗り入れ・活用などを用い、最適なグローバルバリューチェーンを構築します。

(ii) 国内市場

日本市場が成熟することを前提に、サービス事業の確実な刈取りに加え、IoT・AI等の先端情報化技術の活用等を先行して行い、事業の効率化、収益の最大化を行います。

④ 経営資本（リソース）の強化

事業の成長に必要な6つの資本（人、製造（建物・設備）、財務、知的（技術・特許）、社会/関係（SCM、代理店）、自然/環境）を、様々な事業環境の変化やグローバルでの事業拡大に資するものに進化・強化させます。

(i) ROIC経営・ポートフォリオ経営の強化

ROIC-WACC（加重平均資本コスト）の乖離とS&S売上高を最重要指標として評価・管理するため、事業別かつグループ・グローバルでの各指標（及びそれをツリー分解した重要指標）の算出の正確性・迅速性を向上させます。また、全事業において売上債権や棚卸資産を中心としたバランスシートコントロールを強化して投下資本の回転率を高める一方、事業別にはメリハリのある投資等のアクションに結びつけるポートフォリオ経営を実践します。

(ii) 製造・技術・情報に係る戦略

事業運営の効率性を高め、成長していくため、データとデジタル技術を駆使し、製品やサービス、ビジネスモデルをグローバルに変革します。また、それを支えるERPの全社的導入等により業務インフラを整備するとともにグローバルに最適化された業務フローや業務ルールを構築します。

製造においては自動化工場のノウハウを体系化し、国内外グループ会社への生産自動化の水平展開を実施します。

(iii) 人的資源に係る戦略

「E-Plan2019」に改定を行った人事制度の有効性を高める運用として、年功に拠らないドラスティックな人

材配置やグローバルでの展開等を推進します。その基盤となるタレントマネジメントシステムをグローバルで導入し、国籍や性別に関わらず優秀な人材を育成・抜擢し、適材適所の配置を実現するプラットフォームとして構築します。また、高度専門人材等のキャリア採用やグローバルモビリティの向上等により、人材の多様化を推進し、世界中から競争し挑戦する人材を採用、育成します。

労働安全管理、ストレスマネジメントや健康増進策など、従業員が安心・安全に働き、より高いパフォーマンスを発揮できる職場環境を整備します。

⑤ 高度なESG経営の実践

E-Plan2019期間中に一定の深みを増したESG経営については、引き続きSDGsをはじめとする社会課題の解決に事業を通じて持続的に貢献し、社会・環境価値と経済価値を同時に向上させていきます。

(i) 環境問題への取り組み(E)

各事業の製品・サービスの高効率化等により温室効果ガス排出量を抑えることが、当社の環境問題への最大の貢献であることを自覚し、その強化・推進に努めます。合わせて、ケミカルリサイクルや水素社会への対応等を検討します。一方で、事業活動により生じる環境負荷はグローバルで確実に把握し、その最小化に向けた取組みを計画的に実施します。

(ii) 社会とのつながり(S)

事業活動によって安全、安心、便利な製品・サービスを届けることにより社会価値創造・提供を行っていきます。事業活動にあたっては、地域社会発展への寄与や人権尊重など、社会とのつながりを強く意識する一方、非営利の社会貢献は事業活動による社会価値の提供は位置付けを明確に分けたうえで、文化施設への支援などを推進します。

(iii) ガバナンス (G)

取締役会主導による中長期の経営方針と執行部門による実行のサイクルを更に進化させ、より実効性の高い体制を整えます。また、グローバル経営の進展等に合わせ、グループガバナンスやリスクマネジメントを進化させます。

(5) 新型コロナウイルスの影響

世界的に感染が拡大した新型コロナウイルスについて、日本では2020年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に基づく緊急事態宣言が発令され、当社のグローバル拠点でも一部の国ではロックダウン等により一時的な操業停止や縮小稼働となる工場がありました。

2020年5月13日の2020年第1四半期決算開示時点では、新型コロナウイルスの感染収束の見通しが立たず、内外主要市場の動向、建設工事の進捗、人的移動の制限等による当社グループ業績への影響が不透明であったことから、2020年2月26日に公表した第2四半期(累計)および通期連結業績予想を未定に変更しました。その後、各国における人的移動制約の緩和等を受け、2020年8月11日の2020年第2四半期決算開示の際に、その時点で入手可能な情報および上半期の実績等に基づき通期業績予想を改めて公表しました。

新型コロナウイルスの収束については先が読めない状況ではありますが、当社事業は社会インフラを支えるものの、デジタル化社会に必要となるものであることから、現時点では当社グループを取り巻くマイナスの影響は限定的であり、顧客ニーズに対して適時・的確に対応すべく、感染予防を徹底しながら事業活動を継続させ、安定的に製品・サービスを提供していくことが重要となります。

各セグメントの経営環境、リスクと機会および対処すべき課題は以下のとおりです。

風水力事業

建築設備市場や石油・ガス市場では、人的移動の制限やサプライチェーン・流通の混乱により、一部において建設工事中断や着工遅延などが見られますが、対面市場は社会・産業インフラとして底堅い状況です。一方、新型コロナウイルスが収束しつつある地域、例えば中国などでは市場は回復傾向にあるものの、受注競争は激化しています。

当社グループの海外拠点においては、中国、イタリア、フィリピンの工場で一時的な稼働停止もありましたが、従業員の感染防止を徹底しつつ、現状ではすべての拠点において平常の稼働レベルに回復しております。今後は、サプライチェーンの確保や、グループ拠点間での製品供給や人的サポート体制を強化しつつ、xR(VR、AR)やWeb会議ツール等のデジタル技術を活用したリモートでの対応をより一層加速させていく必要があります。

環境プラント事業

主力のごみ処理施設の建設・運営は、日本国内の官公需向けが主な対面市場であるため、新型コロナウイルスによる市況の影響は極めて少ない状況です。当社が請け負う建設工事や施設の運転管理などにおいて、感染予防を徹底しながら、事業を安定的に継続させることが最重要課題となりますので、遠隔監視システムやリモート会議システムなどを活用しながら、人の移動を最小限に抑えつつ、各建設工事現場や管理事務所で関係者の健康管理を徹底します。

精密・電子事業

世界的なリモートワークの進展やデジタルトランスフォーメーションの加速等により、半導体業界では顧客工場の稼働率が高まっているため、設備投資が急増しています。一方、米中の貿易対立の影響には注視が必要です。また、通常、装置の販売においては、日本から技術者を派遣して客先での装置立上げを実施するケースが多く、日本から海外への渡航制限が厳しくなる中、海外拠点を最大限活用することで影響を最小限に抑えています。今後も世界的なWith/Afterコロナの対応の高まりによる半導体市場の活況に寄与すべく生産やサプライチェーンへの影響を最小限にとどめ、顧客に密着したフィールドサポートを充実させるため、各拠点のS&S体制強化と人材育成を推進していきます。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業等に関するリスクについて、長期ビジョン「E-Vision2030」及び中期経営計画「E-Plan2022」の策定にあたっては、中長期的な社会情勢や市場環境の変動をシナリオプランニングによって分析しています。また、足下の当社グループを取り巻くリスクについては、事業特性に照らし想定し得るリスクのうちから当社グループにとっての発生可能性、影響度及び対策後の残存リスクを分析する、全社リスクアセスメントを定期的を実施しています。

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

なお、新型コロナウイルスに関するリスクとその対応に関しては、「(2) 新型コロナウイルスへの対応」で具体的に記載しています。

(1) 当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスク

① 長期的トレンドとしての変動リスク

項目	リスク内容	当社の対策
1 地球環境・気候変動	以下のような事象により、事業環境に変化が発生 ・温暖化影響に伴う経済状況の変化 ・台風、山火事等の自然災害激甚化	・長期的・多様なシナリオ分析に基づくリスクと機会の予測と対策を実施 ・災害時の事業継続計画の準備・訓練
2 グローバル化の急速な進展	・海外での取引や拠点管理における知見やマネジメントの不足により、想定外の損失や風評被害が起こる可能性	・グループガバナンス・内部統制の徹底 ・グローバルでの人材育成
3 日本国内の労働人口減少	・製造業全般の後継人材の不足・サプライチェーンリスク ・当社内において技術やノウハウが継受されずに不具合を発生させるリスク	・グローバルでの人材確保・サプライチェーン最適化 ・属人化しない組織的な形式知化の推進
4 情報セキュリティ	・外部からのサイバー攻撃、自社や委託先での人為的過失、自然災害やインフラ障害など不測の事態により、重要な業務やサービスの停止、機密情報・個人情報情報の漏洩、重要データの破壊・改ざんが発生する可能性	・グループ内における情報セキュリティ管理体制の構築 ・情報セキュリティに関する各種規程の制定・運用、社員教育・訓練の実施 ・ソフトウェアや機器でのセキュリティ対策

② 短期的なボラタイルリスク

項目	リスク内容	当社の対策
1 政治的要因	・米中摩擦の激化、中東の紛争、ブレグジット等による景況や貿易への影響により事業活動上の想定外の制約や費用が発生	・リスクに鑑みたグローバルでのサプライチェーン・バリューチェーン構築
2 突発的な自然災害の発生や感染症の拡大	以下の発生により、従業員等の人命被害や事業継続・収益に支障をきたすリスク ・地震、火山噴火等の発生 ・感染症の爆発的拡大	・グローバルネットワークを活用した事業継続計画の事前想定・準備 ・効率的かつ柔軟な働き方の促進 ・(感染症は) 産業医と連携した感染予防・拡大防止策の実施
3 為替変動	・為替レートの変動による予測値と実績値の乖離によるコスト増等の発生	・為替予約や外貨借入等、適切な為替リスクヘッジの実施

③ 対面市場・当社事業別リスク

	項目	リスク内容	当社の対策
1	石油・ガス市場： 風水力事業（ポンプ事業・コンプレッサ・タービン事業）	市況の変化による需要量、市場の寡占化による価格水準等が大きく変動することで、急激な収益影響が発生 ・景気後退時に受注量や販売価格が下落し、生産能力の余剰が発生する等、損益を圧迫 ・景気好転時にはサプライチェーン起因を含む生産能力不足等が生じ、シェアを低下させるリスク	・先行指標の確認等による、高い予測精度でのリソース管理 ・リードタイム短縮や設計・製造の自動化等、効率化による損益分岐点の低下
2	半導体市場： 精密・電子事業		
3	国内建築設備向け市場： 風水力事業（ポンプ事業・冷熱事業）	・オリンピック終了後の需要減による市場縮小に伴う収益悪化	・製品開発による差別化、S&S事業への注力や業務効率化によるコストダウン等による競争優位性の確保 ・グローバル市場へのリソースのシフト
4	国内公共事業： 環境プラント事業	・国内の人口減少による、公共施設の統廃合による受注減少 ・労働市場の縮小による、施設オペレーションの人材不足の懸念 ・官製談合への巻き込まれなどによるコンプライアンス問題の発生	・継続的なコンプライアンス教育と内部監査の実施

当社グループはリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存です。

(2) 新型コロナウイルスへの対応

当社グループにおける感染拡大防止と事業継続のため、社長を本部長とする新型コロナウイルス感染対策本部を設置し、グループの感染状況を週次で確認しながら、感染予防策を継続的に講じ、Withコロナ期間における新しい働き方を実践しております。また、取締役会は感染状況と取組状況を把握しつつ、中長期視点での対策を監督しています。各拠点では各国政府・地域の方針に準じて、感染拡大防止に努めながら、事業活動を継続しております。

従業員は在宅勤務率を70%程度に設定し、さらに出社社員の“密”を回避するため、サテライトオフィスの設置や、時差通勤なども実施しています。製造現場においては、入構時の体温チェックなど従業員及び入構業者の健康管理を徹底しながら、シフト制や人数制限を行うことで、通常の生産活動を維持しています。

今後も当社グループは、社員及びお客様をはじめとするステークホルダーの皆さまの健康と安全、感染拡大の防止を第一に考え、感染予防策を継続的に講じながら社会や産業に製品・サービスを提供する企業として、お客様の事業や生活への影響を最小限に抑えるべく事業活動を継続していきます。

(事業ごとのリスクと機会等は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 新型コロナウイルスの影響」を参照ください。)

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

（1）経営成績

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率（％）
受注高	552,225	511,921	△40,304	△7.3
売上高	522,424	523,727	1,302	0.2
営業利益	35,298	37,879	2,580	7.3
売上高営業利益率（％）	6.8	7.2	—	—
経常利益	35,571	36,859	1,287	3.6
親会社株主に帰属する 当期純利益	23,349	24,473	1,124	4.8
1株当たり当期純利益（円）	241.79	256.85	15.05	6.2

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響による景気減速から先行き不透明な状況が続きました。日本経済においても設備投資は減少しており厳しい状況が続きましたが、一方で公共投資は大規模自然災害からの復旧・復興対策などに向けて堅調に推移しました。

当社グループの主要市場である石油・ガス市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響と原油価格下落の影響が継続し案件の遅延や延期の動きがありました。また、建築設備市場においても一部の国や地域によっては引き続き工事中断や遅延の動きがみられました。一方、半導体市場においては米中貿易摩擦の影響はあるものの半導体需要は底堅く、回復基調となりました。

このような環境下、当連結会計年度の受注高は、半導体需要の拡大により精密・電子事業で前期を大きく上回りました。新型コロナウイルス感染症からの影響を受けた風水力事業では、春先以降、一部の地域で回復はみられるものの、新規投資案件の延期や渡航制限などが依然として継続しており前期を下回りました。また、環境プラント事業においては、投資案件の期ずれによる影響や公共向け大型投資案件を複数受注した前期と比べると受注水準は低く、全体でも前期を下回りました。

売上高は、精密・電子事業で伸長したものの風水力事業の建築設備市場向け売上が減少したことなどにより全体でも前期並みとなりました。

営業利益は、精密・電子事業による増収に加え、風水力事業において製品の収益性改善や固定費抑制などにより全体では前期を上回る結果となりました。

当連結会計年度における受注高は5,119億21百万円（前期比7.3%減）、売上高は5,237億27百万円（前期比0.2%増）、営業利益は378億79百万円（前期比7.3%増）、経常利益は368億59百万円（前期比3.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は244億73百万円（前期比4.8%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を当連結会計年度の期首から適用しています。詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 注記事項 （会計方針の変更）」をご参照ください。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

(単位：百万円)

セグメント	受注高			売上高			セグメント損益		
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減率 (%)	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減率 (%)	前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減率 (%)
風水力	331,607	300,987	△9.2	323,139	313,581	△3.0	17,274	19,789	14.6
環境プラント	91,479	62,035	△32.2	69,505	67,536	△2.8	7,486	7,146	△4.5
精密・電子	127,611	147,411	15.5	128,255	141,119	10.0	10,371	11,448	10.4
報告セグメント計	550,698	510,433	△7.3	520,900	522,238	0.3	35,131	38,385	9.3
その他	1,527	1,487	△2.6	1,524	1,489	△2.4	145	△459	—
調整額							21	△46	
合計	552,225	511,921	△7.3	522,424	523,727	0.2	35,298	37,879	7.3

前述のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しています。詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」をご参照ください。

<風水力事業>

受注高は前期から306億円減の3,009億円、売上高は95億円減の3,135億円、営業利益は25億円増の197億円となりました。ポンプ事業では、中国での石油化学プラント向けや国内公共事業向けの需要は堅調に推移しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた建築設備市場では需要回復の遅れなどにより減収減益となりました。コンプレッサ・タービン事業では、新型コロナウイルス感染症拡大に加え、原油価格の低迷により顧客の設備投資の延期や移動制限などによって受注高・売上高は減少しましたが、製品の収益性改善やS&S内のミックスにより増益となりました。冷熱事業では、中国市場は需要が回復基調にあるものの厳しい価格競争が続いており受注高は減少しました。売上高は国内市場で減少しましたが、主に国内冷却塔事業における収益性改善や経費抑制によって増益となりました。

<環境プラント事業>




受注高は前期から294億円減の620億円、売上高は19億円減の675億円、営業利益は3億円減の71億円となりました。当初見込んでいたごみ焼却施設の大型案件が期ずれしたことや前期の受注水準が比較的高かったこともあり、受注高は減少しました。EPC※の工事進行基準案件が工事進捗の端境期となり減収減益となりましたが、長期包括契約において原価低減施策などが順調に進み、収益性は改善しました。



※EPC (Engineering, Procurement, Construction) …プラントの設計・調達・建設

<精密・電子事業>

受注高は前期から197億円増の1,474億円、売上高は128億円増の1,411億円、営業利益は10億円増の114億円となりました。半導体市場における設備投資は一部で計画に遅れもみられましたが、引き続きファウンドリ、ロジックが堅調でメモリメーカーにも回復の動きがみられ受注高は前期を上回りました。売上高は、需要拡大に伴うCMP事業の売上増加や、顧客の工場稼働が高い水準で推移したことにより部品やオーバーホールなどの売上が増加しました。営業利益は、コンポーネント事業にてドライ真空ポンプの自動化工場関連コストが発生したことにより固定費は増加しましたが、増収が寄与して増益となりました。

《セグメント別の事業環境と事業概況》

セグメント		2020年12月期の事業環境	2020年12月期の事業概況と受注高の増減率 (注) 1
風水力	ポンプ	<p><海外></p> <ul style="list-style-type: none"> 石油・ガス市場は、中国は堅調だが、新型コロナウイルス感染症と原油価格下落の影響により、他の地域では軒並み案件が遅延・延期となっている。顧客からの引合いも低調で、少数の案件に多数のベンダーが入札し価格競争が激化している。 水インフラ市場は、中国、東南アジアで案件に動きがあり回復傾向にある。一方、北米では老朽化設備更新の需要が増加傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、発注者となる公共機関の機能低下に伴い各案件の始動が遅れている。 電力市場はCO2排出規制の影響を受けて石炭火力が低調だが、ガス火力の需要は堅調。 <p><国内></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築設備市場は、建築着工棟数の減少等により縮小傾向にある。 社会インフラの更新・補修に対する投資は、前期を上回る。 	<p><海外></p> <ul style="list-style-type: none"> 石油・ガス関連の受注は前期を下回る。 水インフラの受注は前期を下回る。 電力関連の受注は前期を下回る。 <p><国内></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築設備向けの受注は新型コロナウイルス感染症の影響による工事中断や着工遅延などにより、前期を下回る。 公共向けの受注は総合評価案件やアフターサービスの受注拡大等の施策の効果により前期を上回る。 
	コンプレッサ・タービン	<ul style="list-style-type: none"> 新規製品市場全体としては、中国で石油化学が依然堅調に推移している。北米のシェールガス関連では、一部のLNGプロジェクトに動きがあったものの、全体としては遅延、停滞している。インド、ロシアでも引き続き投資が遅延傾向にある。 サービス市場は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための移動制限により、指導員派遣で影響が続いており、全体として低調に推移している。 LNG市場（クライオポンプ）は、一部案件に動きはあるものの、原油価格下落の影響が続いており、投資判断が遅延傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 製品の受注は案件延期、投資抑制の影響もあり、前期を下回る。 サービス分野の受注は、前期を下回る。 
	冷熱	<ul style="list-style-type: none"> 国内では、生活様式の変化の影響を受けた宿泊施設や大型ショッピングセンター等の設備更新計画や既設製品の定期メンテナンス案件の延期・凍結が見られる。 中国では、火力発電等の一部業界で、市場回復が遅れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内の受注は前期を下回る。 中国の受注は前期を下回る。 

セグメント	2020年12月期の事業環境	2020年12月期の事業概況と受注高の増減率 (注) 1
環境プラント (注) 2	<ul style="list-style-type: none"> 公共向け廃棄物処理施設の新規建設需要は、発注時期の遅れ等により例年を下回る。 既存施設のO&Mの発注量は例年どおり推移している。 民間企業向けの木質バイオマス発電施設や廃プラスチック等を処理する産業廃棄物処理施設の建設需要は継続している。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共向け廃棄物処理施設のDBO案件1件、基幹改良工事1件、民間企業向け産業廃棄物処理施設の建設工事1件を受注したが、大型の公共向けDBO案件3件及び基幹改良工事2件、民需案件2件を受注した前期を下回る。 <p><大型案件の受注状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 公共向け廃棄物処理施設のDBO案件 (1件) 公共向け長期包括契約 (前期までに落札したDBO案件の長期包括部分) (1件) 公共向け廃棄物処理施設の基幹改良工事案件 (1件) 民間向け産業廃棄物処理施設の建設工事案件 (1件) 
精密・電子	<ul style="list-style-type: none"> 半導体市場及び半導体製造装置市場は新型コロナウイルス感染症による経済活動停滞の影響を一部で受けつつも、テレワークの定着や巣ごもり需要の増大等による半導体需要の底堅さにより、全体としては引き続き回復傾向にある。 ファウンドリ及びメモリメーカーの設備投資は回復基調にある中、米中貿易摩擦の影響を受けつつも中国市場が存在感を高めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ファウンドリに加え、メモリメーカーの設備投資は回復基調にあり、受注は前期を上回る。 顧客は高水準の稼働を継続しており、また一部の顧客で、新型コロナウイルス感染症拡大による稼働停止リスクを低減するための安全在庫増加施策が継続した。これらの影響によりS&Sは引き続き堅調に推移した。 

(注) 1 矢印は受注高の前期比の増減率を示しています。

+5%以上の場合 、△5%以下の場合 、±5%の範囲内の場合  で表しています。

2 O&M (Operation & Maintenance)プラントの運転管理・メンテナンス
 DBO (Design, Build, Operate)プラントの設計・調達・建設に加え、建設後の運転管理・メンテナンスを一定期間請け負う。

生産、受注及び販売の状況は以下のとおりです。

① 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりです。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
報告セグメント		
風水力事業	291,235	△8.7
環境プラント事業	13,004	△29.7
精密・電子事業	103,965	16.8
報告セグメント計	408,205	△4.3
その他	244	—
合計	408,449	△4.2

② 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、以下のとおりです。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前期比(%)	受注残高(百万円)	前期比(%)
報告セグメント				
風水力事業	300,987	△9.2	195,723	△9.7
環境プラント事業	62,035	△32.2	226,743	△4.0
精密・電子事業	147,411	15.5	46,537	34.5
報告セグメント計	510,433	△7.3	469,005	△3.8
その他	1,487	△2.6	18	507.5
合計	511,921	△7.3	469,023	△3.8

③ 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりです。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
報告セグメント		
風水力事業	313,581	△3.0
環境プラント事業	67,536	△2.8
精密・電子事業	141,119	10.0
報告セグメント計	522,238	0.3
その他	1,489	△2.4
合計	523,727	0.2

(注) 上記①から③の金額は、いずれも販売価格によっており、消費税等は含まれていません。また、セグメント間取引消去後の金額です。

(2) 財政状態

① 資産

当連結会計年度末における資産総額は、前年度末に比べて、仕掛品が224億33百万円減少した一方、現金及び預金が279億81百万円、建設仮勘定が115億38百万円増加したことなどにより、263億38百万円増加し、6,215億78百万円となりました。建設仮勘定の増加は、主に精密・電子事業における国内の工場増設など、成長投資の実行によるものです。

セグメントごとでは、風水力事業は3,158億58百万円（28億26百万円増）、環境プラント事業は533億19百万円（9億1百万円増）、精密・電子事業は1,505億74百万円（86億65百万円増）、その他は241億36百万円（31億20百万円減）となりました。

② 負債

当連結会計年度末における負債総額は、前年度末に比べて短期借入金が229億9百万円減少した一方、前受金が228億95百万円、社債が100億円増加したことなどにより、136億96百万円増加し、3,171億8百万円となりました。

③ 純資産

当連結会計年度末における純資産は、利益剰余金が148億10百万円増加したことと、為替換算調整勘定が33億89百万円減少したことなどにより、前年度末に比べて126億42百万円増加の3,044億70百万円となりました。なお、利益剰余金が148億10百万円増加した内訳は、親会社株主に帰属する当期純利益244億73百万円の計上による増加、連結範囲の変動に伴う5億25百万円の増加、「収益認識に関する会計基準」等の適用による44億73百万円の期首残高減少、配当金の支払い57億13百万円による減少です。

自己資本は2,962億32百万円で、自己資本比率は47.7%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

① キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは堅調な営業利益に支えられ、642億34百万円の収入超過（前期比375億13百万円の収入増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出311億72百万円などにより、290億71百万円の支出超過（前期比49億93百万円の支出増加）となりました。

営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたフリー・キャッシュ・フローは、351億63百万円の収入超過（前期比325億20百万円の収入増加）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の発行による収入100億円があったものの短期借入金及び長期借入金が純額で118億56百万円減少したことや、配当金の支払い57億13百万円などにより、96億28百万円の支出超過（前期比105億60百万円の支出減少）となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前年度末から271億92百万円増加し、1,205億44百万円となりました。

② 財務戦略の基本方針

当社グループは、企業価値向上のために適宜適切なタイミングで経営資源を配分することを財務戦略の基本方針としており、強固な財務体質と高い資本効率をともに兼ね備えることが重要だと考えています。

自己資本は信用格付として維持すべき水準と考える『シングルAフラット（※）』となり、現在の事業推進に必要な十分な状態となっています。従って、現在の当社の財務の状態においては、売上債権、棚卸資産を圧縮し、創出された資金を厳選した成長投資に振り向け固定資産を増強する一方、資本効率を高めるために自己資本を一定水準に抑制していきます。

（※）格付投資情報センター(R&I)による格付

③ 資金調達について

当社グループは、事業を行う上で必要となる運転資金や成長のための投資資金を、営業キャッシュ・フローを主とした内部資金だけでなく金融機関からの借入や社債の発行などの外部資金を有効に活用していきます。D/Eレシオは0.3～0.5を基準に負債の活用を進め、資本コストの低減・資本効率の向上を図ります。

また、現金・預金等の水準（手元流動性）については、連結売上高の2か月分を目安に適正水準の範囲でコントロールする方針です。これに加えて、金融上のリスクに対応するためにコミットメントライン契約等を締結することで、代替流動性を確保しています。なお、グループ内の資金効率を高めるため、資金を当社に集中する制度を運用しています。

代替流動性

当座貸越契約 50億円

コミットメントライン契約 800億円

いずれの契約においても、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されています。連結財務諸表の作成にあたり、期末時点の状況をもとに、種々の見積りと仮定を行っていますが、それらは連結財務諸表、偶発債務に影響を及ぼします。連結財務諸表に与える影響が大きいと考えられる項目・事象は以下のとおりです。

① 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しています。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。

将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、回収懸念額の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、当期純損益額が変動する可能性があります。

② 退職給付債務及び退職給付費用

退職給付債務及び退職給付費用は、主に数理計算で設定される退職給付債務の割引率、年金資産の長期期待運用収益率等に基づいて計算しています。割引率は、従業員の平均残存勤務期間に対応する期間の安全性の高い長期金利回りを参考に決定し、また、年金資産の長期期待運用収益率は、過去の運用実績及び将来見通し等を基礎として設定しています。割引率及び長期期待運用収益率の変動は、将来の退職給付費用に影響を与える可能性があります。

③ 完成工事補償引当金

完成工事高に対して将来予想される瑕疵担保費用を一定の比率で算定し、完成工事補償引当金として計上しています。

引当金の見積りにおいて想定していなかった完成工事の不具合による補償義務の発生や、引当の額を超えて補償費用が発生する場合は、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。一方、実際の補償費用が引当金の額を下回った場合は引当金戻入益を計上することになります。

④ 製品保証引当金

製品売上高に対して将来予想される瑕疵担保費用を一定の比率で算定し、製品保証引当金として計上しています。

引当金の見積りにおいて想定していなかった製品の不具合による保証義務の発生や、引当の額を超えて保証費用が発生する場合は、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。一方、実際の保証費用が引当金の額を下回った場合は引当金戻入益を計上することになります。

⑤ 工事損失引当金

受注時における戦略的低採算案件や工事契約における未引渡工事のうち損失の発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることが出来る工事等については、当該損失見込額を工事損失引当金として計上しています。

技術的難易度の高い長期請負工事や海外でのカンントリー・リスク等のある工事等において、工事の進行に伴い見積りを超えた原価が発生する場合は、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。

⑥ 完成工事高及び完成工事原価の計上

成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）により完成工事高を計上しています。想定していなかった原価の発生等により工事進捗度が変動した場合は、完成工事高及び完成工事原価が影響を受け、当社グループの業績を変動させる可能性があります。

⑦ 固定資産の減損

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、各社ごとに資産のグルーピングをセグメント別に行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しています。

固定資産の回収可能価額について、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しているため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に変更があった場合、固定資産の減損を実施し、当社グループの業績を悪化させる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載のとおりです。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入契約

記載すべき重要な契約はありません。

(2) 技術供与契約

記載すべき重要な契約はありません。

(3) 業務提携契約

記載すべき重要な契約はありません。

(4) 買収に関する契約

当社は、2020年12月21日付でトルコポンプメーカーVansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş. と Vansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş. を傘下に持つ Çigli Su Teknolojileri A.Ş. の全発行済株式を取得する株式譲渡契約を締結しました。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載のとおりです。

5 【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、2020年に策定した“価値創造ストーリー”である「E-Vision2030」の実現に向け、重要課題とした「5つのマテリアリティ」を解決するプロセスを通じて持続的に社会に貢献するため、風水力事業、環境プラント事業、精密・電子事業、及びこれら事業と連携を取るコーポレート研究開発組織で取り組んでいます。

各事業部及び各グループ会社では、新技術の実用化・新製品応用のための研究開発、及び技術や製品の付加価値化に向けて、業務提携などの外部との協業も活用して効果的に進めました。

これらの事業を支える共通基盤及び戦略的に重要となるコア技術の強化、更に中長期的展望に基づいた技術シーズの探索と実用化をコーポレート研究組織が中心となって実施し、大学等の外部研究機関との共同研究も積極的に活用して進めました。さらに、新事業創出のための制度であるEIX(Ebara Innovation for X)制度を活用し、プロセスイノベーション等への取り組みと成果の利用を加速させています。

また、特徴のある技術を有する中小企業との連携を進展させ、研究開発に係わる試作機能を継続的に強化しています。当連結会計年度の研究開発費は12,514百万円です。

セグメントごとの研究開発活動の状況は、以下のとおりです。

(風水力事業)

風水力事業分野では、中長期的に成長の持続が期待される、水インフラ、エネルギー（石油・ガス、電力）、建築設備分野などのグローバル市場向け製品に関し、海外グループ会社との連携強化を含め、ラインナップ拡充や製品力強化に取り組んでいます。標準ポンプでは、省エネ・省資源・環境負荷低減を指向した製品群の開発を継続して進めており、高効率のポンプ製品のシリーズ範囲を拡大し市場投入しました。顧客の省人化・省力化に貢献するICT技術製品の開発も継続して進めており、ポンプ等の健全性を遠隔にて把握できる状態監視システムについて客先でのモニタリングを実施しています。カスタムポンプでは、エネルギー分野と水利分野において省エネ・省資源・環境負荷低減を指向した製品群の開発を継続して進めると共に、水素社会実現へ貢献すべく液体水素ポンプの開発も進めています（NEDO助成事業）。コンプレッサ・タービン分野では、省エネ・省資源に貢献する新型高効率タービンの開発を継続して進めています。冷凍機分野では、環境負荷低減ニーズの高まりに応えるため、地球温暖化係数の小さい冷媒を使用する冷凍機の開発を継続し、ラインナップ拡充、応用範囲拡大に努めています。基盤技術に関しては、コーポレート研究開発組織とも連携し、技術開発を実施しました。「素形材・溶接・表面改質・加工等に対する新しい生産基盤技術」については、鑄造リードタイム削減に向けた“3D積層技術”による鑄型製作を検討しています。その他にも「数値シミュレーションと新しい最適化手法の導入などによる開発スループットの一層の向上とプロセスの標準化」、「PIV（粒子画像流速計）技術の導入による実験基盤技術の拡充」、「製品性能や信頼性の向上に寄与する製品ライフサイクルを支えるIoT技術の開発・応用」などを進めています。当連結会計年度の研究開発費は5,782百万円です。

(環境プラント事業)

環境プラント事業分野では、廃棄物処理施設の建設工事（EPC）から施設運営・維持管理（O&M）までを長期的に一括して行うDBO事業、既存施設の延命化を提案する延命化事業、既存施設のO&Mを長期にわたり運営委託を受ける長期包括事業に取り組んでおり、これまで以上に提案力や、品質、コスト競争力強化が求められています。これらの状況を踏まえ、施設更新に伴う機能強化、ライフサイクルコスト低減を可能とする新技術・新製品開発、保守運営技術の改良開発に加え、これらを支えるAIやIoT技術の活用を推進しています。また、再生可能エネルギーの1つとしての木質バイオマス発電や、産業廃棄物処理の需要を見込み、発電効率や運転の安定性を向上するための要素技術の開発に取り組んでいます。さらに、最近世界的な環境問題となっている気候変動問題や廃プラスチック問題の解決に寄与すべく、廃プラスチックのケミカルリサイクルに適用するガス化技術の開発を再開しました。当連結会計年度の研究開発費は660百万円です。

(精密・電子事業)

精密・電子事業分野では、半導体デバイス製造プロセス装置において、チップの微細化や3次元集積化だけでなく、重要度が増している新しいパッケージング技術などの開発要求や、急成長するAI、IoT分野に関する技術開発要求にも対応するよう、装置の改良・改善及び新機種の開発に取り組んでいます。コンポーネント製品においては、更なる省エネ化及び環境負荷低減に貢献できる製品の開発に取り組んでいます。また、顧客との共同開発・コンソーシアムへの参画、さらには各大学との共同研究などを通して、次世代半導体プロセス技術の研究も継続しています。当連結会計年度の研究開発費は6,071百万円です。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、生産能力拡大及び生産性向上を目的とした設備への投資を中心に32,295百万円を実施しました。なお、投資金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含まれています。

各セグメントの主な設備投資は、以下のとおりです。なお、投資金額にはセグメント間取引を含めています。

(風水力事業)

生産能力の維持増強及び生産性向上を目的とした投資を行い、実施した設備投資の金額は12,567百万円です。

(環境プラント事業)

情報設備や機能向上を目指した技術開発を中心に投資を行い、実施した設備投資の金額は880百万円です。

(精密・電子事業)

生産能力増強を中心に投資を行い、実施した設備投資の金額は16,470百万円です。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
富津事業所 (千葉県富津市)	風水力事業	ポンプ等の生産設備	5,884	1,358	2,671 (163)	1	167	10,083	377
藤沢事業所 (神奈川県藤沢市)	風水力事業	ポンプ、冷熱機械等の 生産設備	1,689	2,600	589 (196)	—	408	5,288	447
袖ヶ浦事業所 (千葉県袖ヶ浦市)	風水力事業	コンプレッサ・ター ビン等の生産設備	1,065	0	3,116 (200)	—	—	4,182	13
藤沢事業所 (神奈川県藤沢市)	精密・電子 事業	半導体製造装置、真 空ポンプ等の生産及 び開発設備	16,721	3,921	259 (103)	34	1,123	22,060	860
熊本事業所 (熊本県玉名郡)	精密・電子 事業	半導体製造装置等の 生産設備	5,343	341	1,740 (142)	23	130	7,579	151
本社他 (東京都大田区他)	その他	情報インフラ設備、 事務棟等	8,452	976	1,892 (14)	334	873	12,529	474

(注) 1 帳簿価額には、消費税等は含まれていません。

2 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は除いています。

(2) 国内子会社

2020年12月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
㈱荏原エリオット (千葉県袖ヶ浦市) (注) 3	風水力事業	コンプレッサ・ター ビン等の生産設備	473	1,687	—	188	59	2,409	428
荏原冷熱システム㈱ (神奈川県藤沢市) (注) 3	風水力事業	冷熱機械等の生産設備	75	356	—	3	74	509	178
㈱荏原風力機械 (三重県鈴鹿市)	風水力事業	送風機等の生産設備	461	923	109 (60)	302	86	1,581	263

(注) 1 帳簿価額には、消費税等は含まれていません。

2 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は除いています。

3 当社が土地・建物等を賃貸しています。

(3) 在外子会社

2020年12月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
嘉利特荏原ポンプ業 有限公司 * (中国) (注) 3	風水力事業	ポンプ等の生産設備	千中国元 45,543	千中国元 34,365	千中国元 — [95]	千中国元 —	千中国元 14,046	千中国元 93,955	417
荏原機械淄博有限公 司 (中国) (注) 3	風水力事業	ポンプ等の生産設備	千中国元 43,432	千中国元 31,813	千中国元 — [59]	千中国元 —	千中国元 5,465	千中国元 80,710	446
Ebara Vietnam Pump Company Limited (ベトナム) (注) 3	風水力事業	ポンプ等の生産設備	百万ベト ナムドン 190,031	百万ベト ナムドン 72,335	百万ベト ナムドン — [12]	百万ベト ナムドン 7,259	百万ベト ナムドン —	百万ベト ナムドン 269,625	230
Ebara Pumps Europe S. p. A. (イタリア) (注) 4	風水力事業	ポンプ等の生産設備	千ユーロ 2,173	千ユーロ 12,387	千ユーロ 307 (24) [27]	千ユーロ —	千ユーロ 564	千ユーロ 15,433	452
Elliott Company (米国)	風水力事業	コンプレッサ・ター ビン等の生産設備	千米ドル 44,458	千米ドル 64,582	千米ドル 2,944 (482)	千米ドル 29	千米ドル 7,273	千米ドル 119,288	1,377
Ebara Precision Machinery Korea (韓国)	精密・電子 事業	コンポーネント機 器・半導体製造装置 等の生産設備	百万 ウォン 5,935	百万 ウォン 4,589	百万 ウォン 3,872 (9)	百万 ウォン —	百万 ウォン 140	百万 ウォン 14,538	200
台湾荏原精密股份有 限公司 (台湾)	精密・電子 事業	真空ポンプ・CMP装 置等の生産設備	千台湾 ドル 170,155	千台湾 ドル 44,904	千台湾 ドル 152,310 (7)	千台湾 ドル —	千台湾 ドル 7,601	千台湾 ドル 374,971	305

*ポンプの中国語表記は石の下に水です。

(注) 1 帳簿価額には、消費税等は含まれていません。

2 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は除いています。

3 土地使用権に係る面積については、[]で記載しています。

4 連結会社以外の者から賃借している土地の面積については、[]で外書きしています。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名事業所名等 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)	資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
提出会社 富津事業所 (千葉県富津市)	風水力事業	ポンプ等の生産設備	300	自己資金等	2021年1月	2021年12月
藤沢事業所 (神奈川県藤沢市)	風水力事業	ポンプ等の生産設備	4,000	自己資金等	2021年1月	2021年12月
本社他 (東京都大田区他)	風水力事業	情報インフラ設備	2,000	自己資金等	2021年1月	2021年12月
Elliott Company (米国)	風水力事業	コンプレッサ・タービン 等の生産設備、試験設備	千米ドル 16,000	自己資金等	2021年1月	2021年12月
提出会社 藤沢事業所 (神奈川県藤沢市)	精密・電子事業	半導体製造装置、真空ポンプ等の生産設備、情報インフラ設備	6,500	自己資金等	2021年1月	2021年12月
熊本事業所 (熊本県玉名郡)	精密・電子事業	半導体製造装置等の生産設備	200	自己資金等	2021年1月	2021年12月
提出会社 本社他 (東京都大田区他)	その他	情報インフラ設備、事務棟等	6,000	自己資金等	2021年1月	2021年12月

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 主として需要者より個別の注文に応じ、型式、能力等、それぞれ異なる製品を生産しており、上記設備の増設に係る生産能力の算定は困難であるため、記載を省略しています。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	95,391,453	95,394,253	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株です。
計	95,391,453	95,394,253	—	—

(注) 1 2021年1月1日から2021年2月28日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)の行使により2,800株発行しています。

2 提出日現在の発行数には、2021年3月1日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しています。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

なお、2016年6月24日開催の第151期定時株主総会決議により、2016年10月1日付で株式併合(5株を1株に併合)を行いました。また、2016年5月11日開催の取締役会決議により2016年10月1日付にて単元株式数を1,000株から100株に変更しています。これにより(i)から(ix)に記載の新株予約権について「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を発行要領に従い調整しています。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

(i) 第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

2009年10月19日決議 (付与対象者の区分及び人数：社外取締役を除く当社取締役9名、当社執行役員23名)		
	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
新株予約権の数(個)	96 (注) 1	96 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 19,200 (注) 1	普通株式 19,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2011年7月1日 至 2024年11月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,706 資本組入額 853 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額 (行使価額) を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額 (1株当たり1円) と割当日における新株予約権の公正価額 (1株当たり1,705円) を合算している。なお、各取締役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
 (2) 割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの (以下、「最終年度」という。) にかかる当社の連結資本当期純利益率 (ROE) (以下、「達成業績」という。) が8.0% (以下、「目標業績」という。) に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合 (達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。) を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。
 (3) 割当てを受けた新株予約権者が2009年7月1日以後に新たに取締役若しくは執行役員に就任した者であるとき、又は割当てを受けた新株予約権者が最終年度の末日以前に取締役及び執行役員を退任したときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記(2)による調整後の数に、さらに在任期間割合 (2009年4月から2011年3月までのうち在任した日数の割合をいう。) を乗じて得た数とする。
 (4) 上記(2)及び(3)の計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。
 (5) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
 (6) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
 (7) 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(ii) 第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

2010年9月13日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社執行役員4名)		
	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
新株予約権の数(個)	3 (注)1	3 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 600 (注)1	普通株式 600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2011年7月1日 至 2024年11月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,716 資本組入額 858 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(行使価額)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり1,715円)を合算している。なお各執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの(以下、「最終年度」という。)にかかる当社の連結資本当期純利益率(ROE)(以下、「達成業績」という。)が8.0%(以下、「目標業績」という。)に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合(達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。)を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。
- (3) 割当てを受けた新株予約権者が2010年7月1日以後に新たに執行役員に就任した者であるとき、又は割当てを受けた新株予約権者が最終年度の末日以前に執行役員を退任したときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記(2)による調整後の数に、さらに在任期間割合(2010年4月から2011年3月までのうち在任した日数の割合をいう。)を乗じて得た数とする。
- (4) 上記(2)及び(3)計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。
- (5) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- (6) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(iii) 第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

2011年9月12日決議 (付与対象者の区分及び人数：社外取締役を除く当社取締役8名、当社執行役員23名)		
	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
新株予約権の数(個)	420 (注) 1	420 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 84,000 (注) 1	普通株式 84,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年7月1日 至 2026年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,226 資本組入額 613 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額 (行使価額) を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額 (1株当たり1円) と割当日における新株予約権の公正価額 (1株当たり1,225円) を合算している。なお各取締役又は各執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
(2) 割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの (以下、「最終年度」という。) に係る当社の連結投下資本利益率 (ROIC) (以下、「達成業績」という。) が目標である8.0% (以下、「目標業績」という。) に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合 (達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。) を乗じて得た個数 (1個未満の端数は切り捨てる。) のみ、本新株予約権を行使することができる。
(3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
(4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(iv) 第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

2012年9月10日決議 (付与対象者の区分及び、人数：社外取締役を除く当社取締役4名、当社執行役員4名、 子会社取締役及び執行役員10名)		
	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
新株予約権の数(個)	53 (注)1	53 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 10,600 (注)1	普通株式 10,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年7月1日 至 2026年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,441 資本組入額 720.5 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(行使価額)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり1,440円)を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
(2) 割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの(以下、「最終年度」という。)に係る当社の連結投下資本利益率(ROIC)(以下、「達成業績」という。)が目標である8.0%(以下、「目標業績」という。)に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合(達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。)を乗じて得た個数(1個未満の端数は切り捨てる。)のみ、本新株予約権を行使することができる。
(3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
(4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(v) 第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

2013年9月9日決議 (付与対象者の区分及び人数：社外取締役を除く当社取締役5名、当社執行役員4名、 子会社取締役及び執行役員7名)		
	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
新株予約権の数(個)	59 (注)1	59 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 11,800 (注)1	普通株式 11,800 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年7月1日 至 2026年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,601 資本組入額 1,300.5 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(行使価額)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり2,600円)を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
(2) 割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの(以下、「最終年度」という。)に係る当社の連結投下資本利益率(ROIC)(以下、「達成業績」という。)が目標である8.0%(以下、「目標業績」という。)に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合(達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。)を乗じて得た個数(1個未満の端数は切り捨てる。)のみ、本新株予約権を行使することができる。
(3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
(4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(vi) 第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2014年9月9日決議 (付与対象者の区分及び人数：社外取締役を除く当社取締役8名、当社執行役員19名、 子会社取締役及び執行役員16名)		
	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
新株予約権の数(個)	567 (注) 1	567 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 113,400 (注) 1	普通株式 113,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2029年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,066 資本組入額 1,533 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり3,065円）を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
(2) 割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である7.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数（以下、「業績調整後行使上限」という。）を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が2014年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権（本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。）の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
(3) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
(4) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(vii) 第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2015年9月8日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社非業務執行の取締役（社外取締役含む）11名、当社執行役員12名、 当社執行役員3名、子会社取締役及び執行役員5名)		
	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
新株予約権の数（個）	159 (注) 1	145 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 31,800 (注) 1	普通株式 29,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2029年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,996 資本組入額 998 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり1,995円）を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役、執行役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
(2) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
(3) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
(4) 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
①割当対象者が割当日において当社の執行役若しくは執行役員、又は当社子会社の取締役又は執行役員である場合
(業績達成条件)
最終年度に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である7.0%（以下「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数

(以下、「業績調整後行使上限」という。)を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が2014年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権(本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。)の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

②割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合

(権利行使期間の制限)

権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。

③割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合(社外取締役を除く)

割当てる本新株予約権の全部又は一部について②の権利行使期間の制限を適用し、その余について①の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約の定めるところによる。

- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

(6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(viii) 第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2016年9月13日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社非業務執行の取締役（社外取締役含む）11名、当社執行役4名、 当社執行役員1名、子会社取締役及び執行役員5名)		
	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
新株予約権の数（個）	69 (注) 1	69 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 13,800 (注) 1	普通株式 13,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年7月1日 至 2029年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,749 資本組入額 1,374.5 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は普通株式200株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合*を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

*2016年10月1日を効力発生日とする当社普通株式の株式併合はこれに含まれない。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（行使価額）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり1円）と割当日における新株予約権の公正価額（1株当たり2,748円）を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役、執行役又は執行役員のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
(2) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
(3) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（最終年度）の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
(4) 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。

①割当対象者が割当日において当社の執行役若しくは執行役員、又は当社子会社の取締役又は執行役員である場合

(業績達成条件)

最終年度に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である7.0%（以下「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数

(以下、「業績調整後行使上限」という。)を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が2014年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権(本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。)の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

②割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合

(権利行使期間の制限)

権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。

③割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合(社外取締役を除く)割当てる本新株予約権の全部又は一部について②の権利行使期間の制限を適用し、その余について①の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(ix) 第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

2017年9月11日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社非業務執行の取締役(社外取締役含む)10名、当社執行役12名、 当社オフィサー・参与19名、子会社取締役及びオフィサー・参与10名)		
	事業年度末現在 (2020年12月31日)	提出日の前月末現在 (2021年2月28日)
新株予約権の数(個)	388 (注)1	388 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 38,800 (注)1	普通株式 38,800 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2032年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,454 資本組入額 1,727 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は普通株式100株とする。

ただし、割当日後、当社が株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(行使価額)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり3,453円)を合算している。なお、当社又は当社子会社の取締役、執行役又はオフィサー・参与に割り当てられた新株予約権の公正価額相当額については、当該取締役、執行役又はオフィサー・参与のこれと同額の報酬債権をもって、割当日において相殺している。
- 4 (1) 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又はオフィサー・参与に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
(2) 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
(3) 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの(最終年度)の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
(4) 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
①割当対象者が割当日において当社の執行役若しくはオフィサー・参与、又は当社子会社の取締役若しくはオフィサー・参与である場合
(業績達成条件)
最終年度に係る当社の連結投下資本利益率(ROIC)(以下、「達成業績」という。)が目標である8.0%(以下「目標業績」という。)に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合(達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。)を乗じて得た数(以下、「業績調整後行使上限」という。)を超えて、本新株予約権を行使することができない。

ただし、新株予約権者が2017年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権（本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。）の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

②割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合
（権利行使期間の制限）

権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。

③割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合（社外取締役を除く）割当てる本新株予約権の全部又は一部について②の権利行使期間の制限を適用し、その余について①の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1ただし書に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
本新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年4月1日～ 2016年9月30日 (注) 1、2	84,896	466,129,492	13	68,774	13	72,702
2016年10月1日 (注) 3	△372,903,594	93,225,898	—	68,774	—	72,702
2016年10月1日～ 2017年3月31日 (注) 1、2	8,510,155	101,736,053	9,990	78,764	9,990	82,693
2017年4月1日～ 2017年12月31日 (注) 1	47,200	101,783,253	50	78,815	50	82,744
2018年1月1日～ 2018年5月7日 (注) 1	27,800	101,811,053	24	78,840	24	82,768
2018年5月8日 (注) 4	104,600	101,915,653	194	79,034	194	82,962
2018年5月9日～ 2018年12月31日 (注) 1	42,200	101,957,853	32	79,066	32	82,995
2019年1月1日～ 2019年5月7日 (注) 1	37,800	101,995,653	37	79,104	37	83,032
2019年5月8日 (注) 5	16,600	102,012,253	27	79,131	27	83,060
2019年5月9日～ 2019年10月30日 (注) 1	16,800	102,029,053	22	79,154	22	83,082
2019年10月31日 (注) 6	△6,900,000	95,129,053	—	79,154	—	83,082
2019年11月1日～ 2019年12月31日 (注) 1	800	95,129,853	0	79,155	0	83,083
2020年1月1日～ 2020年5月11日 (注) 1	74,900	95,204,753	88	79,243	88	83,171
2020年5月12日 (注) 7	88,500	95,293,253	97	79,340	97	83,269
2020年5月12日 (注) 8	25,600	95,318,853	28	79,368	28	83,297
2020年5月13日～ 2020年12月31日 (注) 1	72,600	95,391,453	82	79,451	82	83,379

(注) 1 新株予約権（ストック・オプション）の行使による増加です。

2 新株予約権（転換社債型新株予約権付社債）の行使による増加です。

3 2016年6月24日開催の第151期定時株主総会決議により、2016年10月1日付で株式併合（5株を1株に併合し、発行可能株式総数を10億株から2億株に変更）を行ったことによる減少です。

4 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものです。

発行価格 3,715円

資本組入額 1,857.5円

割当先 当社の取締役10名、当社の執行役12名、当社従業員の一部22名、当社子会社取締役の一部5名、当社子会社従業員の一部4名

5 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものです。

発行価格 3,300円

資本組入額 1,650円

割当先 当社の取締役2名、当社の執行役4名、当社従業員の一部9名、当社子会社取締役の一部3名

6 2019年10月15日開催の取締役会決議により、2019年10月31日付で自己株式の消却を行ったことによる減少です。

7 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものです。

発行価格 2,198円

資本組入額 1,099円

割当先 当社取締役9名、当社の執行役13名、当社従業員の一部22名、当社子会社取締役の一部8名、当社子会社従業員の一部1名

8 業績連動型株式報酬としての新株式発行によるものです。

発行価格 2,198円

資本組入額 1,099円

割当先 当社の非業務執行の取締役3名、当社の執行役15名、当社従業員の一部30名、当社子会社取締役の一部8名、当社子会社従業員の一部2名

9 2021年1月1日から2021年2月28日までの間に、新株予約権（ストック・オプション）の行使により、発行済株式総数が2千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2百万円増加しています。

(5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	66	39	295	342	22	16,897	17,661	—
所有株式数（単元）	—	328,658	25,788	28,926	459,398	644	108,980	952,394	152,053
所有株式数の割合（%）	—	34.51	2.71	3.04	48.24	0.07	11.44	100.00	—

(注) 1 自己株式20,422株は、「個人その他」に204単元及び「単元未満株式の状況」に22株含まれています。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれています。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	11,387	11.94
いちごトラスト・ピーティーイー・リミ テッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	1 North Bridge Road, 06-08 High Street Centre, Singapore 179094 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	9,552	10.02
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	7,304	7.66
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	240 Greenwi Ch Street, New York, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	3,932	4.12
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 Bank Street Canary Wharf London E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2,314	2.43
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	240 Greenwi Ch Street, New York, New York 10286 U.S.A (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	2,122	2.23
株式会社日本カストディ銀行(信託口 7)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,110	2.21
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	P.O. BOX 351 Boston Massachusetts 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	1,482	1.55
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	25 Bank Street, Canary Wharf, London, E14 5JP, U.K. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	1,388	1.46
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 Bank Street Canary Wharf London E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,335	1.40
計	—	42,929	45.01

- 1 2020年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、野村證券株式会社の共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が2020年11月30日現在で6,917千株(株券等保有割合7.25%)を所有している旨の記載がされているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	6,917	7.25

- 2 2020年12月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー (Silchester International Investors LLP) が2020年12月4日現在で5,860千株 (株券等保有割合6.14%) を所有している旨の記載がされているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー (Silchester International Investors LLP)	英国 ロンドン ダブリュー 1 ジェイ 6 ティーエル、ブルトン ストリート 1、 タイム アンド ライフ ビル 5階	5,860	6.14

- 3 2020年11月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者2名が2020年11月13日現在で5,471千株 (株券等保有割合5.74%) を所有している旨の記載がされているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	375	0.39
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	2,538	2.66
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	2,557	2.68

- 4 2020年4月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、三菱UFJ信託銀行株式会社及びその共同保有者3名が2020年4月13日現在で5,164千株 (株券等保有割合5.43%) を所有している旨の記載がされているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,373	3.55
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	1,082	1.14
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	382	0.40
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地11	324	0.34

- 5 2019年10月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Newton Investment Management Limited) 及びその共同保有者5名が2019年9月30日現在で4,224千株 (株券等保有割合4.14%) を所有している旨の記載がされているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Newton Investment Management Limited)	英国、EC4V 4LA、ロンドン、クイーン・ビクトリア・ストリート160、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・センター	3,070	3.01
BNYメロン・インベストメント・アドバイザー・インク (BNY Mellon Investment Adviser, Inc.)	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10286、ニューヨーク市、グリニッジ・ストリート240 (240 Greenwich Street, New York City, New York 10286, USA)	415	0.41
BNYメロン・セキュリティーズ・コーポレーション (BNY Mellon Securities Corporation)	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10286、ニューヨーク市、グリニッジ・ストリート240 (240 Greenwich Street, New York City, New York 10286, USA)	252	0.25
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (The Bank of New York Mellon)	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10286、ニューヨーク、グリーンウィッチ・ストリート240 (240 Greenwich Street, New York City, New York 10286, USA)	151	0.15
BNYメロン・エヌ・エー (BNY Mellon, N.A.)	アメリカ合衆国、ペンシルバニア州15258、ピッツバーグ、グラント・ストリート500、ワン・メロン・センター (One Mellon Center, 500 Grant Street, Pittsburgh, Pennsylvania 15258, USA)	146	0.14
メロン・インベストメンツ・コーポレーション (Mellon Investments Corporation)	アメリカ合衆国、マサチューセッツ州02108、ボストン、ワン・ボストン・プレイス、BNYメロン・センター (BNY Mellon Center, 1 Boston Place, Boston, MA 02108, U.S.A.)	187	0.18

- 6 2020年11月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者1名が2020年11月13日現在で3,748千株 (株券等保有割合3.93%) を所有している旨の記載がされているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	231	0.24
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	3,517	3.69

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,219,000	952,190	同上
単元未満株式	普通株式 152,053	—	同上
発行済株式総数	95,391,453	—	—
総株主の議決権	—	952,190	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が400株含まれています。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれています。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式22株が含まれています。

② 【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社荏原製作所	東京都大田区 羽田旭町11番1号	20,400	—	20,400	0.02
計	—	20,400	—	20,400	0.02

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号及び第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,338	3,782,845
当期間における取得自己株式	119	461,365

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年3月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

会社法第155条第13号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	13,300	—
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度における無償取得によるものです。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の買増請求による売渡)	—	—	—	—
保有自己株式数	20,422	—	20,541	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年3月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれていません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を最も重要な経営方針の一つと位置付けています。株主還元につきましては、連結配当性向35%以上を目標に当該期の業績に連動させ、かつ連結自己資本配当率（DOE）2.0%以上を確保する方針としています。また、自己株式の取得については機動的に実施していくこととしています。

当期においてはこの方針に従い、1株当たりの年間配当を90円（うち中間配当金30円）としました。

当社は、剰余金の配当を取締役会の決議によって定めることができる旨、また毎年6月30日及び12月31日を基準日として中間配当と期末配当の年2回の配当を行うほか、基準日を定めて実施できる旨を定款に定めています。

内部留保資金については、競争力強化及び効率化を目的とする投資の原資として活用していきます。

当期に係る剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年8月11日 取締役会決議	2,859	30.00
2021年3月26日 定時株主総会決議	5,722	60.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「創業の精神」、「企業理念」、「荏原グループCSR方針」から構成される「荏原らしさ」を当社グループのアイデンティティ／共有すべき価値観と定め、この「荏原らしさ」のもと、持続的な事業発展を通じた企業価値の向上及び株主への利益還元を経営上最も重要な事項と位置付け、その実現のために、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に取り組みます。

「荏原らしさ」

- ・創業の精神： 自ら創意工夫する熱意と誠の心を示す「熱と誠」
- ・企業理念： 「水と空気と環境の分野で、優れた技術と最良のサービスを提供することにより、広く社会に貢献する」
- ・荏原グループCSR方針： 当社グループの社会的責任を明確にし、これを実践することを目的とする当社の基本姿勢

当社は、「荏原製作所 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を策定しており、次に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

- 1) 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組みます。
- 2) 当社は、顧客、取引先、従業員及び地域社会をはじめとするさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努めます。また、これらのステークホルダーの権利・立場を尊重し、健全に業務を遂行する企業文化・風土を醸成していきます。
- 3) 当社は、会社情報の適切な開示を通じて、企業経営の透明性の確保に努めます。
- 4) 当社は、独立社外取締役※が重要な役割を担い、かつ独立社外取締役を含む非業務執行の取締役を中心とするガバナンス体制を構築します。当社は、経営において監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用します。
- 5) 当社は、「IR基本方針」を別途定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように、株主・投資家との間で建設的な対話を行います。

※「独立社外取締役」：当社の独立性基準を満たし、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている社外取締役をいいます。当社の社外取締役は全て独立社外取締役です。

なお、「荏原製作所 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」については、以下の当社ウェブサイトにて掲載しています。

<https://www.ebara.co.jp/about/ir/Governance/governance/index.html>

① 企業統治の体制

(i) 企業統治の体制の概要

[組織形態]

当社は、会社法上の機関設計として「指名委員会等設置会社」を選択しています。

<監督>

[取締役（会）関係]

取締役会は、「企業戦略などの大きな方向性を示すこと」、「業務執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」及び「独立した客観的な立場から業務執行に対する実効性の高い監督を行うこと」の3点を主な役割としています。また、取締役会は、不祥事等のダウンサイドリスクを未然に防ぐための統制環境を整える観点（守りの姿勢）に加えて、アップサイドリスク、即ち事業機会の逸失を防止するために経営陣が果敢な挑戦を行えるような環境を整える観点（攻めの姿勢）においてリーダーシップを発揮します。

取締役会は、監督と執行の明確な分離を実現するため、機関設計として、業務執行の権限と責任を執行役に委任可能な指名委員会等設置会社を採用し、執行役を兼務する取締役は最小限としたうえで、非業務執行取締

役（独立社外取締役と執行役を兼務しない社内出身取締役）を有効に活用します。コーポレート・ガバナンスの要諦をなす指名、監査及び報酬の各委員会は、その独立性と客観性を確保するために非業務執行取締役のみで構成し、各委員会委員の過半数は独立社外取締役とし、各委員会委員長も原則として独立社外取締役とします。このような観点から取締役会の構成にあたっては、独立社外取締役を全取締役の過半数とします。

2021年3月29日現在の取締役会は取締役10名で構成され、そのうち独立社外取締役が7名（うち女性3名）を占めるとともに、取締役会議長を独立社外取締役が務める体制となっています。

取締役会は、取締役会規則を制定の上、取締役会を運営するにあたり法令及び定款に適合するための体制を確保しています。取締役会は毎月定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しています。

[指名委員会]

指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任及び解任に関する議案の決定、執行役の選任及び解任に関する取締役会への提言並びに役付取締役・役付執行役の選定及び解職に関する取締役会への提言に加えて、代表執行役社長の承継プランの策定を主な役割としています。指名委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長も原則として独立社外取締役とします。委員長は取締役会において決定することとしています。

2021年3月29日現在の指名委員会は、独立社外取締役2名（宇田左近氏、大枝宏之氏）と社内出身の非業務執行の取締役1名（前田東一氏）で構成されています。委員長は独立社外取締役の大枝宏之氏が務めています。

[報酬委員会]

報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等に関する方針、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容などの決定に加えて、関係会社を含む役員報酬体系に関わる取締役会への提言などを主な役割としています。報酬委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長も原則として独立社外取締役とします。委員長は取締役会において決定することとしています。

2021年3月29日現在の報酬委員会は、独立社外取締役3名（澤部肇氏、西山潤子氏、藤本美枝氏）で構成されています。委員長は独立社外取締役の澤部肇氏が務めています。

[監査委員会]

監査委員会は、当社及び当社の子会社の取締役・執行役又は従業員などが法的義務及び社内規程を遵守しているかについて監査するとともに、執行役が取締役会の定めた経営の基本方針及び中長期の経営計画などに従い、健全、公正妥当かつ効率的に業務を執行しているかを監視し検証しています。監査委員会は、非業務執行の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長も原則として独立社外取締役とします。委員長は取締役会において決定することとしています。

2021年3月29日現在の監査委員会は、独立社外取締役2名（橋本正博氏、北山久恵氏）と社内出身の非業務執行の取締役1名（長峰明彦氏）で構成されています。委員長は独立社外取締役の橋本正博氏が務めています。なお常勤監査委員の長峰明彦氏は当社の経理財務部門の責任者を務めた経験があり、社外監査委員の橋本正博氏は他社の財務部門の責任者を務めた経験があり、北山久恵氏は公認会計士の資格を有しており、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

[社外取締役会議]

独立社外取締役がその責務を果たす上で十分な情報を入手し、課題等への認識共有を図るために必要な協議を自由に行う場として、独立社外取締役のみで構成される社外取締役会議を設置しています。互選により選定された筆頭社外取締役が議長を務めます。なお、2021年3月29日現在の筆頭社外取締役は大枝宏之氏です。

<業務執行>

[執行役]

執行役は取締役会決議により選任され、取締役会の決定した経営の方向性（基本方針）に沿って、取締役会から委任された業務執行を決定する役割及び業務を執行する役割を担っています。

2021年3月29日現在は14名で構成されています。

[業務執行会議体]

a. 経営会議

経営の業務執行に関する重要事項について、代表執行役社長が意思決定を行うために必要な審議を行う業務執行会議体として、全執行役で構成する「経営会議」を設置しています。執行役は、取締役会から委任された職責範囲のみならず、経営会議の全審議事項に対して、自らの経験及び知見に基づき、当社グループ全体最適の観点から積極的に意見を表明し、議論を尽くしています。経営会議は毎月開催しています。

b. 経営計画委員会

中期経営計画を年度別に具体化するために、各組織の年度ごとの予算及び経営課題行動計画の審議・決定とそのフォローアップを行う業務執行会議体として、代表執行役社長が委員長を務め、全執行役で構成する「経営計画委員会」を設置しています。各事業単位での段階的審議を経て、経営計画委員会において予算及び経営課題行動計画を決定し、部門責任の明確化と経営効率の増進を図っています。経営計画委員会は、連結の年度経営計画の進捗状況を四半期ごとに審議しています。

c. リスクマネジメントパネル

リスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成しています。また、リスク管理における監督機能を発揮するために非業務執行の取締役が陪席し、必要に応じて助言等を行っています。RMPの審議状況は取締役会に報告され、取締役会が情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。RMPは四半期に一度定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。

d. サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、荏原グループが事業活動を通じてサステナブルな社会・環境の構築に寄与し、企業価値を継続的に向上させるため、事業とそれを支える活動の対応方針の審議、KPI及び目標の決定、並びに成果の確認等を行うことを目的として設置しています。サステナビリティ委員会は代表執行役社長を委員長とし、執行役が委員を務め、サステナビリティ経営に関する社外有識者がアドバイザーとして参加しています。また、サステナビリティ委員会の目的に資する監督機能を発揮するため、同委員会への非業務執行の取締役の陪席を推奨し、非業務執行の取締役が必要に応じて助言等を行っています。サステナビリティ委員会の審議状況は取締役会に報告され、取締役会が情報を的確に捉えて、監督機能を発揮できる体制を整備しています。サステナビリティ委員会は四半期に一度定期開催しています。

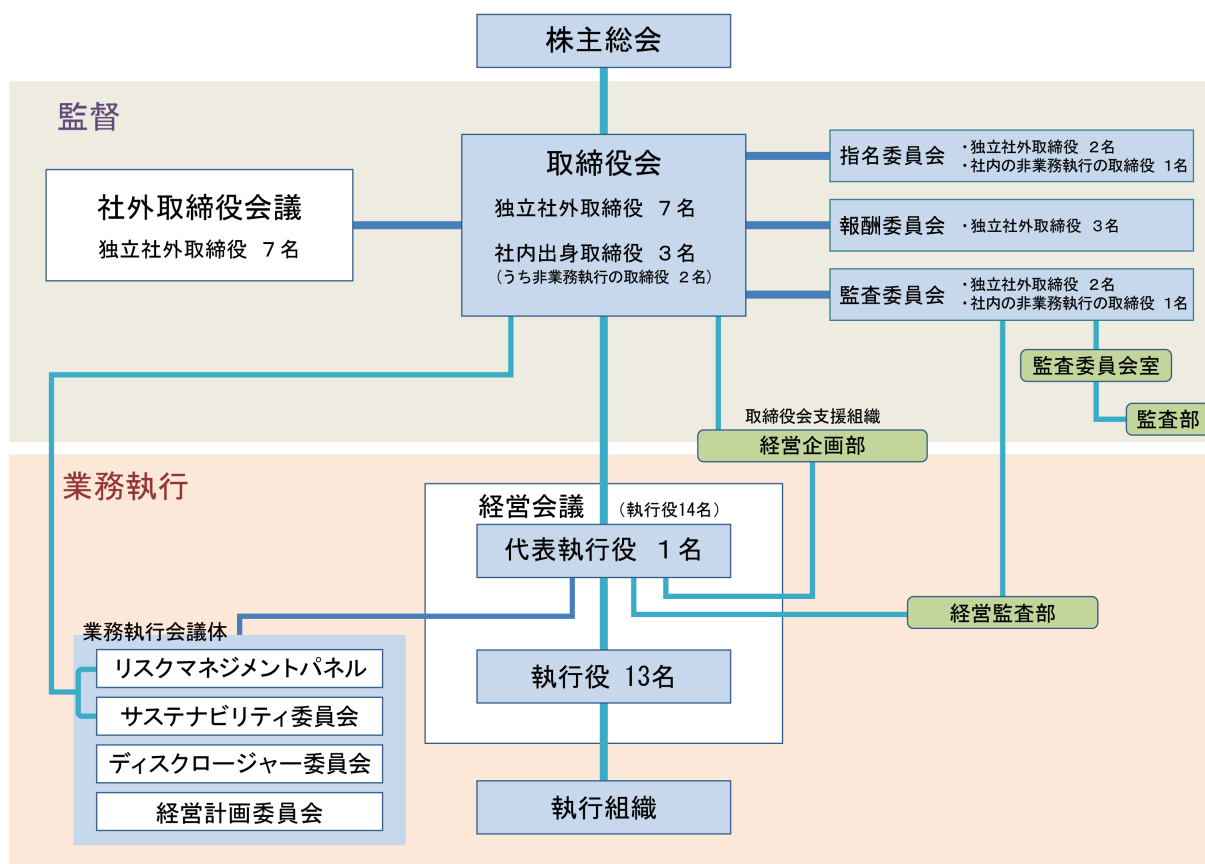
e. ディスクロージャー委員会

当社グループ全体に係る発生事実、決定事実及び決算情報等の会社情報について、公正かつ適時、適正な開示に対応するため、社内横断組織であるディスクロージャー委員会を設置しています。ディスクロージャー委員会は、開示是非判断の対象となる会社情報を漏れなく収集し、その情報開示の是非、開示内容及び開示時期を審議し、代表執行役社長に上申します。また、社内承認手続の完了後に開示手続を行います。

上記企業統治の体制の概要は、下図のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制

2021. 3. 29現在



(ii) 当該体制を採用する理由

当社は、2008年には社外取締役（2名）を招聘した上で指名委員会・報酬委員会を任意の機関として設置するとともに、2011年以降は社外取締役4名体制（定款に定める取締役員数の3分の1）として、コーポレート・ガバナンス体制の拡充を図ってきました。2015年6月には、以下の1）～3）の観点からコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を図るため、コーポレート・ガバナンスの要諦をなす指名委員会、報酬委員会及び監査委員会において社外取締役が過半数を占め、かつ「各委員会の役割と責務のバランス」及び「監督と業務執行の分離」の両面において明確な特性を有する指名委員会等設置会社へ移行いたしました。

a. 取締役会による経営の監督機能の強化と透明性の確保

独立社外取締役を含む非業務執行の取締役中心の構成とすることにより、独立性・客観性の観点から経営の監督機能を強化し、透明性を向上していくこと。

b. 業務執行権限の拡大と競争力の強化

取締役会と執行組織の役割・責務を明確に分離し、広範な業務執行権限を執行組織に委任することによって機動的な経営を推進し、競争力強化と執行における適切なリスクテイクを支える環境整備を実行していくこと。

c. グローバルに理解されやすいコーポレート・ガバナンス体制の構築

海外売上比率や外国人株主比率の上昇を背景として、グローバル視点からも明確で理解しやすいコーポレート・ガバナンス体制を構築していくこと。

(iii) 責任限定契約の内容の概要

当社と独立社外取締役 宇田左近、澤部肇、大枝宏之、橋本正博、西山潤子、藤本美枝、北山久恵の7氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(iv) 内部統制システムの整備・運用の状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容及び当該体制の2020年度の運用状況の概要は、次のとおりです。毎年度執行役による内部統制の整備・運用状況に関する自己評価を実施し、その結果に基づき、改善すべき事項を次年度の計画に反映し、継続的に改善を図っています。

a. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[基本的考え方]

「荏原グループCSR方針」及び「荏原グループ行動基準」を実現するための体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) コンプライアンスを推進する部門を設置し、当社及び子会社に対して、コンプライアンス意識の浸透及び不正を未然に防止する体制の構築と、働きやすく風通しの良い職場環境の整備を支援しています。
- 2) 「荏原グループ行動基準」や社内規則等に違反した場合の懲戒条項を当社及び子会社の服務規程、就業規則等に定めています。
- 3) 代表執行役社長を委員長とするCSR委員会をサステナビリティ委員会と改称し、社会、環境並びに当社グループのサステナビリティに資する活動の対応方針、戦略、目標及びKPIを審議し、成果の確認及び見直しを行っています。また、同委員会において当社及び子会社におけるコンプライアンス状況を監視し、適宜是正・改善指示を行っています。2020年度は、旧CSR委員会と合わせ、同委員会を5回開催しました。
- 4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、「荏原グループの企業倫理の枠組み」、社内規程及び法令等に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、また、海外8か国において、子会社19社を対象に、社外の弁護士事務所を経由する通報窓口（海外荏原グループ・ホットライン）を設置しています。
- 5) 「荏原グループ・コンプライアンス連絡会運営規程」に基づき、荏原グループ・コンプライアンス連絡会を定期的に開催し、当社及び子会社間でコンプライアンス情報を共有しています。なお、海外においては、中国子会社を対象にコンプライアンス連絡会を定期開催しています。
- 6) 内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務について監査・モニタリングを実施しています。子会社に内部監査・モニタリングの体制を整備させ、その実施状況は、当社の内部監査部門にて確認しています。

b. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[基本的考え方]

執行役の職務の執行に係る情報について、法令及び社内規程に定めるところに従い、適切に保存と管理を行う体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) 執行役の職務の執行に係る情報は「情報セキュリティ基本規程」及び関連規程に基づき、適切に保存・管理しています。
- 2) 情報漏洩防止措置、漏洩した場合の対策を定めた「重要情報の取扱いに関する荏原グループ5原則」を当社及び子会社の「情報セキュリティ基本規程」に定めています。

c. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

[基本的考え方]

子会社の取締役の職務の執行に係る事項について、適切な規程を定めて当社へ報告する体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) 当社グループ共通に整備する事項並びに事前審査、又は事後報告を求める事項を「グループ運営基本規程」及び関連規程に定め、子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当社に報告させています。
- 2) 子会社においてクライシス又はクライシスに発展する可能性がある事象が発生した場合の当社への報告体制について、子会社の「クライシスマネジメント規程」に定め、報告させています。

d. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[基本的考え方]

当社及び子会社のリスク管理に関する方針及び運用に係る規程を制定しています。また、リスク管理を実施するための体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) 権限と責任及びその手続を当社及び子会社の「権限規程」等に定め、リスク管理を行っています。
- 2) リスク管理活動を推進する部門を設置し、当社及び子会社のリスク管理に関する方針と体制を「リスクマネジメント規程」に定め、リスク管理活動を実施しています。
- 3) グループ全体のリスク管理活動を統括し、審議、改善指導・支援を行う機関として、リスクマネジメントパネル（以下、「RMP」といいます。）を設置しています。RMPは代表執行役社長を議長とし、全執行役により構成されています。四半期ごとに定期開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。2020年度は合わせて9回開催しました。

e. 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[基本的考え方]

- 1) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌を明確化します。
- 2) 経営の基本方針に基づく経営計画の策定と遂行により当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) 当社取締役会は、業務執行の権限と責任を執行役に委任し、執行役の職務の執行を監督することで、当社執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。
- 2) 当社の執行役及び子会社の取締役の業務執行機能の分掌をそれぞれ当社及び子会社の「職務分掌規程」等に定めています。
- 3) 当社取締役会にて経営の基本方針を策定し、その基本方針を当社及び子会社の年度経営計画に反映しています。
- 4) 当社の執行役は、年度経営計画の進捗状況及び達成の施策について四半期ごとに経営計画委員会にて審議しています。
- 5) 代表執行役社長の意思決定を迅速に行うために必要な審議を行う会議体として、全執行役で構成する経営会議を設置しています。経営会議は毎月1回開催しています。

f. 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制

[基本的考え方]

当社は、当社及び子会社が、反社会的勢力に対していかなる名目であれ、反社会的勢力の利益となることを目的とした活動を行わないための体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

当社及び子会社の反社会的勢力対策を統括するため、反社会的勢力対策本部を設置し、反社会的勢力から接触があった場合に備えて対応マニュアルを整備しており、万が一接触があった場合は、顧問弁護士や外部専門機関と連携し、会社全体で対応する体制を整えています。

また、「反社会的勢力との関係遮断に関するガイドライン」及び関連規程に基づき取引先の調査や社内教育等を実施するとともに、定期的に当社及び国内子会社の不当要求防止責任者が出席する連絡会を開催しています。2020年度は1回開催しました。

g. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[基本的考え方]

当社及び子会社から成る企業集団の運営に関する方針を定め、業務の適正を確保するための体制を構築し、整備・運用します。

[整備・運用状況]

- 1) 当社及び子会社の事業規模や事業特性等に応じた内部統制体制を整備しています。当社の執行役は子会社の内部統制体制整備に責任を持っています。
- 2) 当社は、当社及び子会社における内部統制の整備・運用状況に関する評価を実施し、不備が発見された場合、是正を図っています。

h. 監査委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制

[基本的考え方]

監査委員会の職務を補助すべき部門を設置します。

[整備・運用状況]

- 1) 監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会室を設置しています。
- 2) 従業員の中から監査委員会の職務を補助すべき者（以下、「監査委員会補助従業員」または「補助従業員」といいます。）を任命し、監査委員会室所属としています。2020年度は5名が専任の監査委員会補助従業員として監査委員会室に在籍しておりました。2021年1月から現在は、16名が監査委員会室に所属しており、そのうち5名は専任の補助従業員として監査委員会に関する事務に従事しています。その他の11名は内部監査部門又は子会社の監査役を主たる業務としており、監査委員会室には兼務補助従業員として在籍しています。なお、監査委員会補助従業員は企業集団の内部統制を確保することを目的として、子会社の監査役を兼務することがあります。

i. 監査委員会の職務を補助すべき従業員の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

[基本的考え方]

- 1) 監査委員会補助従業員の任命については、原則として監査委員会の同意を得た上で行っています。
- 2) 専任の補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務していません。監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示に従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保しています。
- 3) 兼務補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しますが、当該業務の遂行に際して監査委員会からの指示が執行役又は兼務先部門長からの指示と競合する場合には、監査委員会からの指示を優先するものとしており、監査委員会の指示の実効性を確保しています。
- 4) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、グループ会社監査役等に従事しています。

- 5) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については原則として監査委員会の同意を得た上で決定しています。

[整備・運用状況]

- 1) 監査委員会補助従業員の任命については、原則として監査委員会の同意を得た上で行っています。
- 2) 専任の補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務していません。監査委員会補助従業員は、監査委員会の指示に従うこととし、監査委員会の指示の実効性を確保しています。
- 3) 兼務補助従業員については、当社の執行役の職務の執行に係る業務を兼務しますが、当該業務の遂行に際して監査委員会からの指示が執行役又は兼務先部門長からの指示と競合する場合には、監査委員会からの指示を優先する旨社内規程に定め、監査委員会の指示の実効性を確保しています。
- 4) 監査委員会補助従業員は、監査委員会の事前の了解により、グループ会社監査役等に従事しています。
- 5) 監査委員会補助従業員の人事異動、人事評価等については原則として監査委員会の同意を得た上で決定しています。

- j. 当社の執行役及び従業員等並びに子会社の取締役、監査役及び従業員等が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

[基本的考え方]

- 1) 監査委員が執行部門の重要会議に出席できる体制及び監査委員会が執行役及び従業員に報告を求めることができる体制を構築し、整備・運用します。
- 2) 子会社の取締役、監査役及び従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制を構築し、整備・運用します。
- 3) 前二項の報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

[整備・運用状況]

- 1) 監査委員は、重要書類の閲覧や、経営会議、サステナビリティ委員会、RMP等執行部門の重要会議への出席を通じ、執行役及び従業員等から職務執行状況の報告を受けています。
- 2) 「執行役規程」に基づき、執行役が業務執行の中で不正行為の事実を発見し、直ちにそれが排除されない場合、速やかに監査委員会に報告することとしています。
- 3) 監査委員会が監査を実施するにあたり、当社及び子会社が経営課題の対応状況及び業務の適法・適正に関する情報を、監査委員会の求めに応じて提供しています。
- 4) 当社及び国内子会社が利用できるコンプライアンス相談窓口を設置し、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、「荏原グループの企業倫理の枠組み」、社内規程及び法令等に対する違反行為の相談又は疑問に速やかに対応しています。また、海外8か国において、子会社19社を対象に、社外の弁護士事務所を経由する通報窓口（海外荏原グループ・ホットライン）を設置しています。これらの実施状況について適宜監査委員会に報告しています。
- 5) 監査委員会が当社及び子会社における法令違反その他企業倫理上の問題の報告を受けるため、監査委員会ヘルプラインを設置し、当社及び子会社の従業員等が、当社の取締役及び執行役、並びに子会社の取締役の不正行為、法令・定款違反の事実、不正な会計処理、又は企業倫理上の問題など、会社経営に著しく不当な事実があるような場合に、監査委員会へ報告する体制を確保しています。
- 6) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保し、これを周知徹底しています。

k. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[基本的考え方]

- 1) 内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門及び内部監査部門並びに関係会社の監査役と監査委員会による適宜の意見交換を実施し、連携を図ることで、監査の実効性を確保します。
- 2) 監査委員会から求めがあった場合には、内部監査部門の部門長若しくは部員又は子会社の監査役を監査委員会の管下に設置する部門に兼務させるものとします。また、関係会社の監査役については監査委員会の同意を得た上でその候補者を決定するものとします。
- 3) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保します。

[整備・運用状況]

- 1) 代表執行役社長及び風水力機械、環境事業、精密・電子事業の各カンパニーを統括する執行役は、監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っています。
- 2) 内部統制、リスク管理、コンプライアンスを担当する部門及び内部監査部門並びに関係会社の監査役は監査委員会と定期的に情報・意見交換を行っているほか、重要な事項は適宜情報交換を行い、連携を図っています。
- 3) 監査委員会からの求めにより、内部監査部門の部門長若しくは部員又は子会社の監査役を監査委員会の管下に設置する部門に兼務させています。また、関係会社の監査役候補者の指名に際しては、監査委員会の同意を得た上で決定しています。
- 4) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を定め、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保しています。

1. 財務報告の信頼性を確保するための体制

[基本的考え方]

財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき、整備と運用を行います。

[整備・運用状況]

- 1) 連結財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制実施要領」を定め、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用を図り、その有効性を毎期評価しています。
- 2) 評価に当たっては、財務報告に与える影響、経営上の重要性等を考慮して評価範囲を毎期設定し、業務から独立した評価チームが評価を実施し、内部統制の改善と推進を図っています。

(v) リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制については、前項の「4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載した体制を中心として、当社グループにおけるリスク管理体制の整備を図っています。

② 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めています。

③ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めています。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めています。

④ 株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項

(i) 取締役及び執行役の責任免除

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の中で、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）又は執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めています。

また、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(ii) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めています。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を可能にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性20名 女性3名 (役員のうち女性の比率13.0%)

(i) 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役会長 指名委員会委員	前田 東一	1955年12月24日生	1981年4月 2007年4月 2010年4月 2011年4月 2011年6月 2012年4月 2013年4月 2015年6月 2019年3月 同	当社入社 当社執行役員 当社常務執行役員 当社風水力機械カンパニーカスタムポンプ事業統括 当社取締役 当社風水力機械カンパニープレジデント 当社代表取締役社長 当社代表執行役員社長 当社取締役会長(現在) 当社指名委員会委員(現在)	(注) 2	265
取締役	浅見 正男	1960年4月7日生	1986年4月 2010年4月 2011年4月 2014年4月 2015年6月 2016年4月 2019年3月 同	当社入社 当社執行役員 当社精密・電子事業カンパニー営業統括部長 当社常務執行役員 当社執行役員常務 当社精密・電子事業カンパニープレジデント 当社取締役(現在) 当社代表執行役員社長(現在)	(注) 2	232
取締役 指名委員会委員 取締役会議長	宇田 左近	1955年5月22日生	1981年4月 1989年8月 2006年2月 2007年10月 同 2010年5月 2010年7月 2011年6月 2012年9月 2014年4月 2014年6月 2015年6月 同 2016年4月 2016年9月 同 2017年6月 2017年7月 2019年3月 同	日本鋼管株式会社(現 JFEホールディングス株式会社)入社 (1989年7月退職) マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 (2006年2月退職) 日本郵政株式会社執行役員 同社専務執行役員(2008年6月退任) 郵便事業株式会社(現 日本郵便株式会社)専務執行役員(2010年6月退職) ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授(現在) 株式会社東京スター銀行執行役員最高業務執行責任者(2011年6月退任) 当社取締役(現在) 原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)参与(2017年5月退任) ビジネス・ブレークスルー大学経営学部長・教授(現在) 株式会社ビジネス・ブレークスルー取締役(現在) 公益財団法人日米医学医療交流財団理事 当社指名委員会委員長 ビジネス・ブレークスルー大学副学長(現在) 東京都顧問(2018年3月退任) 東京都都政改革本部特別顧問(2018年3月退任) 当社報酬委員会委員 公益財団法人日米医学医療交流財団専務理事(現在) 当社取締役会議長(現在) 当社指名委員会委員(現在)	(注) 2	11

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 報酬委員会委員	澤 部 肇	1942年1月9日生	1964年4月 東京電気化学工業株式会社（現 TDK株式会社）入社 1996年6月 同社取締役、記録デバイス事業本部長 1998年6月 同社代表取締役社長 2006年6月 同社代表取締役会長 2008年3月 旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）社外取締役（2014年3月退任） 2008年6月 帝人株式会社社外取締役（2016年6月退任） 同 野村證券株式会社社外取締役（2011年6月退任） 2009年6月 野村ホールディングス株式会社社外取締役（2011年6月退任） 2011年3月 株式会社日本経済新聞社社外監査役（2019年3月退任） 2011年6月 TDK株式会社取締役 取締役会議長 2011年10月 早稲田大学評議員 2012年4月 一般社団法人日本能率協会理事（2018年3月退任） 2012年6月 TDK株式会社相談役（2019年3月退任） 2014年7月 早稲田大学評議員会副会長 2015年6月 株式会社ジャパンディスプレイ社外取締役（2017年6月退任） 同 当社取締役（現在） 同 当社報酬委員会委員 2018年7月 早稲田大学評議員会会長（現在） 2019年4月 一般社団法人価値創造フォーラム21幹事会付顧問（現在） 2020年3月 当社報酬委員会委員長（現在）	(注) 2	11
取締役 指名委員会委員	大 枝 宏 之	1957年3月12日生	1980年4月 日清製粉株式会社（現 株式会社日清製粉グループ本社）入社 2009年6月 株式会社日清製粉グループ本社取締役 2011年4月 同社取締役社長 2015年4月 国立大学法人一橋大学経営協議会委員 2017年4月 株式会社日清製粉グループ本社取締役相談役 2017年6月 同社特別顧問（現在） 同 株式会社製粉会館取締役社長（現在） 2017年12月 日本ユネスコ国内委員会委員 2018年3月 当社取締役（現在） 同 当社指名委員会委員 2018年6月 積水化学工業株式会社社外取締役（現在） 2019年3月 当社指名委員会委員長（現在） 2019年6月 公益財団法人一橋大学後援会理事長（現在） 2020年3月 当社筆頭社外取締役（現在） 2020年12月 日本ユネスコ国内委員会副会長（現在）	(注) 2	11

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役 監査委員会委員	橋本 正 博	1948年 8月28日生	1972年 4月 1998年11月 1999年 7月 2001年 6月 2004年 6月 2005年 6月 2014年 4月 2015年 6月 2016年 4月 2018年 3月 同 2019年 3月 2021年 3月	株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 ダイワブルダニア銀行（インドネシア）社長 株式会社大和銀行国際部長（2001年 6月退職） 大日本スクリーン製造株式会社（現 株式会社SCREENホールディングス）常務取締役、財務本部長 同社専務取締役 同社代表取締役、取締役社長、最高執行責任者（COO） 同社取締役副会長 同社相談役（非常勤）（2016年 3月退任） 熊本県産業振興顧問（現在） 当社取締役（現在） 当社監査委員会委員 当社報酬委員会委員 当社監査委員会委員長（現在）	(注) 2	11
取締役 報酬委員会委員	西山 潤 子	1957年 1月10日生	1979年 4月 2006年 3月 2007年 3月 2009年 1月 2014年 1月 2015年 3月 2019年 3月 同 同 2019年 6月 2020年 6月 2021年 3月	ライオン油脂株式会社（現 ライオン株式会社）入社 同社購買本部製品部長 同社生産本部第2生産管理部製品購買担当部長 同社研究開発本部包装技術研究所長 同社CSR推進部長 同社常勤監査役 同社顧問 当社取締役（現在） 当社監査委員会委員 株式会社ジャックス社外取締役（現在） 戸田建設株式会社監査役（現在） 当社報酬委員会委員（現在）	(注) 2	8
取締役 報酬委員会委員	藤本 美 枝	1967年 8月17日生	1993年 4月 同 2009年 6月 2015年 4月 2015年 6月 2016年 6月 同 2019年 3月 2020年 3月 同	弁護士登録（現在） 新東京総合法律事務所入所 株式会社クラレ社外監査役 TMI総合法律事務所入所（現在） 生化学工業株式会社社外監査役（現在） 株式会社東京放送ホールディングス（現株式会社TBSホールディングス）社外監査役（現在） （株式会社TBSテレビ監査役）（現在） 株式会社クラレ社外取締役（2020年 3月退任） 当社取締役（現在） 当社報酬委員会委員（現在）	(注) 2	5

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (百株)
取締役 監査委員会委員	北 山 久 恵	1957年8月30日生	1982年10月 1986年3月 1999年5月 2013年7月 2019年6月 2019年7月 同 2020年6月 2020年7月 2021年3月 同	監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社 公認会計士登録（現在） 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）パートナー 有限責任あずさ監査法人常務執行理事 日本公認会計士協会近畿会会長（現在） 日本公認会計士協会副会長（現在） 有限責任あずさ監査法人専務役員（2020年6月退職） 株式会社椿本チエイン社外取締役（現在） 北山公認会計士事務所開所（現在） 当社取締役（現在） 当社監査委員会委員（現在）	(注) 2	-
取締役 監査委員会委員	長 峰 明 彦	1958年5月5日生	1982年4月 2006年6月 2010年7月 2014年4月 2015年4月 2015年6月 同 2021年3月 同	株式会社荏原電産入社 同社取締役 当社入社、財務・管理統括部審査室長 当社経理財務統括部長 当社執行役員 当社執行役 当社経理財務・連結経営・内部統制担当 当社取締役（現在） 当社監査委員会委員（現在）	(注) 2	113
計						667

- (注) 1 取締役 宇田左近、同 澤部肇、同 大枝宏之、同 橋本正博、同 西山潤子、同 藤本 美枝、同 北山久恵は、社外取締役です。
- 2 取締役の任期は、2020年12月期に係る定時株主総会終結の時から2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 3 当社は指名委員会等設置会社です。委員会体制については以下のとおりです。
- | | |
|-------|---------------------|
| 指名委員会 | 宇田左近、大枝宏之（委員長）、前田東一 |
| 報酬委員会 | 澤部肇（委員長）、西山潤子、藤本美枝 |
| 監査委員会 | 橋本正博（委員長）、北山久恵、長峰明彦 |
- なお、各委員会の委員長の選任については、取締役会決議としています。

(ii) 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
代表執行役社長	浅見 正 男	1960年4月7日生	(1) 取締役の状況参照		(注)	(1) 取締役の 状況参照
執行役 風水力機械カンパニープレジデント兼 風水力機械カンパニー冷熱事業担当	野 路 伸 治	1957年2月22日生	1984年4月 2006年4月 2008年4月 2011年4月 2013年4月 2013年6月 2014年4月 2015年6月 同 2017年4月 2018年3月 同 同 2020年3月	当社入社 当社精密・電子事業カンパニー精密機器 事業部長 当社執行役員 当社常務執行役員 当社風水力機械カンパニー技術生産統括 標準ポンプ事業統括部長 当社取締役 当社風水力機械カンパニー標準ポンプ事 業統括 当社執行役常務 風水力機械カンパニー冷熱事業担当（現 在） 当社風水力機械カンパニー標準ポンプ事 業部長 当社取締役 当社執行役専務 当社風水力機械カンパニープレジデント （現在） 当社執行役（現在）	(注)	116
執行役 風水力機械カンパニー標準ポンプ事業部長兼 荏原機械（中国）有限公 司 董事長	冲 山 喜 明	1960年1月25日生	1983年4月 2011年4月 2017年4月 2018年3月 同 同 2019年3月 2020年3月	当社入社 当社執行役員 当社風水力機械カンパニー企画管理技術 統括部長 当社執行役 当社風水力機械カンパニー標準ポンプ事 業部長（現在） 荏原機械（中国）有限公司董事長（現 在） 当社執行役常務 当社執行役（現在）	(注)	124
執行役 風水力機械カンパニーカ スタムポンプ事業部長兼 嘉利特荏原ポンプ業有限 公司 董事長兼 荏原機械淄博有限公司 董事長	山 田 秀 喜	1961年5月31日生	1985年4月 2013年4月 2015年4月 同 2016年4月 2019年1月 2019年10月 同 2020年1月 2020年3月	当社入社 当社執行役員 当社風水力機械カンパニー企画管理技術 統括中国・東アジア地域統括部副統括部 長 嘉利特荏原ポンプ業有限公司董事長（現 在） 当社風水力機械カンパニー企画管理技術 統括中国・東アジア地域統括部長 当社風水力機械カンパニー産業ポンプ事 業部長 当社執行役常務 当社風水力機械カンパニーカスタムポン プ事業部長（現在） 荏原機械淄博有限公司董事長（現在） 当社執行役（現在）	(注)	35
執行役 風水力機械カンパニーシ ステム事業部長	喜 田 明 裕	1958年7月16日生	1984年4月 2011年4月 同 2016年6月 同 2017年4月	当社入社 当社執行役員 当社風水力機械カンパニー国内事業統括 副統括 当社執行役（現在） 当社風水力機械カンパニー国内事業統括 当社風水力機械カンパニーシステム事業 部長（現在）	(注)	44

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
執行役 風水力機械カンパニー コンプレッサ・タービン事 業担当兼 Elliott Company CEO	マイケル ローダイ	1955年7月16日生	2016年4月 同 2019年1月 同 2020年3月 同	エリオットグループホールディングス株 式会社 COO Elliott Company COO エリオットグループホールディングス株 式会社 取締役CEO (現在) Elliott Company CEO (現在) 当社執行役 (現在) 当社風水力機械カンパニーコンプレッ サ・タービン事業担当 (現在)	(注)	—
執行役 環境事業カンパニープレ ジデント兼 荏原環境プラント株式会 社代表取締役会長	大井 敦夫	1957年2月20日生	1981年4月 2008年4月 2008年10月 2010年4月 2011年4月 2012年4月 2012年6月 2013年4月 2014年4月 2015年6月 2018年3月 同 2019年1月 2020年3月	当社入社 当社執行役員 当社経営企画統括部長 当社常務執行役員 当社風水力機械カンパニー海外マーケテ ィング統括 当社風水力機械カンパニーバイスプレジ デント兼海外事業統括 当社取締役 当社風水力機械カンパニープレジデント 当社専務執行役員 当社執行役専務 当社環境事業カンパニープレジデント (現在) 荏原環境プラント株式会社代表取締役社 長 荏原環境プラント株式会社代表取締役会 長 (現在) 当社執行役 (現在)	(注)	152
執行役 精密・電子事業カンパ ニープレジデント	戸川 哲二	1963年4月13日生	1986年4月 2013年4月 2014年4月 2019年3月 同 2020年3月	当社入社 当社精密・電子事業カンパニー新事業推 進統括部長 当社執行役員 当社執行役専務 当社精密・電子事業カンパニープレジデ ント (現在) 当社執行役 (現在)	(注)	136
執行役 精密・電子事業カンパ ニー装置事業部長	勝岡 誠司	1959年8月4日生	1994年4月 2009年4月 同 2011年4月 2016年6月 2020年1月	当社入社 当社執行役員 当社精密・電子事業カンパニー装置事業 部長 当社精密・電子事業カンパニーCMP事業 部長 当社執行役 (現在) 当社精密・電子事業カンパニー装置事業 部長 (現在)	(注)	51
執行役 グループ経営戦略・人事 統括部長	永田 修	1968年3月17日生	1990年4月 2008年10月 2017年4月 2018年3月 同 2019年3月 2020年1月	当社入社 Ebara Pumps Europe S.p.A. Managing Director 当社風水力機械カンパニー標準ポンプ事 業部グローバル営業推進部長 当社執行役 (現在) 当社グループ経営戦略統括部長 当社人事統括部長 当社グループ経営戦略・人事統括部長 (現在)	(注)	65
執行役 法務・総務・内部統制・ リスク管理統括部長	中山 亨	1959年6月5日生	2014年9月 2018年1月 2018年3月 同	当社入社 当社内部統制・リスク管理統括部長 当社執行役 (現在) 当社法務・総務・内部統制・リスク管理 統括部長 (現在)	(注)	44

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
執行役 経理財務統括部長	細田 修吾	1966年9月1日生	1993年10月 2015年4月 2016年4月 同 2018年1月 同 2021年3月 同	当社入社 当社ガバナンス推進統括部長 エリオットグループホールディングス株式会社 Deputy Vice President Elliott Company Deputy Vice President エリオットグループホールディングス株式会社 Vice President Elliott Company Vice President 当社執行役（現在） 当社経理財務統括部長（現在）	(注)	52
執行役 情報通信統括部長	小和瀬 浩之	1963年11月22日生	2014年4月 2015年12月 2018年7月 2018年12月 2019年4月 2020年3月	株式会社LIXIL CIO執行役員IT推進本部長 株式会社LIXIL上席執行役員CIO兼情報システム本部長 株式会社資生堂グローバルICT副本部長兼ICT戦略・プラットフォーム部長 当社入社 当社情報通信統括部長（現在） 当社執行役（現在）	(注)	19
執行役 技術・研究開発・知的財産担当兼 精密・電子事業カンパニー技術統括部長	曾布川 拓司	1962年5月19日生	1987年4月 2015年4月 同 2017年4月 2019年3月 同	当社入社 当社執行役員 当社精密・電子事業カンパニー技術統括部長（現在） 当社技術・研究開発統括部長 当社執行役（現在） 当社技術・研究開発・知的財産担当（現在）	(注)	42
		計				881

(注) 執行役の任期は、2020年12月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時から2021年12月期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までです。

② 社外役員の状況

現在、当社の取締役10名のうち過半数の7名が社外取締役です。各社外取締役と当社との間に特別な利害関係はありません。なお澤部肇氏は当社グループと製品販売等の取引関係があるTDK株式会社において業務執行者として過去に勤務していた経歴があり、北山久恵氏は当社グループとアドバイザー業務の取引関係がある有限責任あずさ監査法人において業務執行者として過去に勤務していた経歴がありますが、いずれも一般株主と利益相反が生じるおそれはない取引関係と判断しています。

当社は、社外取締役の選任にあたり、当社との間において重大な利害関係のない独立性のある候補者を選定することとし、独立性を確保するため、当社グループとの取引・関係等に係る基準を規程において定めています。

社外取締役の選任により、独立した立場からの知見を経営・業務執行の監督並びに監査に反映させ、経営の適正性を高めていると考えています。

また、社外取締役は陪席者としてサステナビリティ委員会に出席し、執行役及び内部監査部門等と相互に情報を共有するなどして意見交換を行っています。

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

(i) 監査委員会の組織・人員及び手続

監査委員会監査の組織、人員及び手続については、「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 ①企業統治の体制 (i) 企業統治の体制の概要 <監督> [監査委員会]」を参照ください。

(ii) 監査委員会の活動状況

当事業年度において当社は監査委員会を合計17回開催しており、個々の監査委員の出席状況については次のとおりです。

区分	氏名	出席状況
常勤監査委員	藤本 哲司	17 (100%)
独立社外 (非常勤) 監査委員	山崎 彰三	17 (100%)
	橋本 正博	17 (100%)
	西山 潤子	17 (100%)

監査委員会の主な検討事項については、毎年度継続の経常監査項目に加え、特に重点的に監査を実施する項目を定めており、重点監査項目として監査を実施した主な項目は以下の通りでした。

- ・売上債権並びに棚卸資産に係る会計処理及び収益認識に関する会計基準適用の適切性
- ・中期経営計画E-Plan2022の進捗状況
- ・海外子会社を含むグループ会社の管理・監督及び全社ERP導入計画等の業務改革の進捗状況

また、常勤監査委員の活動を含む監査委員会の主な活動状況については以下のとおりです。

- ・代表執行役社長へのヒアリング (年3回) 及び風水力機械、環境事業、精密・電子事業の各カンパニーを統括する執行役へのヒアリング (年1回) を実施するとともに、2020年度に新たに就任したコンプレッサ・タービン事業担当執行役へのヒアリングを実施するなど、経営課題及び事業等のリスクに関する認識を執行部門と共有し、意見交換を行っています。
- ・監査の有効性・効率性の向上のため、取締役会のほかに、経営会議、サステナビリティ委員会、リスクマネジメントパネル等の重要会議に出席し、迅速かつ的確に情報を把握するとともに、必要に応じて執行部門への助言等を行っています。
- ・内部監査部門及び会計監査人との連携について「②内部監査の状況」に記載のとおり、相互連携による効率的な監査の実施に努めています。
- ・重要な決裁書類等を閲覧し、社内規程に基づき適正に意思決定が行われていることを確認しています。
- ・国内外の事業所、営業拠点、子会社等を対象に往査 (執行部門による内部監査、会計監査人による監査等への立会いを含む) を実施し、当社及び企業集団における内部統制システムが有効に機能していることを確認しています。なお、2020年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため、Web会議システムによるヒアリング調査等、リモート監査の活用に取り組みました。
- ・子会社監査役を構成員としたグループ監査役連絡会を年2回開催し情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社から事業の報告を受けています。
- ・2020年度は通常の監査事項に加え、監査上の主要な検討事項、いわゆるKAMの早期適用、新収益認識基準の早期適用及び国際財務報告基準 (IFRS) の任意適用に関連した情報交換を行いました。

② 内部監査の状況

内部監査については、内部監査部門として内部統制及び内部通報事案への対応機能を統合した経営監査部 (有価証券報告書提出日現在25名が在籍) を設置し、当社及び子会社の内部統制システムの有効性について、各業務執行の内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価により確認しています。

経営監査部は、「内部監査規程」に基づき、年度の内部監査計画に従って内部監査を実施し、金融商品取引法

に従って財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っています。

経営監査部は、監査委員会との定期及び随時の情報交換会を実施し、当社及び子会社への内部監査結果や内部統制状況を監査委員に報告しています。当該情報交換会には監査委員、担当執行役及び経営監査部長の他にリスク管理部門の部門長が出席しています。最新のリスク情報等を適時に共有し活用することにより、監査委員会監査及び内部監査の実効性を高めています。また、2021年1月から、経営監査部のうち主に内部監査を担当する従業員を監査委員会室との兼務とすることにより、監査委員会監査及び内部監査の一層の連携強化を図っております。

また、監査委員会並びに経営監査部は、会計監査人である監査法人与定期及び随時に緊密な連携を図っており、監査結果や監査法人が把握した内部統制の状況及びリスクの評価等に関する情報及び意見の交換を行っています。

③ 会計監査の状況

(i) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(ii) 継続監査期間

13事業年度

第144期(2009年3月期)より継続

(iii) 業務を執行した公認会計士

上林 三子雄

堀越 喜臣

安藤 隆之

(iv) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 23名

その他 34名

(v) 監査法人の選定方針、理由及び評価

監査委員会は、会計監査人による監査について、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に及び随時に報告を受けています。監査委員会は、毎年度実施する会計監査人の再任適否の評価結果に基づき、会計監査人の適格性、独立性、総合的能力等を勘案したところ、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」に該当する事実は認められず、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任する旨の決定を行いました。

[会計監査人の解任または不再任の決定の方針]

a. 解任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

b. 不再任の方針

毎年度実施する会計監査人の再任適否の評価結果に基づき、会計監査人の適格性、独立性、総合的能力等を勘案し、監査が著しく不十分であると判断した場合、監査委員会は、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

なお、再任の制限として監査委員会は、会計監査人が連続して10年間在任する場合には、当該会計監査人（以下、「再任会計監査人といいます。」）の毎年度の評価にかかわらず、次年度の会計監査人候補を選定するために入札を実施いたします。再任会計監査人が入札に参加することを妨げませんが、当該再任会計監査人がさらに連続して5年間在任する場合にも、入札を実施することといたします。

ただし、同一の会計監査人が連続して在任することができる期間は、20年間までといたします。なお、当第156期はEY新日本有限責任監査法人が当社会計監査人に就任して13事業年度目になります。

④ 監査報酬の内容等

(i) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	139	31	181	1
連結子会社	28	—	35	—
計	168	31	216	1

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、国際財務報告基準への移行等に係る助言業務です。当連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務です。

(ii) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(EY)に対する報酬((i)を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	230	56	269	42
計	230	56	269	42

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結子会社における非監査業務の内容は、税務支援業務等です。

(iii) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(iv) 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬は、監査計画、監査日数等を総合的に勘案し、監査委員会の同意を得た上で決定しています。

(v) 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、及び監査報酬の見積等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項に定める同意を行いました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

(i) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、指名委員会等設置会社であり、取締役及び執行役の報酬等に関する方針（以下、「報酬方針」といいます）については報酬委員会で決定しています。

提出日現在の報酬方針は、当社の長期ビジョン（E-Vision2030）及び中期経営計画（E-Plan2022）のもと、2020年2月に報酬委員会の決議によって決定した報酬方針を、2020年12月開催の報酬委員会によって一部変更したものであり、その内容は次のとおりです。

a. 取締役に対する報酬

ア. 報酬制度の目的と基本方針

取締役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した執行役の業務遂行を監督するため、取締役会及び各委員会等における役割等を反映した報酬水準・報酬体系とします。

イ. 報酬の体系

i) 非業務執行取締役の報酬体系

非業務執行取締役の報酬は、業務執行とは独立した立場で、業務執行が適法に行われていることを監督する役割と責任が期待されていることから、基本報酬、長期インセンティブで構成され、報酬委員会にて決定します。長期インセンティブは、企業価値の継続的な向上を図ると共に役員における株式保有を促進することで株主との一層の価値共有を図る譲渡制限付株式報酬（RS）とします。また、取締役会議長、筆頭社外取締役及び各委員会委員長に対しては、役割や責任の大きさ及びその職務の遂行に係る時間数等を踏まえた手当を支給します。

なお、2020年度までは非業務執行の取締役（社外取締役を除く）に対して短期業績連動報酬の支給並びに業績連動型株式報酬を付与していましたが、2021年度より廃止しています。

ii) 業務執行取締役

当社は、業務執行取締役（代表執行役社長）に対しては執行役としての報酬を支給し、取締役としての報酬は支給しません。

ウ. 報酬の組合せ

取締役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

役位区分	基本報酬	短期業績連動報酬	株式報酬（長期インセンティブ）	
			譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬
非業務執行の取締役	1	—	0.3	—

(注) 上記は報酬比率であり、各個人に支払われる報酬額は異なります。

b. 執行役に対する報酬

ア. 報酬制度の目的と基本方針

執行役に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した業務執行を促し、また経営目標の達成を強く動機付けるため、短期及び中長期の業績に連動し、目標を達成した場合には当社の役員にふさわしい報酬水準を提供できる報酬制度とします。

イ. 報酬の体系

執行役の報酬は、代表執行役社長及び執行役の役割に応じた基本報酬、短期業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬で構成され、報酬委員会にて決定します。執行役は、業務執行にあたって目標数値を達成するうえで重要な役割を果たすことが期待されるため、業績に対する責任が重い上位の役割にある者ほど、業績に連動した報酬部分の比率が大きくなるように設定します。

マイケル・ローダイ氏については異なる報酬体系とし、基本報酬、短期業績連動報酬、長期インセンティブ及び年金拠出金で構成します。

短期業績連動報酬の全社業績及び事業指標としては、収益性改善の経営目標に整合する連結投下資本利益率（ROIC）、連結営業利益及びS&S売上高を採用します。なお、代表執行役社長を除く執行役については、全社業績または事業業績に加え、個人別の目標を設定し、その達成度合いを評価して、報酬委員会での審議を経て、個別の額を決定します。

業績連動型株式報酬の指標としては、中期経営計画E-Plan2022の最終年度である2022年12月期における連結投下資本利益率（ROIC）を採用します。

ウ. 報酬の組合せ

執行役の報酬の組合せは以下のとおりとします。

役位区分	基本報酬	短期業績連動報酬	株式報酬（長期インセンティブ）	
			譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬
代表執行役社長	1	0.6	0.3	0.3
執行役	1	0.6	0.2～0.25	0.2～0.25

- (注) 1 上記は報酬比率であり、各個人に支払われる報酬額は異なります。
2 短期業績連動報酬は、全社業績または事業業績の目標達成度により、0～200%の範囲で支給します。
3 業績連動型株式報酬は、全社業績目標の達成度により、0～200%の範囲で支給します。
4 執行役のうち、マイケル・ローダイ氏の報酬は、基本報酬：1、短期業績連動報酬：0.6、長期インセンティブ：0.5、年金拠出金：0.1で構成します。

エ. 報酬の水準

基本報酬は、想定するビジネス及び人材の競合企業群（以下、「国内同輩企業」といいます。）に対して遜色のない水準を目標とします。定期的に国内同輩企業水準の確認を行うと同時に、従業員賃金水準（役員との格差、世間水準との乖離等）にも留意し、役割に応じた報酬水準とします。

総報酬（基本報酬水準、短期業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬）は、戦略や事業業績を達成する場合には国内同輩企業の報酬水準より高い報酬水準となり、未達成の場合には同輩企業の役員報酬水準よりも低い総報酬水準となるよう水準を定めています。

なお、マイケル・ローダイ氏の報酬は、想定するビジネス及び人材の競合企業群に鑑み水準を設定しています。

(ii) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方法に関する方針を決定する機関と手続きの概要

役員等の報酬方針の決定機関である報酬委員会は、客観的な視点と透明性を重視して、3名の独立社外取締役により構成されており、具体的には、社外取締役の中から、経営戦略の専門家、企業経営の経験者、企業法務の専門家を選任しています。

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬制度を戦略的な視点で監督することを目的としています。具体的には、経営方針に沿って作られた報酬制度の検討と決定を担っており、報酬方針の決定のほか、当社の取締役及び執行役の報酬のほか、グループ会社役員の報酬体系についても審議し、取締役会に意見を具申しています。委員会活動に必要と判断した場合には、委員会の総意として報酬コンサルタント等の専門家の意見を求めることができるものとされています。そのコンサルタントの選定に際しては、独立性に留意し、確認を行っています。

このような活動を行うため、報酬委員会は定例会のほか、必要に応じて適宜開催され、報酬委員会で審議された結果は、委員長より取締役会に報告がなされています。

新任の報酬委員に対して、報酬委員会の定める規程（役員報酬基本方針）に加え、当社の業績や報酬制度の背景、経緯の説明を行っています。また、常設の委員会事務局を設置し、就任中の委員に法令・規制、規準等の情報提供を行い、的確な委員会運営を支援しています。

2020年度において、報酬委員会は7回開催され、報酬方針を決議したほか、報酬方針に基づく取締役及び執行役の個人別の基本報酬・短期業績連動報酬の額並びに譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬の内容及び付与数を決定いたしました。

② 各支給項目について

(i) 短期業績連動報酬

a. 概要

中期経営計画達成のためのインセンティブを重視し、全社業績または事業業績と個人の目標の達成度に応じてダイレクトに金額を決定する仕組みとします。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益の水準が著しく低い又は無配の場合等は、短期業績連動報酬の減額等につき報酬委員会が決定します。

b. 2020年度における全社業績指標の目標と実績

業績指標	評価ウェイト	2020年度目標値	2020年度実績値
連結投下資本利益 (ROIC)	40%	5%	6.6%
連結営業利益	40%	306億円	378億円
S&S売上高	20%	2,179億円	2,151億円

(ii) 長期インセンティブ（譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬）

a. 概要

当社役員が短視眼的な経営行動に陥らないように、また、株主との利害の一致の観点から、当社の株価に連動する株式報酬を支給しています。

当社の株式報酬は、一定期間継続して当社及びグループ会社の一部において一定の役職員の地位にあることを条件とする譲渡制限付株式報酬と、当該条件に加えて予め定めた業績目標の達成を条件とする業績連動型株式報酬で構成されます。

ア. 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式は、原則として、当社又は当社子会社の役員等の役割に応じた一定の株式数を単年度毎に付与します。役員等における株式保有を促進し、株主との価値共有を高めることを目的とするため、割当日から当社又は当社子会社の役員等を退任するまでを譲渡制限期間とし、当社又は当社子会社の役員等の地位を退任した時点で譲渡制限を解除します。

イ. 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、中期経営計画の最終年度に、中期経営計画が目標として掲げている連結投下資本利益率 (ROIC) の達成度合い等に応じて決定された数の株式を付与しますが、その40%相当については、金銭に換価して支給します。

なお、株式報酬により付与した株式の売却に関しては、一定数量の当社株式の保有を促す株式保有ガイドラインを定めることで、株主との価値共有を推進します。

b. 業績連動型株式報酬にかかる全社業績指標の目標と実績

長期インセンティブのうち業績連動型株式報酬については、中期経営計画E-Plan2022の最終年度である2022年12月期の連結投下資本利益率 (ROIC) の目標 (IFRS・7.6%) 達成度合いに応じて、支給率を0%～200%として支給されます。なお、2020年12月期のROICは日本基準・6.6%でした。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数等

(i) 取締役及び執行役に対する報酬等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)						対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	短期業績 連動報酬	ストック オプション	譲渡制限付 株式報酬	業績連動型 株式報酬	その他	
取締役 (社外取締役を除く)	154	98	24	△1	39	△5	—	3
執行役	841	398	301	△5	77	35	32	16
社外取締役	109	102	—	0	7	—	—	8

- (注) 1 上記には、2020年12月31日現在の取締役及び執行役に対して当事業年度の在任期間に応じて支給された報酬等及び、2020年3月27日開催の第155期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び同日開催の取締役会終結の時をもって退任した執行役2名に対して2020年1月から退任時までには支給された報酬等の額を記載しています。
- 2 取締役を兼務する代表執行役社長に支給された報酬等については、執行役の欄に記載しています。
- 3 執行役の報酬等の額には、子会社の役員を兼務している執行役が子会社から受け取った報酬額164百万円（基本報酬76百万円、短期業績連動報酬53百万円、その他33百万円）を含めた総額を記載しています。
- 4 非業務執行の取締役（社外取締役を除く）の短期業績連動報酬は、全社業績の達成度合いを、執行役については、全社業績または事業業績に加え、個人別の目標を設定し、その達成度合いを評価して、報酬委員会での審議を経て、個別の額を決定しています。
- 5 短期業績連動報酬は、2020年12月31日在任の取締役（社外取締役を除く）と執行役に対して、当事業年度を対象期間とした短期業績連動報酬（2021年3月支給予定）の総額を記載しています。
- 6 2017年度をもってストックオプション制度を廃止し、2018年度からは譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を導入しています。
- 7 当事業年度はストックオプションの新たな付与を行っていませんが、過年度の付与分のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
- 8 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のほか、過年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
- 9 業績連動型株式報酬は、当事業年度に業績が確定し2020年5月支給及び2023年5月支給予定の業績連動型株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
- 10 その他は、マイケル・ローダイ氏が子会社より2023年に支給を受ける予定の業績連動型現金報酬のうち当事業年度に費用計上すべき27百万円及び当該事業年度に支給を受けた年金拠出金4百万円の総額を記載しています。

(ii) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	報酬等の 総額 (百万円)	会社区分	報酬等の種類別の総額 (百万円)					
			基本報酬	短期業績連 動報酬	ストック オプション	譲渡制限付 株式報酬	業績連動型 株式報酬	その他
代表執行役社長 浅見正男	118	提出会社	54	39	△0	16	9	—
執行役 マイケル・ ローダイ	21	提出会社	—	19	—	—	2	—
	106	エリオット グループホー ルディングス 株式会社	39	31	—	—	3	32

- (注) 1 短期業績連動報酬は、当事業年度を対象期間とした短期業績連動報酬（2021年3月支給予定）の総額を記載しています。
- 2 当事業年度はストックオプションの新たな付与を行っていませんが、過年度の付与分のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
- 3 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のほか、過年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
- 4 業績連動型株式報酬は、当事業年度に業績が確定し2020年5月支給及び2023年5月支給予定の業績連動型株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
- 5 その他は、マイケル・ローダイ氏が2023年に支給を受ける予定の業績連動型現金報酬のうち当事業年度に費用計上すべき27百万円及び当該事業年度に支給を受けた年金拠出金4百万円の総額を記載しています。

(iii) 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式の区分について、その保有目的から専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする純投資株式と取引関係の維持強化を目的とするそれ以外の投資株式に区分しています。また、それ以外の投資株式については、上場株式を特定投資株式、それ以外を非上場株式に区分しています。

なお、信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき議決権行使権限を有する株式については、みなし保有株式として区分しています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(i) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針及び保有の合理性を検証する方法)

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（上場株式に限る）及びみなし保有株式については、株式の保有を通じた保有先との提携が当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合に限り保有することとし、その保有の合理性につき以下の事項を取締役会において定期的に精査し、合理性の薄れた株式について、売却等の手段により保有を随時解消する方針としています。

<保有合理性の確認>

- a. 保有先との提携に重要性があり、その関係継続が必要であること。
- b. 保有に伴うリターンやリスクが資本コストに見合っていること。

なお当社は、2020年12月31日現在、特定投資株式及びみなし保有株式を保有しておりません。

(ii) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	39	4,918
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当ありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	2	1,945

(iii) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	—	2,407,500	同社株式は、2020年12月31日時点で保有していない。	無
	—	1,428		
(株)みずほフィナンシャルグループ	—	4,375,000	同社株式は、2020年12月31日時点で保有していない。	無
	—	736		

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)みずほフィナンシャルグループ	—	370,000	同社株式は、2020年12月31日時点で保有していない。	無
	—	62		

(注) みなし保有株式は、退職給付信託として信託設定したものであり、当社の貸借対照表には計上されていません。なお、みなし保有株式の「貸借対照表計上額(百万円)」欄には、事業年度末日におけるみなし保有株式の時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額を記載しています。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2018年6月8日内閣府令第29号。以下「改正府令」という。)附則第3条ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)は、改正府令附則第2条ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年1月1日から2020年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構の行うセミナーに参加しています。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	94,014	121,996
受取手形及び売掛金	※6 182,944	※6 187,289
電子記録債権	※6 9,218	※6 11,374
有価証券	1,097	1,035
商品及び製品	18,386	20,333
仕掛品	※7 70,082	※7 47,648
原材料及び貯蔵品	32,633	34,621
その他	15,659	16,727
貸倒引当金	△2,107	△2,387
流動資産合計	421,929	438,637
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※3 56,022	※3 56,342
機械装置及び運搬具（純額）	27,960	28,501
土地	19,607	19,581
建設仮勘定	13,665	25,204
その他（純額）	7,642	6,573
有形固定資産合計	※1 124,898	※1 136,202
無形固定資産		
のれん	774	369
ソフトウェア	6,496	9,485
その他	※3 3,072	※3 3,003
無形固定資産合計	10,343	12,858
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 19,666	※2 12,766
長期貸付金	144	127
退職給付に係る資産	5,017	5,181
繰延税金資産	9,475	10,631
その他	※2 9,205	10,339
貸倒引当金	△5,442	△5,166
投資その他の資産合計	38,067	33,879
固定資産合計	173,309	182,940
資産合計	595,239	621,578

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※6 60,580	※6 60,508
電子記録債務	59,847	※6 69,230
短期借入金	※3 50,965	※3 28,056
未払法人税等	3,233	4,672
前受金	17,160	40,056
賞与引当金	6,629	7,685
役員賞与引当金	348	454
完成工事補償引当金	3,369	3,793
製品保証引当金	3,658	4,089
工事損失引当金	※7 12,901	※7 6,096
その他	41,386	33,541
流動負債合計	260,082	258,185
固定負債		
社債	10,000	20,000
長期借入金	※3 18,340	※3 26,666
繰延税金負債	504	24
役員退職慰労引当金	107	121
退職給付に係る負債	9,362	7,704
資産除去債務	2,401	2,264
その他	2,612	2,141
固定負債合計	43,328	58,922
負債合計	303,411	317,108
純資産の部		
株主資本		
資本金	79,155	79,451
資本剰余金	74,848	75,144
利益剰余金	141,675	156,486
自己株式	△174	△178
株主資本合計	295,504	310,903
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	233	202
繰延ヘッジ損益	△24	△54
為替換算調整勘定	△2,891	△6,280
退職給付に係る調整累計額	△9,168	△8,538
その他の包括利益累計額合計	△11,852	△14,671
新株予約権	1,132	765
非支配株主持分	7,043	7,472
純資産合計	291,827	304,470
負債純資産合計	595,239	621,578

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	522,424	523,727
売上原価	※1,※7 385,736	※1,※7 379,087
売上総利益	136,688	144,639
販売費及び一般管理費		
販売手数料	3,817	3,280
荷造及び発送費	6,971	7,549
販売促進費	1,307	1,591
貸倒引当金繰入額	△227	249
人件費	43,664	47,295
賞与引当金繰入額	2,369	2,930
役員賞与引当金繰入額	345	447
退職給付費用	2,007	1,741
役員退職慰労引当金繰入額	34	31
旅費及び交通費	3,848	1,876
租税公課	3,031	3,036
減価償却費	3,967	4,269
のれん償却額	325	279
研究開発費	※2 11,530	※2 12,514
その他	18,396	19,666
販売費及び一般管理費合計	101,389	106,760
営業利益	35,298	37,879
営業外収益		
受取利息	335	341
受取配当金	261	40
持分法による投資利益	749	879
その他	1,447	893
営業外収益合計	2,794	2,155
営業外費用		
支払利息	1,444	1,162
為替差損	657	1,190
その他	419	823
営業外費用合計	2,521	3,175
経常利益	35,571	36,859

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※3 374	※3 44
投資有価証券売却益	713	76
特別利益合計	1,087	121
特別損失		
固定資産売却損	※4 11	※4 27
固定資産除却損	※5 203	※5 434
減損損失	※6 1,112	※6 244
投資有価証券売却損	143	227
出資金評価損	0	—
その他	2	0
特別損失合計	1,473	934
税金等調整前当期純利益	35,184	36,045
法人税、住民税及び事業税	7,268	9,325
法人税等調整額	2,777	533
法人税等合計	10,045	9,859
当期純利益	25,139	26,186
非支配株主に帰属する当期純利益	1,789	1,713
親会社株主に帰属する当期純利益	23,349	24,473

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益	25,139	26,186
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△194	△48
繰延ヘッジ損益	32	△30
為替換算調整勘定	△1,758	△2,644
退職給付に係る調整額	1,764	530
持分法適用会社に対する持分相当額	60	120
その他の包括利益合計	※ △95	※ △2,073
包括利益	25,043	24,113
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	23,299	22,373
非支配株主に係る包括利益	1,744	1,740

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	79,066	80,296	135,715	△5,439	289,639
会計方針の変更による累積的影響額			424		424
会計方針の変更を反映した当期首残高	79,066	80,296	136,140	△5,439	290,063
当期変動額					
新株の発行	88	88			176
剰余金の配当			△5,877		△5,877
親会社株主に帰属する当期純利益			23,349		23,349
連結範囲の変動			947		947
自己株式の取得				△15,004	△15,004
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式の消却		△5,536	△14,733	20,269	—
米国税制改革法に関連する米国会計基準変更に伴う影響額			1,848		1,848
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	88	△5,448	5,535	5,264	5,440
当期末残高	79,155	74,848	141,675	△174	295,504

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	381	△57	△1,226	△9,096	△9,999	1,152	5,985	286,778
会計方針の変更による累積的影響額								424
会計方針の変更を反映した当期首残高	381	△57	△1,226	△9,096	△9,999	1,152	5,985	287,202
当期変動額								
新株の発行								176
剰余金の配当								△5,877
親会社株主に帰属する当期純利益								23,349
連結範囲の変動								947
自己株式の取得								△15,004
自己株式の処分								0
自己株式の消却								—
米国税制改革法に関連する米国会計基準変更に伴う影響額								1,848
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△148	32	△1,665	△71	△1,852	△20	1,057	△815
当期変動額合計	△148	32	△1,665	△71	△1,852	△20	1,057	4,625
当期末残高	233	△24	△2,891	△9,168	△11,852	1,132	7,043	291,827

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	79,155	74,848	141,675	△174	295,504
会計方針の変更による 累積的影響額			△4,473		△4,473
会計方針の変更を反映し た当期首残高	79,155	74,848	137,201	△174	291,030
当期変動額					
新株の発行	296	296			592
剰余金の配当			△5,713		△5,713
親会社株主に帰属する 当期純利益			24,473		24,473
連結範囲の変動			525		525
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分					—
自己株式の消却					—
米国税制改革法に関連 する米国会計基準変更 に伴う影響額					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	296	296	19,284	△3	19,873
当期末残高	79,451	75,144	156,486	△178	310,903

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	233	△24	△2,891	△9,168	△11,852	1,132	7,043	291,827
会計方針の変更による 累積的影響額								△4,473
会計方針の変更を反映し た当期首残高	233	△24	△2,891	△9,168	△11,852	1,132	7,043	287,353
当期変動額								
新株の発行								592
剰余金の配当								△5,713
親会社株主に帰属する 当期純利益								24,473
連結範囲の変動								525
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								—
自己株式の消却								—
米国税制改革法に関連 する米国会計基準変更 に伴う影響額								—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△30	△30	△3,389	630	△2,819	△366	428	△2,757
当期変動額合計	△30	△30	△3,389	630	△2,819	△366	428	17,116
当期末残高	202	△54	△6,280	△8,538	△14,671	765	7,472	304,470

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	35,184	36,045
減価償却費	15,132	15,963
減損損失	1,112	244
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	△569	150
引当金の増減額 (△は減少)	△3,110	1,649
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△1,009	△1,671
固定資産売却損益 (△は益)	△362	△16
受取利息及び受取配当金	△596	△382
支払利息	1,444	1,162
売上債権の増減額 (△は増加)	△8,457	△4,467
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,192	9,024
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,963	2,596
その他の資産・負債の増減額	373	12,546
その他の損益 (△は益)	△258	△831
小計	35,111	72,014
利息及び配当金の受取額	588	680
利息の支払額	△1,429	△1,126
法人税等の支払額	△7,550	△7,334
営業活動によるキャッシュ・フロー	26,720	64,234
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△28,040	△31,172
固定資産の売却による収入	540	93
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△3,678	△693
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	7,115	2,471
定期預金の預入による支出	△2,055	△3,501
定期預金の払戻による収入	2,041	3,713
貸付けによる支出	△101	△32
貸付金の回収による収入	29	54
その他	71	△3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,077	△29,071

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,874	△10,202
長期借入れによる収入	2,585	2,772
長期借入金の返済による支出	△2,108	△4,426
社債の発行による収入	—	10,000
株式の発行による収入	0	0
自己株式の処分による収入	0	—
自己株式の取得による支出	△15,004	△3
配当金の支払額	△5,877	△5,713
非支配株主への配当金の支払額	△687	△1,276
その他	△970	△777
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,188	△9,628
現金及び現金同等物に係る換算差額	△346	△246
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△17,891	25,287
現金及び現金同等物の期首残高	110,556	93,351
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	686	1,904
現金及び現金同等物の期末残高	※ 93,351	※ 120,544

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 96社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しています。

なお、連結の範囲に関する重要性の判断基準に従って、EBARA MACHINERY INDIA PRIVATE LIMITED、株式会社むさしのEサービス、株式会社イー・シー・イー他23社を連結の範囲に含めており、また、新たに設立した株式会社さくEサービス、Ebara Pumps Mexico, S.A. de C.V.、株式会社ななおEサービス、荏原イノベーションパートナーズ株式会社、株式会社こさいEサービスを連結の範囲に含めています。

(2) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

① 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

② 持分法を適用した関連会社数 1社

水ing(株)

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

① 持分法を適用しない非連結子会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない関連会社

Ebara Philippines Landholdings, Inc.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は、その当期純損益及び利益剰余金等のいずれも重要性が乏しいため持分法の適用の範囲から除いています。

(3) 持分法を適用した関連会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社は、決算日が3月31日であるため、連結財務諸表の作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、EBARA MACHINERY INDIA PRIVATE LIMITED他17社の決算日は3月31日です。なお、連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(i) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

(ii) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

商品及び製品、原材料及び貯蔵品は主として総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、仕掛品は個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

② 無形固定資産及び投資その他の資産（リース資産を除く）

主として、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当計上しています。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

⑥ 製品保証引当金

売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

⑦ 工事損失引当金

請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しています。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準等の適用指針」(企業会計適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び借入金

③ ヘッジ方針

内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

上記②に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記②に係る為替変動リスク

ヘッジ取引毎にヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しています。また、重要性の乏しいものについては当該勘定が生じた期の損益として処理しています。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金、及び価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(i) 一定期間にわたり充足される履行義務

従来、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、少額かつごく短期的な工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しています。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識し、少額かつごく短期的な工事については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(ii) 一時点で充足される履行義務

従来、精密・電子事業の半導体製造装置に関して、客先での設置が完了した時点で収益を認識していましたが、客先での設置完了後の性能確認が完了した時点で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果、当連結会計年度の売上高が4,805百万円増加し、売上原価は2,895百万円増加し、販売費及び一般管理費は516百万円減少し、営業利益及び経常利益、並びに税金等調整前当期純利益がそれぞれ2,425百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は4,473百万円減少しています。なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は29.31円減少し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益が、それぞれ17.62円及び17.55円増加しています。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていました「前受金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた58,547百万円は、「前受金」17,160百万円、「その他」41,386百万円として組み替えています。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大)

新型コロナウイルス感染症の拡大は世界的に継続し、現時点でもなお大きな脅威として存在し、予断を許さない状況が続いています。一方で、“withコロナ”と呼ばれる感染予防と経済活動の共存に向けた動きは活発化しており、社会・産業インフラの需要は一時期に比べて改善しています。

同感染症による当社グループの事業への影響は限定的であり、翌連結会計年度は、事業環境が底堅く推移すると仮定し会計上の見積りを行っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が当該前提と乖離する場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(取得による企業結合)

当社グループは、2020年12月14日開催の取締役会において、トルコポンプメーカーVansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.とVansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş.を傘下に持つ Çigli Su Teknolojileri A.Ş.の全発行済株式を取得することを決議し、2020年12月21日に株式譲渡契約を現株主との間で締結しました。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

Çigli Su Teknolojileri A.Ş.

Vansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.

Vansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş.

事業の内容 深井戸モータポンプおよび縦型ポンプの製造販売

(2) 企業結合を行った主な理由

欧州、中央アジア、中東、アフリカ市場へのアクセスを強化するとともに、グローバル市場における荏原のサプライチェーンを充実させ、標準ポンプ事業の拡大を図るため。

(3) 企業結合日

2021年4月(予定)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

取得した議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するため。

2 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 105百万米ドル(概算)

取得原価 105百万米ドル(概算)

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
	215,848百万円	220,972百万円

※2 投資その他の資産のうち、非連結子会社及び関連会社に対するものは、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
投資有価証券(株式)	12,547百万円	7,766百万円
その他(出資金)	156百万円	－百万円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
建物及び構築物	3,702百万円	3,302百万円
その他	453百万円	956百万円
計	4,155百万円	4,258百万円

(注) 1. 担保権設定の原因となっている債務は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
短期借入金	203百万円	104百万円
長期借入金	129百万円	15百万円

2. 担保に供している資産のうち、借入目的以外のものは、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
建物及び構築物	1,040百万円	805百万円
その他	375百万円	880百万円

4 保証債務

(1) 従業員住宅資金の銀行借入に対する保証

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
	42百万円	33百万円

(2) 非連結子会社及び関連会社の銀行借入等に対する保証

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
(株)いせEサービス	643百万円	該当事項はありません
(株)えんがるEサービス	30百万円	
(株)よこてEサービス	28百万円	
EBARA PUMPS SAUDI ARABIA LLC	17百万円	
(株)ふなばしEサービス	2百万円	
計	722百万円	計 100百万円

(3) 公益財団法人荏原島山記念文化財団の銀行借入に対する保証

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
	100百万円	153百万円

5 当座貸越契約及び貸出コミットメント

代替流動性の充実を目的に当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額	5,000百万円	5,000百万円
貸出コミットメント	45,000百万円	80,000百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
差引額	50,000百万円	85,000百万円

※6 連結会計年度末日満期手形等の処理

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しています。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、以下の連結会計年度末日満期手形等が、連結会計年度末日残高に含まれています。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
受取手形	2,048百万円	1,460百万円
電子記録債権	466百万円	874百万円
支払手形	2,463百万円	2,347百万円
電子記録債務	－	177百万円

※7 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しています。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
仕掛品	8,568百万円	200百万円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、以下のたな卸資産評価損(△は戻入益)が売上原価に含まれています。

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
641百万円	4,083百万円

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、以下のとおりです。

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
11,530百万円	12,514百万円

※3 固定資産売却益の内容は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
建物及び構築物	0百万円	－百万円
機械装置及び運搬具	54百万円	40百万円
土地	316百万円	1百万円
その他	2百万円	1百万円
計	374百万円	44百万円

※4 固定資産売却損の内容は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
建物及び構築物	－百万円	2百万円
機械装置及び運搬具	9百万円	17百万円
土地	2百万円	0百万円
その他	0百万円	7百万円
計	11百万円	27百万円

※5 固定資産除却損の内容は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
建物及び構築物	52百万円	252百万円
機械装置及び運搬具	32百万円	49百万円
その他の有形固定資産	99百万円	124百万円
ソフトウェア	5百万円	4百万円
その他	13百万円	4百万円
計	203百万円	434百万円

※6 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（1）減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失
栃木県栃木市	除却予定、遊休資産	建物及び構築物	208百万円
		土地	286百万円
神奈川県藤沢市	除却予定	建物及び構築物	77百万円
		機械装置及び運搬具	201百万円
その他	除却予定、売却予定、 遊休資産	建物及び構築物	186百万円
		機械装置及び運搬具	76百万円
		土地	34百万円
		その他	41百万円
合計			1,112百万円

（2）資産のグルーピングの概要

資産のグルーピングはセグメントを基にしていますが、遊休資産、売却予定の資産、除却予定の資産については個々の物件をグルーピングの単位としています。

（3）減損損失の認識に至った経緯

遊休資産の土地、除却予定の建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他については、将来の収益性が見込めなくなったため、また、売却予定の建物及び構築物、土地については、売却予定価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

（4）回収可能価額の算定方法

回収可能価額については、正味売却価額により算定しています。売却予定の資産については売却予定価額により算定し、遊休資産の土地については、売却予定価額、路線価等を基準にして合理的に算定しています。除却予定の資産については、備忘価額により算定しています。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（1）減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	減損損失
千葉県袖ヶ浦市	除却予定	建物及び構築物	43百万円
		その他	0百万円
米国ペンシルバニア州	遊休資産	建物及び構築物	23百万円
		機械装置及び運搬具	33百万円
		その他	0百万円
その他	除却予定、売却予定	建物及び構築物	53百万円
		機械装置及び運搬具	54百万円
		土地	3百万円
		その他	32百万円
合計			244百万円

（2）資産のグルーピングの概要

資産のグルーピングはセグメントを基にしていますが、遊休資産、売却予定の資産、除却予定の資産については個々の物件をグルーピングの単位としています。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産の建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他、除却予定の建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他については、将来の収益性が見込めなくなったため、また、売却予定の機械装置及び運搬具、土地、その他については、売却予定価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については、正味売却価額により算定しています。売却予定の資産については売却予定価額により算定し、遊休資産の土地については、売却予定価額、路線価等を基準にして合理的に算定しています。除却予定の資産については、備忘価額により算定しています。

※7 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、以下のとおりです。

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
4,272百万円	958百万円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	288	80
組替調整額	△569	△150
税効果調整前	△280	△70
税効果額	85	21
その他有価証券評価差額金	△194	△48
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	2	△44
組替調整額	71	△1
税効果調整前	73	△46
税効果額	△40	15
繰延ヘッジ損益	32	△30
為替換算調整勘定		
当期発生額	△1,758	△2,644
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,879	387
組替調整額	453	102
税効果調整前	2,333	490
税効果額	△568	39
退職給付に係る調整額	1,764	530
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	60	120
その他の包括利益合計	△95	△2,073

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式(注)1、2	101,957,853	72,000	6,900,000	95,129,853
合計	101,957,853	72,000	6,900,000	95,129,853
自己株式				
普通株式(注)3、4	1,933,423	4,972,406	6,900,045	5,784
合計	1,933,423	4,972,406	6,900,045	5,784

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加72,000株は、新株予約権の行使による増加55,400株、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加16,600株です。

2 普通株式の発行済株式総数の減少6,900,000株は取締役会決議による自己株式の消却によるものです。

3 普通株式の自己株式の株式数の増加4,972,406株は、単元未満株式の買取りによる増加1,606株、取締役会決議による自己株式の取得による増加4,970,800株です。

4 普通株式の自己株式の株式数の減少6,900,045株は取締役会決議による自己株式の消却による減少6,900,000株、単元未満株式の売渡しによる減少45株です。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	2009年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	62
	2010年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	1
	2011年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	141
	2012年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	23
	2013年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	50
	2014年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	460
	2015年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	102
	2016年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	59
	2017年株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	229
合計		—	—	—	—	1,132	

(注) 2017年株式報酬型ストック・オプションは、権利行使期間の初日が到来していません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月28日 定時株主総会	普通株式	3,000	30.00	2018年12月31日	2019年3月29日
2019年8月9日 取締役会	普通株式	2,876	30.00	2019年6月30日	2019年9月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,853	30.00	2019年12月31日	2020年3月30日

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式(注)1	95,129,853	261,600	—	95,391,453
合計	95,129,853	261,600	—	95,391,453
自己株式				
普通株式(注)2	5,784	14,638	—	20,422
合計	5,784	14,638	—	20,422

(注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加261,600株は、新株予約権の行使による増加147,500株、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加88,500株、業績連動型株式報酬としての新株式発行による増加25,600株です。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加14,638株は、単元未満株式の買取りによる増加1,338株、譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加13,300株です。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2009年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	32
	2010年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1
	2011年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	102
	2012年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	15
	2013年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	30
	2014年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	347
	2015年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	63
	2016年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	37
	2017年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	133
合計			—	—	—	—	765

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	2,853	30.00	2019年12月31日	2020年3月30日
2020年8月11日 取締役会	普通株式	2,859	30.00	2020年6月30日	2020年9月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,722	60.00	2020年12月31日	2021年3月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金	94,014百万円	121,996百万円
有価証券	1,097百万円	1,035百万円
償還期間が3か月を超える有価証券等	△1百万円	－百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,759百万円	△2,487百万円
現金及び現金同等物	93,351百万円	120,544百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として生産設備(工具、器具及び備品等)です。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の償却方法」に記載のとおりです。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リースの取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
1年内	901	704
1年超	1,900	1,866
合計	2,801	2,570

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等の長期的な必要資金を銀行借入や社債発行等により調達しています。短期的な運転資金は、必要額を銀行等から調達し、一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しています。また、デリバティブは、実需に基づきリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。為替の変動リスクについて、当社は、外貨建の債権債務をネットしたポジションに対して、外貨借入又は外貨預金を利用してヘッジしており、連結子会社は、為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金、MMF、金融機関及び取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、ほとんどが1年以内に決済されます。その一部には、原動機等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、総じて同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。また、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されている一部の借入金について、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引があります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社は、内部規程である債権管理規程に基づき、財務部門と営業部門が連携して主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、同様の管理を行っています。

満期保有目的の債券は、内部規程である資金運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少です。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替の変動リスクに対しては、外貨建の債権債務を通貨別に把握した上で、外貨借入と外貨預金でヘッジしています。また、外貨建の債権債務に対して、先物為替予約を利用してヘッジしています。なお、為替相場の状況により、予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建債権債務に対しても、先物為替予約でヘッジを行っています。金利の変動リスクに対しては、金利スワップ取引でヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引については、内部規程である金融商品管理規程に基づき、連結子会社を含めて適用し管理を行っています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部門が資金繰計画を作成及び更新するとともに、事業状況に応じた適正規模の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しています。また、代替流動性となるコミットメントラインも一定量を確保しており、流動性リスクに対処しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。(注)2参照)

前連結会計年度(2019年12月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	94,014	94,014	—
(2) 受取手形及び売掛金	182,944		
(3) 電子記録債権	9,218		
貸倒引当金(※1)	△2,107		
	190,056	190,017	△38
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,286	3,286	—
資産計	287,357	287,318	△38
(1) 支払手形及び買掛金	60,580	60,580	—
(2) 電子記録債務	59,847	59,847	—
(3) 短期借入金	50,965	50,965	—
(4) 社債	10,000	10,034	34
(5) 長期借入金	18,340	18,473	132
負債計	199,735	199,902	167
デリバティブ取引(※2)	1	1	—

(※1) 貸倒引当金は全額控除しています。なお、貸倒引当金は、受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金に対する控除科目として一括し掲記しています。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しています。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	121,996	121,996	—
(2) 受取手形及び売掛金	187,289		
(3) 電子記録債権	11,374		
貸倒引当金（※1）	△2,387		
	196,275	196,227	△48
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,058	1,058	—
資産計	319,331	319,283	△48
(1) 支払手形及び買掛金	60,508	60,508	—
(2) 電子記録債務	69,230	69,230	—
(3) 短期借入金	28,056	28,056	—
(4) 社債	20,000	20,074	74
(5) 長期借入金	26,666	26,721	54
負債計	204,461	204,591	129
デリバティブ取引（※2）	(44)	(44)	—

（※1）貸倒引当金は全額控除しています。なお、貸倒引当金は、受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金に対する控除科目として一括し掲記しています。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（2）受取手形及び売掛金並びに（3）電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっています。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。また、譲渡性預金は短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務並びに(3) 短期借入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

(4) 社債並びに(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によつています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によつています。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
関係会社株式	12,547	7,766
非上場株式等	4,929	4,976
合計	17,477	12,742

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年12月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	94,014	—	—	—
受取手形及び売掛金	164,077	18,519	347	—
電子記録債権	9,218	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	1,096	—	—	—
合計	268,406	18,519	347	—

当連結会計年度（2020年12月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	121,996	—	—	—
受取手形及び売掛金	169,118	14,128	4,041	—
電子記録債権	11,374	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 譲渡性預金	1,035	—	—	—
合計	303,524	14,128	4,041	—

4 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2019年12月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	50,965	—	—	—	—	—
社債	—	—	10,000	—	—	—
長期借入金	—	4,180	3,121	10,656	382	—
合計	50,965	4,180	13,121	10,656	382	—

当連結会計年度（2020年12月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	28,056	—	—	—	—	—
社債	—	10,000	—	—	10,000	—
長期借入金	—	3,695	21,592	946	432	—
合計	28,056	13,695	21,592	946	10,432	—

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

前連結会計年度(2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年12月31日)

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年12月31日)

該当事項はありません。

3 その他有価証券

前連結会計年度(2019年12月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,453	1,326	127
	小計	1,453	1,326	127
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	736	781	△44
	その他	1,096	1,096	—
	小計	1,832	1,877	△44
合計		3,286	3,204	82

当連結会計年度(2020年12月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	23	12	11
	小計	23	12	11
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	その他	1,035	1,035	—
	小計	1,035	1,035	—
合計		1,058	1,047	11

4 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	4,872	713	143

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,945	76	227

5 減損処理を行った有価証券

	前連結会計年度 （自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）	当連結会計年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
その他	2百万円	0百万円

（注） 減損処理にあたっては、時価のある有価証券については、個々の銘柄の時価が取得原価に比し50%以上下落した場合に行うものとしています。また、過去3年連続して下落率が30%以上50%未満で推移している場合には、時価が著しく下落したと判断し、3年目の末日の時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を3年目の損失として処理しています。

時価のない有価証券については、実質価額が取得原価に比し50%以上下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うものとしています。

（デリバティブ取引関係）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前連結会計年度（2019年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当連結会計年度（2020年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

（2）金利関連

前連結会計年度（2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2020年12月31日）

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (2019年12月31日)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引	売掛金			
	売建				
	ユーロ		509	—	(0)
	日本円		1,829	—	1
合計			2,338	—	1

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいています。

当連結会計年度 (2020年12月31日)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引	売掛金			
	売建				
	ユーロ		305	—	(20)
	日本円		578	—	(20)
	英国ポンド		39	—	(4)
合計			923	—	(44)

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいています。

(2) 金利関連

前連結会計年度 (2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2020年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しています。

確定給付制度として、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を設けており、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。なお、当社は退職給付信託を設定しています。

当社及び一部の連結子会社は、複数事業主制度を採用していますが、年金資産の額を合理的に算定できるため、確定給付制度の注記に含めて記載しています。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
退職給付債務の期首残高	70,159百万円	74,203百万円
勤務費用	3,386百万円	2,868百万円
利息費用	1,683百万円	1,317百万円
数理計算上の差異の発生額	3,994百万円	2,583百万円
退職給付の支払額	△4,662百万円	△4,169百万円
その他	△357百万円	△1,838百万円
退職給付債務の期末残高	74,203百万円	74,966百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
年金資産の期首残高	62,516百万円	69,859百万円
期待運用収益	2,240百万円	2,238百万円
数理計算上の差異の発生額	5,727百万円	2,770百万円
事業主からの拠出額	3,086百万円	2,475百万円
退職給付の支払額	△3,451百万円	△3,063百万円
その他	△260百万円	△1,838百万円
年金資産の期末残高	69,859百万円	72,443百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	59,256百万円	59,861百万円
年金資産	△69,859百万円	△72,443百万円
	△10,603百万円	△12,582百万円
非積立型制度の退職給付債務	14,947百万円	15,105百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,344百万円	2,522百万円
退職給付に係る負債	9,362百万円	7,704百万円
退職給付に係る資産	△5,017百万円	△5,181百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,344百万円	2,522百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
勤務費用	3,386百万円	2,868百万円
利息費用	1,683百万円	1,317百万円
期待運用収益	△2,240百万円	△2,238百万円
数理計算上の差異の費用処理額	404百万円	49百万円
過去勤務費用の費用処理額	49百万円	53百万円
その他	85百万円	△4百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	3,368百万円	2,045百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
過去勤務費用	48百万円	△351百万円
数理計算上の差異	2,284百万円	841百万円
合計	2,333百万円	490百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
未認識過去勤務費用	△160百万円	△499百万円
未認識数理計算上の差異	△9,089百万円	△8,214百万円
合計	△9,250百万円	△8,714百万円

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
株式	24%	22%
債券	55%	57%
一般勘定	16%	16%
その他	6%	5%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金資産制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度13%、当連結会計年度12%含まれています。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び将来予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
割引率		
国内子会社	主として0.5%	主として0.5%
海外子会社	主として3.4%	主として2.4%
長期期待運用収益率		
国内子会社	主として2.0%	主として2.0%
海外子会社	主として5.3%	主として4.8%

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度2,086百万円、当連結会計年度2,439百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上原価	14	△3
販売費及び一般管理費	87	△21

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 9名 ② 当社執行役員 23名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 244,600株
付与日	2009年11月5日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2011年7月1日 至 2024年11月5日

(注) 1 株式数に換算して計算している。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）にかかる当社の連結資本当期純利益率（ROE）（以下、「達成業績」という。）が8.0%（以下、「目標業績」という。）に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 4 割当てを受けた新株予約権者が2009年7月1日以後に新たに取締役、執行役若しくは執行役員に就任した者であるとき、又は割当てを受けた新株予約権者が最終年度の末日以前に取締役、執行役及び執行役員を退任したときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記3による調整後の数に、さらに在任期間割合（2009年4月から2011年3月までのうち在任した日数の割合をいう。）を乗じて得た数とする。
- 5 上記3及び4の計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。
- 6 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 7 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 8 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 4名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 7,200株
付与日	2010年9月28日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2011年7月1日 至 2024年11月5日

(注) 1 株式数に換算して計算している。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）にかかる当社の連結資本当期純利益率（ROE）（以下、「達成業績」という。）が8.0%（以下、「目標業績」という。）に達しないときは、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 4 割当てを受けた新株予約権者が2010年7月1日以後に新たに取締役、執行役若しくは執行役員に就任した者であるとき、又は割当てを受けた新株予約権者が最終年度の末日以前に取締役、執行役及び執行役員を退任したときは、当該新株予約権者が行使しうる本新株予約権の数は、上記3による調整後の数に、さらに在任期間割合（2010年4月から2011年3月までのうち在任した日数の割合をいう。）を乗じて得た数とする。
- 5 上記3及び4の計算の結果、行使しうる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。
- 6 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 7 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 8 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 8名 ② 当社執行役員 23名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 323,000株
付与日	2011年9月27日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2014年7月1日 至 2026年6月30日

(注) 1 株式数に換算して計算している。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。

- 3 割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 4 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 5 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日か最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 4名 ② 当社執行役員 4名 ③ 子会社取締役及び執行役員 10名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 106,800株
付与日	2012年10月1日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2014年7月1日 至 2026年6月30日

- (注) 1 株式数に換算して計算している。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。
- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
 - 3 割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。
 - 4 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
 - 5 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
 - 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第5回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 5名 ② 当社執行役員 4名 ③ 子会社取締役及び執行役員 7名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 42,400株
付与日	2013年10月1日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2014年7月1日 至 2026年6月30日

(注) 1 株式数に換算して計算している。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た個数（1個未満の端数は切り捨てる。）のみ、本新株予約権を行使することができる。
- 4 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができる。この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 5 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 社外取締役を除く当社取締役 8名 ② 当社執行役員 19名 ③ 子会社取締役及び執行役員 16名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注) 1	当社普通株式 261,800株
付与日	2014年10月1日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2017年7月1日 至 2029年6月30日

(注) 1 株式数に換算して計算している。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。

- 3 割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である7.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数（以下、「業績調整後行使上限」という。）を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が2014年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権（本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。）の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
- 4 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 5 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は最終年度の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第7回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 当社非業務執行の取締役（社外取締役含む）11名 ② 当社執行役員 12名 ③ 当社執行役員 3名 ④ 子会社取締役及び執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプション付与数（注）1	当社普通株式 89,400株
付与日	2015年10月1日
権利確定条件	（注）5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2017年7月1日 至 2029年6月30日

（注）1 株式数に換算して計算している。なお、2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 4 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- 5 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
- (1) 割当対象者が割当日において当社の執行役若しくは執行役員、又は当社子会社の取締役又は執行役員である場合
(業績達成条件)
最終年度に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である7.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数（以下、「業績調整後行使上限」という。）を超えて、本新株予約権を行使することができない。ただし、新株予約権者が2014年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権（本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。）の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (2) 割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合
(権利行使期間の制限)
上記に定める権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。
- (3) 割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合（社外取締役を除く）
割当てる本新株予約権の全部又は一部について(2)の権利行使期間の制限を適用し、その余について(1)の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第8回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 当社非業務執行の取締役（社外取締役含む）11名 ② 当社執行役 4名 ③ 当社執行役員 1名 ④ 子会社取締役及び執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプション付与数（注）1	当社普通株式 38,000株
付与日	2016年10月1日
権利確定条件	(注) 5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2017年7月1日 至 2029年6月30日

(注) 1 株式数に換算して計算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 4 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- 5 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
- (1) 割当対象者が割当日において当社の執行役若しくは執行役員、又は当社子会社の取締役又は執行役員である場合
(業績達成条件)
最終年度に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である7.0%（以下、「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数（以下、「業績調整後行使上限」という。）を超えて、本新株予約権を行使することができない。
ただし、新株予約権者が2014年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権（本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。）の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (2) 割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合
(権利行使期間の制限)
上記に定める権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。
- (3) 割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合（社外取締役を除く）
割当てる本新株予約権の全部又は一部について(2)の権利行使期間の制限を適用し、その余について(1)の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

	第9回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	① 当社非業務執行の取締役（社外取締役含む）10名 ② 当社執行役 12名 ③ 当社オフィサー・参与 19名 ④ 子会社取締役及びオフィサー・参与 10名
株式の種類別のストック・オプション付与数（注）1	当社普通株式 73,700株
付与日	2017年10月1日
権利確定条件	(注) 5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 2020年4月1日 至 2032年3月31日

(注) 1 株式数に換算して計算している。

- 2 割当てを受けた新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、執行役又はオフィサー・参与に在任期間中及び退任後5年以内に限り本新株予約権を行使することができる。
- 3 割当てを受けた新株予約権者について、在任期間中の違法又は不正な職務執行があると認められるときは、当社は取締役会の決議によって、当該新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて本新株予約権を行使することができない。
- 4 割当てを受けた新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3か月を経過する日又は割当日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（以下、「最終年度」という。）の末日から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

- 5 当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する割当契約において、割当対象者の属性に応じて、次に定める条件を定めるものとする。なお、本新株予約権の行使単位は1個であり、端数の行使は認めない。
- (1) 割当対象者が割当日において当社の執行役若しくはオフィサー・参与、又は当社子会社の取締役若しくはオフィサー・参与である場合
(業績達成条件)
最終年度に係る当社の連結投下資本利益率（ROIC）（以下、「達成業績」という。）が目標である8.0%（以下「目標業績」という。）に達した場合には割当てを受けた新株予約権の全部を行使しうるものとするが、目標業績に達しない場合には、新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の数に権利確定割合（達成業績を目標業績で除して得た数とし、0.5を下限とする。）を乗じて得た数（以下、「業績調整後行使上限」という。）を超えて、本新株予約権を行使することができない。
ただし、新株予約権者が2017年10月1日から最終年度の末日までに本新株予約権以外の新株予約権（本新株予約権と同種の株式報酬型ストックオプションに限る。以下、「同種新株予約権」という。）の割当てを受けた場合であって、本新株予約権の前に割当てられた同種新株予約権の業績調整後行使上限に1個未満の端数があるときは、当該端数は、本新株予約権にかかる業績調整後行使上限に繰越すものとする。その他細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (2) 割当対象者が割当日において当社の社外取締役である場合
(権利行使期間の制限)
上記に定める権利行使期間にかかわらず、割当日から3年を経過するまでは、本新株予約権を行使することができない。
- (3) 割当対象者が割当日において当社の非業務執行の取締役である場合（社外取締役を除く）
割当てる本新株予約権の全部又は一部について(2)の権利行使期間の制限を適用し、その余について(1)の業績達成条件を適用する。細目について新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 6 前各号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	36,400	600	115,600	16,600	19,600
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	17,200	—	31,600	6,000	7,800
失効	—	—	—	—	—
未行使残	19,200	600	84,000	10,600	11,800

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	73,700
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	14,600
権利確定	—	—	—	59,100
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	150,400	51,400	21,800	—
権利確定	—	—	—	59,100
権利行使	37,000	19,600	8,000	20,300
失効	—	—	—	—
未行使残	113,400	31,800	13,800	38,800

(注) 2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の株式数に換算して記載しています。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,601	—	2,693	3,052	2,603
付与日における公正な 評価単価(円)	1,705	1,715	1,225	1,440	2,600

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,898	2,908	2,763	2,643
付与日における公正な 評価単価(円)	3,065	1,995	2,748	3,453

(注) 2016年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しているため、当該株式併合後の公正な評価単価に換算して記載しています。

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,133百万円	1,294百万円
赤字工事進行基準による売上損失	514百万円	514百万円
未払事業税	329百万円	367百万円
退職給付に係る負債	3,114百万円	2,557百万円
役員退職慰労引当金	31百万円	35百万円
固定資産未実現利益	266百万円	265百万円
税務上の繰越欠損金(注)	3,614百万円	2,438百万円
投資有価証券等評価損	651百万円	442百万円
たな卸資産評価損	2,399百万円	4,758百万円
完成工事補償等引当金	5,494百万円	3,707百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,951百万円	1,930百万円
その他	9,270百万円	10,539百万円
繰延税金資産小計	28,772百万円	28,851百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△3,506百万円	△1,928百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△10,473百万円	△10,767百万円
評価性引当額小計	△13,980百万円	△12,695百万円
繰延税金資産合計	14,791百万円	16,156百万円
繰延税金負債		
子会社等の留保利益	3,874百万円	3,850百万円
その他有価証券評価差額金	25百万円	3百万円
その他	1,921百万円	1,695百万円
繰延税金負債合計	5,821百万円	5,549百万円
繰延税金資産の純額	8,970百万円	10,606百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2019年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	1,239	386	304	330	143	1,210	3,614百万円
評価性引当額	△1,239	△384	△304	△314	△143	△1,120	△3,506百万円
繰延税金資産	—	1	0	15	0	90	(b) 108百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得が見込まれることにより、その一部を回収可能と判断しています。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	434	299	370	137	122	1,073	2,438百万円
評価性引当額	△143	△165	△360	△114	△106	△1,037	△1,928百万円
繰延税金資産	291	133	9	23	16	36	(b) 510百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得が見込まれることにより、その一部を回収可能と判断しています。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%	0.7%
住民税等均等割等	1.4%	1.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△19.3%	△28.6%
受取配当金連結消去に伴う影響額	18.4%	27.6%
評価性引当額	1.9%	△1.4%
在外連結子会社との税率差異	△5.9%	△6.2%
その他	0.7%	2.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.6%	27.4%

(収益認識関係)

(売上収益)

顧客との契約について、当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、ポンプやコンプレッサなどの回転機械を中核とした風水力事業、都市ごみ焼却施設をはじめとする環境プラント事業、半導体製造装置に関わる機器・装置を製造する精密・電子事業の各分野にわたり製造、販売、工事、保守等を行っています。

(i) 風水力事業

風水力事業においては、主にカスタム及び標準ポンプ、コンプレッサやタービン、冷凍機や冷却塔及び関連システム、その他送風機や、電気、情報通信、エネルギーなどの制御設備の製造、販売、工事、保守サービスを行っています。

風水力事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡または検収時点であると当社は判断しています。

風水力事業における工事請負契約及び保守契約については、主として、次の要件のいずれかに該当し、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

- ① 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。
- ② 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。
- ③ 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

これらについては、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて、工事期間にわたって売上高を認識します。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出し(インプット法)、履行義務の結果を合理的に測定できないが、当該履行義務を充足するコストを回収すると見込んでいる場合は、発生したコストの範囲でのみ売上高を計上することにより、当社グループの履行を忠実に描写しています。

(ii) 環境プラント事業

環境プラント事業においては、廃棄物処理施設に関連した製造、販売、工事、保守サービスを行っています。

環境プラント事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡または検収時点であると当社は判断しています。

環境プラント事業における工事請負契約及び保守契約については、主として、次の要件のいずれかに該当し、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

- ① 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。
- ② 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。
- ③ 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

これらについては、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて、工事期間にわたって売上高を認識します。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出し(インプット法)、履行義務の結果を合理的に測定できないが、当該履行義務を充足するコストを回収すると見込んでいる場合は、発生したコストの範囲でのみ売上高を計上することにより、当社グループの履行を忠実に描写しています。

(iii) 精密・電子事業

精密・電子事業においては主にドライ真空ポンプ及びCMP装置の製造、販売、保守サービスを行っています。

精密・電子事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡または検収時点であると当社は判断しています。

売上高は顧客との契約において約束された対価から、値引き、遅延損害金等を控除した金額で測定しています。変動性がある値引き等を含む変動対価については、合理的に利用可能なすべての情報を用いて対価の金額を見積り、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ売上高を認識しています。また、当社グループでは、契約開始時に、顧客に財またはサービスを移転する時点と顧客が対価を支払う時点までの期間が1年以内であると見込まれるため、対価に係る金利要素について調整を行っていません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、風水力機械、環境事業、精密・電子事業の3カンパニー制により、事業を展開しています。したがって、当社グループは、カンパニー制度を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「風水力事業」、「環境プラント事業」及び「精密・電子事業」の3つを報告セグメントとしています。

「風水力事業」は、ポンプ、コンプレッサ、タービン、冷熱機械、送風機等の製造、販売、運転及び保守等を行っています。

「環境プラント事業」は、都市ごみ焼却プラント、産業廃棄物焼却プラント、水処理プラント等のエンジニアリング及び工事、運転及び保守等を行っています。

「精密・電子事業」は、真空ポンプ、CMP装置、めっき装置、排ガス処理装置等の製造、販売及び保守等を行っています。

2 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

(事業セグメントの利益又は損失の算定方法の変更)

会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しています。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の風水力事業の売上高が1,555百万円増加、セグメント利益が688百万円増加し、環境プラント事業の売上高が3百万円減少、セグメント利益が254百万円増加し、精密・電子事業の売上高が3,252百万円増加、セグメント利益が1,483百万円増加しています。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、3	連結財務 諸表 計上額 (注) 4
	風水力 事業	環境プラ ント事業	精密・ 電子事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	323,139	69,505	128,255	520,900	1,524	522,424	—	522,424
セグメント間の内部 売上高又は振替高	693	7	0	701	2,646	3,347	△3,347	—
計	323,832	69,513	128,255	521,601	4,170	525,772	△3,347	522,424
セグメント利益	17,274	7,486	10,371	35,131	145	35,277	21	35,298
セグメント資産	313,032	52,418	141,909	507,359	27,257	534,616	60,622	595,239
その他の項目								
減価償却費	8,375	555	4,571	13,502	1,641	15,144	△11	15,132
のれんの償却額	325	—	—	325	—	325	—	325
持分法適用会社への投資 額（当年度末残高）	—	6,975	—	6,975	—	6,975	—	6,975
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	10,906	989	21,837	33,734	639	34,373	△4	34,369

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビジネスサポートサービス等を含んでいます。
- 2 調整額は、以下のとおりです。
- (1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去です。
- (2) セグメント資産の調整額は、全社資産63,422百万円及びセグメント間取引消去△2,799百万円です。全社資産の主なものは、当社の現金及び現金同等物、投資有価証券の一部、繰延税金資産等です。
- 3 その他の項目の減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、セグメント間取引消去です。
- 4 セグメント利益は、それぞれ連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、3	連結財務 諸表 計上額 (注) 4
	風水力 事業	環境プラ ント事業	精密・ 電子事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	313,581	67,536	141,119	522,238	1,489	523,727	—	523,727
セグメント間の内部 売上高又は振替高	762	10	3	775	2,595	3,371	△3,371	—
計	314,343	67,547	141,122	523,014	4,084	527,098	△3,371	523,727
セグメント利益 又は損失 (△)	19,789	7,146	11,448	38,385	△459	37,925	△46	37,879
セグメント資産	315,858	53,319	150,574	519,753	24,136	543,889	77,688	621,578
その他の項目								
減価償却費	8,225	606	5,527	14,358	1,623	15,981	△18	15,963
のれんの償却額	279	—	—	279	—	279	—	279
持分法適用会社への投資 額（当年度末残高）	—	7,695	—	7,695	—	7,695	—	7,695
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	12,567	880	16,470	29,918	2,438	32,357	△62	32,295

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビジネスサポートサービス等を含んでいます。

2 調整額は、以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去です。

(2) セグメント資産の調整額は、全社資産80,209百万円及びセグメント間取引消去△2,520百万円です。全社資産の主なものは、当社の現金及び現金同等物、投資有価証券の一部、繰延税金資産等です。

3 その他の項目の減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、セグメント間取引消去です。

4 セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を記載しているため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	中国	アジアその他	北米	その他	合計
233,353	80,611	87,889	55,343	65,226	522,424

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	米国	その他	合計
87,545	13,804	18,366	5,182	124,898

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を記載しているため、記載を省略しています。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	中国	アジアその他	北米	その他	合計
235,868	80,236	101,164	40,741	65,715	523,727

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	米国	その他	合計
95,636	14,209	21,112	5,244	136,202

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計	全社・消去	合計
	風水力事業	環境プラント事業	精密・電子事業	計				
減損損失	330	—	25	356	756	1,112	—	1,112

(注) 「その他」の金額は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等に係る金額です。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計	全社・消去	合計
	風水力事業	環境プラ ント事業	精密・電子 事業	計				
減損損失	148	—	69	218	26	244	—	244

(注) 「その他」の金額は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等に係る金額です。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	全社・消去	合計
	風水力事業	環境プラ ント事業	精密・電子 事業	計				
当期償却額	325	—	—	325	—	325	—	325
当期末残高	774	—	—	774	—	774	—	774

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	全社・消去	合計
	風水力事業	環境プラ ント事業	精密・電子 事業	計				
当期償却額	279	—	—	279	—	279	—	279
当期末残高	369	—	—	369	—	369	—	369

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	2,981.91円	3,106.10円
1株当たり当期純利益金額	241.79円	256.85円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	240.57円	255.82円

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	291,827	304,470
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	8,175	8,237
(うち新株予約権(百万円))	(1,132)	(765)
(うち非支配株主持分(百万円))	(7,043)	(7,472)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	283,651	296,232
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	95,124,069	95,371,031

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	23,349	24,473
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	23,349	24,473
普通株式の期中平均株式数(株)	96,566,820	95,284,291
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	492,676	382,805
(うち新株予約権(株))	(492,676)	(382,805)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首 残高 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱荏原製作所	第9回無担保社債	2017年10月24日	10,000	10,000	0.18	なし	2022年10月24日
㈱荏原製作所	第10回無担保社債	2020年10月22日	—	10,000	0.19	なし	2025年10月22日
合計	—	—	10,000	20,000	—	—	—

(注) 1 連結決算日後5年内における償還予定額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
—	10,000	—	—	10,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	46,169	23,352	1.7	—
1年以内に返済予定の長期借入金	4,795	4,704	0.4	—
1年以内に返済予定のリース債務	658	529	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	18,340	26,666	0.6	2022年～2025年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,021	890	—	2022年～2026年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	70,986	56,143	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

3 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	3,695	21,592	946	432
リース債務	471	228	111	46

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高	(百万円)	122,696	245,479	369,378	523,727
税金等調整前四半期(当期)純利益金額	(百万円)	6,233	12,111	20,170	36,045
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額	(百万円)	3,785	7,434	12,357	24,473
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	39.78	78.08	129.73	256.85

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額	(円)	39.78	38.30	51.63	127.05

② 決算日後の状況

特記事項はありません。

③ 訴訟

(岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設の火災事故に関する係争)

2015年10月23日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の 荏原環境プラント株式会社（以下、EEP）による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEPは粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。

本事故の損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議してまいりましたが、岐阜市からEEPに対し、43億62百万円及びその遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟が岐阜地方裁判所に2019年1月31日付で提起されました。さらに、岐阜市が2019年7月22日付で、損害賠償請求金額を44億74百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立てを行い、EEPはその変更申立てを2019年7月25日に受領しました。さらに、岐阜市が2020年7月17日付で、損害賠償請求金額を45億82百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立てを行い、EEPはその変更申立てを2020年7月20日に受領しました。現時点で当該事象が連結業績に与える影響を合理的に見積もることは困難な状況です。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	51,525	68,985
受取手形	※4 18,630	※4 12,300
売掛金	67,201	66,436
電子記録債権	※4 8,288	※4 14,797
製品	2,244	2,068
仕掛品	37,304	28,321
原材料及び貯蔵品	18,574	18,365
その他	24,534	26,091
貸倒引当金	△525	△501
流動資産合計	227,779	236,867
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	40,084	39,929
機械及び装置	9,053	9,581
土地	18,776	18,761
建設仮勘定	9,783	18,027
その他	3,677	3,258
有形固定資産合計	81,376	89,558
無形固定資産		
ソフトウェア	5,296	8,346
その他	358	356
無形固定資産合計	5,655	8,703
投資その他の資産		
投資有価証券	7,082	4,918
関係会社株式	81,749	81,962
関係会社出資金	21,807	21,804
長期貸付金	317	341
前払年金費用	2,653	3,155
繰延税金資産	5,009	4,951
その他	5,755	5,629
貸倒引当金	△3,101	△3,037
投資その他の資産合計	121,276	119,724
固定資産合計	208,307	217,986
資産合計	436,087	454,853

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	※4 2,338	※4 2,088
買掛金	18,566	18,301
電子記録債務	47,194	54,822
短期借入金	42,677	21,933
1年内返済予定の長期借入金	3,837	3,710
未払法人税等	269	1,754
賞与引当金	2,374	2,768
役員賞与引当金	160	245
完成工事補償引当金	1,416	1,858
製品保証引当金	2,579	2,887
工事損失引当金	9,617	1,386
その他	20,444	24,294
流動負債合計	151,476	136,052
固定負債		
社債	10,000	20,000
長期借入金	16,762	24,739
退職給付引当金	20	20
その他	3,005	2,582
固定負債合計	29,788	47,342
負債合計	181,264	183,394
純資産の部		
株主資本		
資本金	79,155	79,451
資本剰余金		
資本準備金	83,083	83,379
資本剰余金合計	83,083	83,379
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	91,421	107,883
利益剰余金合計	91,421	107,883
自己株式	△17	△20
株主資本合計	253,643	270,693
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	47	—
評価・換算差額等合計	47	—
新株予約権	1,132	765
純資産合計	254,822	271,459
負債純資産合計	436,087	454,853

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	※1 220,266	※1 230,975
売上原価	171,961	175,673
売上総利益	48,305	55,301
販売費及び一般管理費	※2 46,268	※2 52,524
営業利益	2,037	2,777
営業外収益		
受取利息	231	156
受取配当金	15,746	23,212
その他	850	152
営業外収益合計	16,829	23,521
営業外費用		
支払利息	913	591
為替差損	395	417
その他	239	505
営業外費用合計	1,548	1,513
経常利益	17,317	24,785
特別利益		
固定資産売却益	306	4
投資有価証券売却益	713	76
その他	1	—
特別利益合計	1,021	81
特別損失		
固定資産売却損	2	2
固定資産除却損	89	354
減損損失	1,087	187
投資有価証券売却損	143	227
出資金評価損	0	—
その他	2	0
特別損失合計	1,325	772
税引前当期純利益	17,013	24,094
法人税、住民税及び事業税	△891	△113
法人税等調整額	1,927	953
法人税等合計	1,035	840
当期純利益	15,978	23,254

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	79,066	82,995	5,536	88,531	96,054	96,054
当期変動額						
新株の発行	88	88		88		
剰余金の配当					△5,877	△5,877
当期純利益					15,978	15,978
自己株式の取得						
自己株式の処分			△0	△0		
自己株式の消却			△5,536	△5,536	△14,733	△14,733
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	88	88	△5,536	△5,448	△4,632	△4,632
当期末残高	79,155	83,083	—	83,083	91,421	91,421

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△5,281	258,370	244	244	1,152	259,767
当期変動額						
新株の発行		176				176
剰余金の配当		△5,877				△5,877
当期純利益		15,978				15,978
自己株式の取得	△15,004	△15,004				△15,004
自己株式の処分	0	0				0
自己株式の消却	20,269	—				—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△197	△197	△20	△217
当期変動額合計	5,264	△4,727	△197	△197	△20	△4,944
当期末残高	△17	253,643	47	47	1,132	254,822

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	79,155	83,083	—	83,083	91,421	91,421
会計方針の変更による累積的影響額					△1,079	△1,079
会計方針の変更を反映した当期首残高	79,155	83,083		83,083	90,342	90,342
当期変動額						
新株の発行	296	296		296		
剰余金の配当					△5,713	△5,713
当期純利益					23,254	23,254
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式の消却						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	296	296	—	296	17,540	17,540
当期末残高	79,451	83,379	—	83,379	107,883	107,883

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△17	253,643	47	47	1,132	254,822
会計方針の変更による累積的影響額		△1,079				△1,079
会計方針の変更を反映した当期首残高	△17	252,564	47	47	1,132	253,743
当期変動額						
新株の発行		592				592
剰余金の配当		△5,713				△5,713
当期純利益		23,254				23,254
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分		—				—
自己株式の消却		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△47	△47	△366	△413
当期変動額合計	△3	18,129	△47	△47	△366	17,716
当期末残高	△20	270,693	—	—	765	271,459

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社及び関連会社株式

総平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び貯蔵品は総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、仕掛品は個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

(5) 製品保証引当金

売買契約に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

(6) 工事損失引当金

請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準等の適用指針」（企業会計適用指針第30号 2018年3月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務及び借入金

③ ヘッジ方針

内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

上記②に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記②に係る為替変動リスク

ヘッジ取引ごとにヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できるようになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(i) 一定期間にわたり充足される履行義務

従来、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、少額かつごく短期な工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しています。履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識し、少額かつごく短期な工事については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(ii) 一時点で充足される履行義務

従来、精密・電子事業の半導体製造装置に関して、客先での設置が完了した時点で収益を認識していましたが、客先での設置完了後の性能確認が完了した時点で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、次の①から③の処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

- ① 履行義務の充足分及び未充足分の区分
- ② 取引価格の算定
- ③ 履行義務の充足分及び未充足分への取引価格の配分

この結果、当事業年度の売上高が6,445百万円増加し、売上原価は4,969百万円増加し、販売費及び一般管理費は269百万円減少し、営業利益及び経常利益、並びに税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,745百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は1,079百万円減少しています。なお、当事業年度の1株当たり純資産額は1.38円増加し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益が、それぞれ12.71円及び12.66円増加しています。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記していました「流動資産」の「前渡金」、「短期貸付金」、「未収入金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「前渡金」に表示していた1,379百万円、「短期貸付金」に表示していた13,712百万円、「未収入金」に表示していた3,963百万円は、「その他」として組み替えています。

前事業年度において独立掲記していました「有形固定資産」の「車両運搬具」、「工具、器具及び備品」、「リース資産」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「有形固定資産」の「車両運搬具」に表示していた35百万円、「工具、器具及び備品」に表示していた3,010百万円、「リース資産」に表示していた631百万円は、「その他」として組み替えています。

前事業年度において独立掲記していました「無形固定資産」の「特許権」、「リース資産」、「施設利用権」、「電話加入権」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「無形固定資産」の「特許権」に表示していた245百万円、「リース資産」に表示していた26百万円、「施設利用権」に表示していた19百万円、「電話加入権」に表示していた67百万円は、「その他」として組み替えています。

前事業年度において独立掲記していました「投資その他の資産」の「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「長期前払費用」に表示していた86百万円は、「その他」として組み替えています。

前事業年度において独立掲記していました「流動負債」の「リース債務」、「未払金」、「前受金」、「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「リース債務」に表示していた317百万円、「未払金」に表示していた5,185百万円、「前受金」に表示していた2,532百万円、「預り金」に表示していた2,957百万円は、「その他」として組み替えています。

前事業年度において独立掲記していました「固定負債」の「リース債務」、「長期未払金」、「資産除去債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「固定負債」の「リース債務」に表示していた409百万円、「長期未払金」に表示していた154百万円、「資産除去債務」に表示していた2,115百万円は、「その他」として組み替えています。

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記していました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」に表示していた2百万円は、「その他」として組み替えています。

前事業年度において独立掲記していました「営業外費用」の「社債利息」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「社債利息」に表示していた18百万円は、「その他」として組み替えています。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大)

新型コロナウイルス感染症の拡大は世界的に継続し、現時点でもなお大きな脅威として存在し、予断を許さない状況が続いています。一方で、“withコロナ”と呼ばれる感染予防と経済活動の共存に向けた動きは活発化しており、社会・産業インフラの需要は一時期に比べて改善しています。

同感染症による当社の事業への影響は限定的であり、翌事業年度は、事業環境が底堅く推移すると仮定し会計上の見積りを行っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が当該前提と乖離する場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(取得による企業結合)

当社は、2020年12月14日開催の取締役会において、トルコポンプメーカーVansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş.とVansan Makina Montaj ve Pazarlama A.Ş.を傘下に持つ Çiğli Su Teknolojileri A.Ş.の全発行済株式を取得することを決議し、2020年12月21日に株式譲渡契約を現株主との間で締結しました。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載のとおりです。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
短期金銭債権	48,255百万円	50,097百万円
長期金銭債権	589百万円	542百万円
短期金銭債務	24,505百万円	28,946百万円

2 保証債務

(1) 従業員住宅資金の銀行借入に対する保証

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
	38百万円	31百万円

(2) 関係会社の銀行借入等に対する保証

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)	
連結会社		連結会社	
Elliott Company	6,181百万円	Elliott Company	6,664百万円
(株)荏原電産	262百万円	(株)荏原電産	471百万円
Ebara Thermal Systems (Thailand) Co., Ltd.	90百万円	Ebara Thermal Systems (Thailand) Co., Ltd.	120百万円
		EBARA PUMPS SAUDI ARABIA LLC	4百万円
連結会社計	6,535百万円	連結会社計	7,261百万円
非連結会社		非連結会社	
EBARA PUMPS SAUDI ARABIA LLC	17百万円	該当事項はございません	
非連結会社計	17百万円	非連結会社計	一百万円

(3) 公益財団法人荏原島山記念文化財団の銀行借入に対する保証

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
	一百万円	153百万円

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

代替流動性の充実に目的に当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額	5,000百万円	5,000百万円
貸出コミットメント	45,000百万円	80,000百万円
借入実行残高	－百万円	－百万円
差引額	50,000百万円	85,000百万円

※4 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しています。なお、期末日が金融機関の休日であったため、以下の期末日満期手形等が、期末残高に含まれています。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
受取手形	3,025百万円	2,693百万円
電子記録債権	466百万円	826百万円
支払手形	119百万円	88百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	60,755百万円	65,334百万円
仕入高	25,903百万円	24,193百万円
営業取引以外の取引による取引高	16,404百万円	24,068百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
貸倒引当金繰入額	△51百万円	△163百万円
人件費	13,038百万円	16,280百万円
賞与引当金繰入額	1,041百万円	1,553百万円
役員賞与引当金繰入額	160百万円	245百万円
退職給付費用	484百万円	536百万円
減価償却費	2,235百万円	2,634百万円
研究開発費	8,645百万円	9,219百万円
業務委託費	5,468百万円	6,717百万円
おおよその割合		
販売費	12%	9%
一般管理費	88%	91%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価については記載していません。これらの貸借対照表計上額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
子会社株式	79,505	79,718
関連会社株式	2,243	2,243

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	727百万円	847百万円
赤字工事進行基準による売上損失	514百万円	514百万円
退職給付引当金	1,881百万円	1,653百万円
税務上の繰越欠損金	2,487百万円	1,253百万円
投資有価証券等評価損	54百万円	51百万円
関係会社株式評価損	2,400百万円	2,400百万円
たな卸資産評価損	1,489百万円	3,889百万円
固定資産除却損	1,065百万円	1,070百万円
減価償却費	710百万円	650百万円
完成工事補償等引当金	4,168百万円	1,877百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,110百万円	1,083百万円
未払金	563百万円	699百万円
その他	2,133百万円	2,080百万円
繰延税金資産小計	19,307百万円	18,072百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,487百万円	△852百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,097百万円	△11,546百万円
評価性引当額小計	△13,584百万円	△12,398百万円
繰延税金資産合計	5,723百万円	5,674百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	20百万円	－百万円
その他	692百万円	723百万円
繰延税金負債合計	713百万円	723百万円
繰延税金資産の純額	5,009百万円	4,951百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△27.3%	△28.6%
評価性引当額	3.6%	△6.1%
その他	△1.3%	7.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.1%	3.5%

(収益認識関係)

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (収益認識関係)」に記載のとおりです。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物及び構築物	89,961	2,539	998 (97)	2,579	91,501	51,572
	機械及び装置	50,281	3,334	1,696 (54)	2,745	51,918	42,337
	土地	18,776	—	14 (3)	—	18,761	—
	建設仮勘定	9,783	20,823	12,579 (7)	—	18,027	—
	その他	27,148	1,452	1,362 (20)	1,844	27,238	23,979
	計	195,950	28,150	16,652 (183)	7,169	207,448	117,889
無形固定資産	ソフトウェア	25,312	5,182	548 (4)	2,127	29,946	21,600
	その他	5,105	69	103	71	5,071	4,715
	計	30,418	5,251	651 (4)	2,199	35,018	26,315

- (注) 1 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です
2 建設仮勘定の増加額のうち主たるものは、藤沢事業所自動化工場関連11,966百万円です。
3 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しています。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,627	135	224	3,538
賞与引当金	2,374	9,028	8,634	2,768
役員賞与引当金	160	245	160	245
完成工事補償引当金	1,416	1,709	1,267	1,858
製品保証引当金	2,579	2,213	1,905	2,887
工事損失引当金	9,617	712	8,943	1,386

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	自 1月1日 至 12月31日
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—————
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 https://www.ebara.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡しを請求する権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しています。

- | | | | |
|---|------------------|--------------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに
確認書 | 事業年度
(第155期) | (自 2019年1月1日
至 2019年12月31日) | 2020年3月30日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類 | | | 2020年3月30日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書及び確認書 | (第156期
第1四半期) | (自 2020年1月1日
至 2020年3月31日) | 2020年5月14日
関東財務局長に提出。 |
| | (第156期
第2四半期) | (自 2020年4月1日
至 2020年6月30日) | 2020年8月12日
関東財務局長に提出。 |
| | (第156期
第3四半期) | (自 2020年7月1日
至 2020年9月30日) | 2020年11月13日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | | | 2020年3月30日
関東財務局長に提出。 |
| 金融商品取引法第24条の5第4項及び企
業内容等の開示に関する内閣府令第19条
第2項第9号の2(株主総会における議
決権行使の結果)に基づく臨時報告書 | | | |
| (5) 有価証券届出書(譲渡制限付株式報酬と
しての普通株式の発行) | | | 2020年4月14日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 有価証券届出書(業績連動型株式報酬と
しての普通株式の発行) | | | 2020年4月14日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 訂正有価証券届出書(2020年4月14日提
出の(6)有価証券届出書(業績連動型
株式報酬として普通株式の発行)の訂
正届出書) | | | 2020年4月17日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 発行登録書(社債)及びその添付書類 | | | 2020年11月20日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年3月29日

株式会社荏原製作所

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林 三子雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀越 喜臣	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤 隆之	㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社荏原製作所の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を早期適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事請負契約等における収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社は、ポンプやコンプレッサなどの回転機械の中核とした風水力事業、都市ごみ焼却施設をはじめとする環境プラント事業、半導体製造装置に関わる機器・装置を製造する精密・電子事業の各分野にわたり製造、販売、工事、保守等を行っている。</p> <p>注記事項（会計方針の変更）（収益認識に関する会計基準等の適用）（i）一定期間にわたり充足される履行義務、及び（収益認識関係）に記載されているとおり、風水力事業セグメントのポンプ事業、コンプレッサ・タービン事業、冷熱事業及び環境プラント事業セグメントにおける工事請負契約及び保守契約等については、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識している。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出している。</p> <p>これら工事請負契約及び保守契約等の収益認識は、原価総額の見積りの影響を受ける。その中には1件当たりの契約金額が多額なもの、工期が長いもの、案件ごとに仕様も異なる個別的なものが含まれる。個別性の強い契約の原価総額の見積りは複雑で、画一的な判断尺度を得られにくく、案件に対する専門的な知識と経験を有するプロジェクト管理責任者による一定の仮定と判断を伴う。工期の長い契約は進行途上における契約の変更、悪天候による施工の遅延、建設資材単価や労務単価等の変動が生じる場合があり、原価総額の適時・適切な見直しには複雑性が伴う。こういった点から、これらの原価総額の見積りは不確実性が高く、経営者による判断が重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上のとおり、工事請負契約及び保守契約等の収益認識の前提となる原価総額の見積りの監査には、案件に応じた様々な見積要素の検討を要することから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、工事請負契約及び保守契約等の収益認識の前提となる原価総額の見積りを評価するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（1）内部統制の評価</p> <p>原価総額の見積りに関する会社及び連結子会社の以下の内部統制の整備・運用状況の評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原価総額の見積りの基礎となる実行予算書（案件の原価管理のために作成され承認された予算書）が専門知識を有するプロジェクト担当者により作成され、必要な承認により信頼性を確保するための統制 ・ 案件の施工状況や実際の原価の発生額、あるいは顧客からの仕様変更指示に応じて、適時に原価総額の見積りの改訂が行われる体制 ・ 案件の損益管理、進捗度について、原価の信頼性に責任を持つプロジェクト管理部門が適時・適切にモニタリングを行う体制 <p>（2）原価総額の見積りの妥当性の評価</p> <p>契約額等の金額的重要性及び契約条件や工期の長さ等を考慮して、原価総額の見積りの不確実性が高い案件を抽出し、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原価総額の見積りについて、契約書や実行予算書、工程管理資料と照合し、見積原価が契約内容に照らして整合しているか、原価要素ごとに積上げにより計算されているか、また、実行予算書の中に、将来の不確実性に対応することを理由として異常な金額の調整項目が入っていないかを検討した。 ・ 原価総額の変動が一定の基準以上のものについては、プロジェクト管理責任者への質問により、その変動内容が案件の実態を反映したものであるかを検討した。 ・ 経営管理者やプロジェクト管理責任者に、案件の遂行状況及び原価総額の変動の要否の判断について質問を行い、工程表や費用の発生状況に照らして、回答を評価した。また、仕様や工期等に関連する重要な見積要素を識別し、見積要素の不確実性の影響に関する経営管理者の判断を評価した。 ・ 工事現場や進行案件現物の視察を行い、案件の進捗状況が原価総額の見積り及び進捗度と整合しているかを検討した。 ・ 原価総額の事前の見積額とその確定額又は再見積額を比較することによって、原価総額の見積りプロセスを評価した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社荏原製作所の2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社荏原製作所が2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月29日

株式会社荏原製作所

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林 三子雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀越 喜臣	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤 隆之	㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社荏原製作所の2020年1月1日から2020年12月31日までの第156期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を早期適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事請負契約等における収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、ポンプなどの回転機械を中核とした風水力事業、及び半導体製造装置に関わる機器・装置を製造する精密・電子事業の各分野にわたり製造、販売、工事、保守等を行っている。</p> <p>注記事項（会計方針の変更）（収益認識に関する会計基準等の適用）（i）一定期間にわたり充足される履行義務、及び（収益認識関係）に記載されているとおり、風水力事業セグメントのポンプ事業における工事請負契約及び保守契約等については、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識している。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出している。</p> <p>これら工事請負契約及び保守契約等の収益認識は、原価総額の見積りの影響を受ける。その中には1件当たりの契約金額が多額で、案件ごとに仕様も異なる個別なものが含まれる。個別性の強い契約の原価総額の見積りは複雑で、画一的な判断尺度を得られにくく、案件に対する専門的な知識と経験を有するプロジェクト管理責任者による一定の仮定と判断を伴う。こういった点から、これらの原価総額の見積りは複雑で、高い不確実性を伴い、経営者による判断が重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上のとおり、工事請負契約及び保守契約等の収益認識の前提となる原価総額の見積りの監査には、案件に応じた様々な見積要素の検討を要することから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、工事請負契約及び保守契約等の収益認識の前提となる原価総額の見積りを評価するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（1）内部統制の評価</p> <p>原価総額の見積りに関する会社の以下の内部統制の整備・運用状況の評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原価総額の見積りの基礎となる実行予算書（案件の原価管理のために作成され承認された予算書）が専門知識を有するプロジェクト担当者により作成され、必要な承認により信頼性を確保するための統制 ・ 案件の施工状況や実際の原価の発生額、あるいは顧客からの仕様変更指示に応じて、適時に原価総額の見積りの改訂が行われる体制 ・ 案件の損益管理、進捗度について、原価の信頼性に責任を持つプロジェクト管理部門が適時・適切にモニタリングを行う体制 <p>（2）原価総額の見積りの妥当性の評価</p> <p>契約額等の金額的重要性及び契約条件や工期の長さ等を考慮して、原価総額の見積りの不確実性が高い案件を抽出し、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原価総額の見積りについて、契約書や実行予算書、工程管理資料と照合し、見積原価が契約内容に照らして整合しているか、原価要素ごとに積上げにより計算されているか、また、実行予算書の中に、将来の不確実性に対応することを理由として異常な金額の調整項目が入っていないかを検討した。 ・ 原価総額の変動が一定の基準以上のものについては、プロジェクト管理責任者への質問により、その変動内容が案件の実態を反映したものであるかを検討した。 ・ 経営管理者やプロジェクト管理責任者に、案件の遂行状況及び原価総額の変動の要否の判断について質問を行い、工程表や費用の発生状況に照らして、回答を評価した。また、仕様や工期等に関連する重要な見積要素を識別し、見積要素の不確実性の影響に関する経営管理者の判断を評価した。 ・ 進行案件現物の視察を行い、案件の進捗状況が原価総額の見積り及び進捗度と整合しているかを検討した。 ・ 原価総額の事前の見積額とその確定額又は再見積額を比較することによって、原価総額の見積りプロセスを評価した。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月29日

【会社名】 株式会社荏原製作所

【英訳名】 EBARA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 浅見 正男

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都大田区羽田旭町11番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社荏原製作所大阪支社
(大阪市北区堂島一丁目6番20号)
株式会社荏原製作所中部支社
(名古屋市西区菊井二丁目22番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役社長 浅見 正男は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社62社、持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社34社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額及び質的重要性から7つの「重要な事業拠点」を選定しました。それらの売上高合計（連結会社間取引消去後）は、前連結会計年度の売上高の概ね3分の2になっています。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月29日

【会社名】 株式会社荏原製作所

【英訳名】 EBARA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 浅見 正男

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都大田区羽田旭町11番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社荏原製作所大阪支社
(大阪市北区堂島一丁目6番20号)
株式会社荏原製作所中部支社
(名古屋市西区菊井二丁目22番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 浅見 正男は、当社の第156期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。